

第百六十四回国
参議院
総務委員会
會議録
第五号

平成十八年三月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

平田 健二君

補欠選任

平野 達男君

出席者は左のとおり。

委員長 世耕 弘成君
理事 景山俊太郎君
森元 恒雄君
山本 順三君
高嶋 良充君
内藤 正光君
委員 尾辻 秀久君
柏村 武昭君
椎名 一保君
二之湯 智君
山崎 力君
吉村剛太郎君
伊藤 基隆君
高橋 千秋君
那谷屋正義君
平野 達男君
藤本 祐司君
蓮 舩君
魚住裕一郎君
澤 雄二君
吉川 春子君
又市 征治君
長谷川憲正君

総務大臣 竹中 平蔵君
総務副大臣 山崎 力君
大臣政務官 財務大臣政務官 野上浩太郎君
政府特別補佐人 人事院総裁 佐藤 壮郎君
事務局側 常任委員会専門員 高山 達郎君
政府参考人 人事院事務総局 人材局長 鈴木 明裕君
総務大臣官房総括審議官 荒木 慶司君
総務省行政管理局長 藤井 昭夫君
総務省自治財政局長 瀧野 欣彌君
総務省自治税務局長 小室 裕一君
文部科学大臣官房審議官 山中 伸一君
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 東 泰秀君
局育成環境課長

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(世耕弘成君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、平田健二君が委員を辞任され、その補欠

として平野達男君が選任されました。

○委員長(世耕弘成君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に人事院事務総局人材局長鈴木明裕君、総務大臣官房総括審議官荒木慶司君、総務省行政管理局長藤井昭夫君、総務省自治財政局長瀧野欣彌君、総務省自治税務局長小室裕一君、文部科学大臣官房審議官山中伸一君及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長東泰秀君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(世耕弘成君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(世耕弘成君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高橋千秋君 おはようございます。民主党・新緑風会の高橋千秋でございます。

今日は、地方税法、地方交付税法の質疑ということで、実は私、過去四年間、代表質問、この法案について四年間連続、代表質問をさせていただいたという経過がございます。片山大臣や麻生大臣それぞれに質問をずっとさせていただいて、地方税法、地方交付税法、地財計画、そのことについて私、何度もやっていますが、田舎出身ということ、地方を大事にするために我々頑張らなきゃいけないということ、このことについて

ずっと質問に立たせていただいているんですけども、今日も短い時間でありまして、基本的な話を質問させていただいて、そしてまた同僚議員あと二人、民主党の方、質問させていただきましても、いろいろな細かい部分もあるかも分りませんが、よろしくお願いを申し上げます。

まず、定率減税の話等も質問通告させていただいておりますけれども、基本的に今の景気の状態ですね、もう御専門家です。で、何年度も、去年も郵政民営化法案の中で何年度も話がありまして、それ以降も、私が見ても多少良くなってきたとは思いますが、この景気の動向について、大臣、どういふふうに御認識をされているのか、冒頭伺いたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 高橋委員は三重の御出身で、私は和歌山で、本当お隣同士でございます。今日は御答弁をさせていただきます。実は昨日、月例経済報告が行われました。実は私、ちよつと所要で昨日の會議は出ておりませんのですけれども、景気は回復しているというのが政府の基本的な認識でございます。

これまでの経過もいろいろ振り返ってみまして、やはり企業部門が改善してきた。これはいろんな形で見られていると思います。特に、企業部門の改善の代名詞として三重県の一部の地域等々がよく引用にもされるわけがございますけれども、重要なのは、その企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門にも波及してきたという点が大きな点であろうかと思ひます。まあもちろん家計部門は企業部門より後れております。しかし、それが家計部門に及んでいくからこそ、実は消費も比較的しっかりと動きになって

きたというのが現状であろうかと思ひます。

一方で、もちろん極めて注意を要する要因もあるろうかと思ひます。原油の問題、あろうかと思ひますし、また同じ国内でもやはり格差が見られるというのも事実であろうかと思ひます。格差の中で、その中でもようやくすべての地域で良い指標が見られるようになってきたというのが今の段階でございますので、我々としては、やはり今の景気是非とも腰折れさせたくない、更にこれが家計に及び、力強く家計に及び、そして地域に及び、そのような形に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋千秋君 景気の状態については私も近いような認識も持っておりますし、随分雰囲気は変わってきているなと思ひます。

ただ、昨日の新聞だったか、全国の収入の額が出ておりましてけれども、東京とそれから沖縄で比べると大体半分ですね、平均でいくと。三重県は幸いにして最近調子が良くて随分上がってきておりまして、昔から比べると随分高位になるようになってまいりましたし、企業進出も随分増えてきて、最近では工業団地の土地がないというような状況にまで一部では実はなっております。ただ、好調だと言われる私の地元の三重県でも、和歌山でございますから三重県の形は御存じだと思いますが、北の方は大変調子がいいんですが、和歌山に近い南の方は大変調子が良くないということとで、同じ収入に関しても北の方と一番南の方では大体百万円ぐらい差があるんですね、同じ県の中で。

先ほど申しました日本全体を見渡すと、東京が四百万ぐらいで沖縄が二百万ぐらいという倍ぐらの差があると。その差が、小泉総理は格差が広がるのはそう、何というんですかね、悪いことでもないというような御表現もあったようでありましてけれども、私はやっぱりこの日本が発展してきたのは、なるべくみんながともに生活を良くするために頑張っているという、その先輩方の思いの中で経済発展がしてきた中で、ここに来て、

よくずつと言われてきたアメリカ型社会というか、そういう格差の部分が随分広がってきているように思っていますけれども、そのことに対する認識は、竹中大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、三重県の南部と北部のお話ありましたが、和歌山県も正に同じで、県内では南北問題というような言われ方をすることもございます。世耕委員長は大変よくその辺は御存じでございますけれども。

格差についてですけれども、私はかねてから、これは実は一九八〇年代の後半ぐらいから世界的に格差が広がるような、そういう圧力が働いているというふうに申し上げてまいりました。技術のフロンティアが広がって、そして国際化、グローバル化というフロンティアが広がっていく中で、フロンティアが広がると、どうしても、その最先端を行く人となかなかそのフロンティアに入っていけない人との差が広がるという圧力がどうしても出てまいります。これはもう日本のみならず、世界的な一種の悩みといえますか、解決しなければいけない問題であるというふうに思っています。

じゃ、それに対してどのように立ち向かっていったらよいのかということをお考えいただかなければいけないわけですが、私は、そのためにも、そういう圧力が働いているということを認識した上で、やはり三つのことをやっていかねばいけない。それ以外に方法はないのだと思ひます。

そのフロンティアを止めるということはやっぱりできないわけでありまして、そうすると、まず、すべての人が機会の平等を得て同じように挑戦の機会を得るといふ、機会の平等を持つということがやはり第一だと思ひます。第二番目が、今度はその格差がどうしても生じる圧力があるわけですから、いったん生じたとしても、それを固定させないために再挑戦する、そういう再挑戦の仕組みをつくっていくということではないかと思ひます。我々、規制緩和は規制緩和でやるけれど、

ども、必要なルールはちゃんとして健全な競争をしてもらう。そして、再挑戦を可能にするために、例えば特区もそうですし、一円起業もそうですし、ありましても、そういう仕組みをつくっていく。そして、三番目としては、やはりセーフティーネットをしつかりと確保していく。そのようなこと、三つのことをやらなければいけないと思ひます。

一番困るのは、もう格差がどうしようもないというところで、希望を失ってしまった希望の格差が生まれることだというのが専門家によっても指摘されておりますけれども、格差を固定させないよう、再挑戦もできる、セーフティーネットはある、そして機会の平等がある、そういう形で世界的なこの格差への圧力に対して私たちは備えをしていかなければいけないというふうに思っております。

○高橋千秋君 その圧力があることに對して、当然どう手を差し伸べるのかということが私は大事なことで、どう思うし、それから、どうもがいて競争社会の中で生き残れない人というのは当然出てまいります。これはいろんなところで言われてきておりますけれども、幾ら頑張ってもやっぱりどうしても助けられない人というのは出てくるわけで、それを助けていくのがやっぱり政治の世界だろと思うし、国や行政の役割だろうと思うんですね。だから、そこを是非考えていただきたいなというふうに思っています。

というのも、今回のこの地方交付税法にしろ地方税法にしろ、地方からはかなりやっぱり不満が出ております。出ているところは、特にどうして何ともならないところからは、このままだともうそのまま野たれ死んでしまえというようなことかというふうなことで言うところもございまして。

その意味で、是非、総務省は地方の味方だと思ひますので、是非そのことを考えていただきたいと思ひますし、敵だと思ひませんが、財務省の方から同じような認識を持っておられるかどうか

を御確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(野上浩太郎君) お答え申し上げます。

私も富山県出身でございますので、地方出身でございますが、今の竹中大臣と同じような認識、財務省持っておるということでございます。

○高橋千秋君 その割にはやっぱり地方に厳しい圧力がやっぱり財務省からは掛かっているというふうに認識をしておりますので、是非竹中大臣、立場が変わりましたので、抵抗を是非していただいている、ここでは抵抗勢力に是非なっていないかと思ひますが、その心意気をまず御確認だけさせていたいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 高橋委員がおっしゃった、やっぱり同じだけ頑張ってもその結果が違ってくる場合があるというのは、これはもうそのとおりだと思ひます。特に、総務省として地域の行政に對していろいろ見させていたいただいていますね。やっぱり元々の資源の賦存状況が違えば、例えば東京と和歌山で同じような企業化の努力をしても、東京にはいろんな人的なネットワークがある、そして高速道路も空港も近い、世界にすぐ行くところと思たら海外にも行ける。それはまあ恐らく地方の、特に都郡と言われる方とはやっぱり違う、非常に大きな資源の賦存状況の差であると思ひます。そうしたことに對してはやはりちゃんと配慮をしていかないと、これ、健全な国民生活ということにはなっていないというふうに思ひます。そういう観点では、総務省の行政の中では大変踏まえるべき重要な点だというふうに考えておりまして、我々の懇談会、私の懇談会でもそのことについてはしっかりと議論をしていただいております。

私自身は、そういうことを申し上げると、諮問会議等々でしつかりと申し上げるということと、加えて、これからいろいろ御議論いただくと思ひますけれども、交付税というのはやはり地方固有の財源であって、そして最終的に地方が歳出を行うための言わば国全体で見ると中間的な支出なわ

けですから、それを何か最終支出と勘違いして、それを減らせ、減らせというねらい撃ちのような議論は非常に困ると。財務省がそのように全員が言っているというふうには思いませんけれども、やはり諮問会議の中でもそういうふうにならざる勘違いしているのではないかなと思われる議論が結構出ますので、私としては、諮問会議では最近私、嫌われ者だと思えますけれども、随分といろいろ声を張り上げてそのような主張はさせていただいております。そして、その姿勢は是非貴きかと思っております。

○高橋千秋君 是非貴いていただきたいと思えますし、さっきの勘違いという部分ですね、そこに振っていただきましたので、その交付税の方を先にやりたいと思えますけれども。

某閣僚の方が、仕送り先が何か、牛どんだったか何とかを、うな重か、うな重を取るようなものだという話をされたそうなんですけれども、それこそ正に勘違いだと思ふんですね。それは正に国の金を上げていますよという感覚でそういうことを言っていると思ふんですよ。さっき大臣が言われたように、地方固有の財源だということであれ、そういう発想は出ないはずなんです。だから、そこを是非勘違いしないように某大臣にも言っていただいたいと思ふんですけれども、そういう認識がやっぱり内閣の中にもないんではないかなと私は少し心配をしておりますし、特に財務省の方からはそういう部分についてほとんど削れ、削れという圧力が随分掛かっているようでありますので、是非それに対しては認識をさせるように努力をしていただきたいと思いますが、財務省の方はそういう認識でよろしいでしょうか、地方交付税は地方固有の財源だということ。

○大臣政務官(野上浩太郎君) 今お話がございましたとおり、地方交付税につきましては地方の固有の財源であると考えて差し支えないというふうには思っております。

○高橋千秋君 もう少し深く言ってほしいないうのはあります。

実は、元旦に三重県の場合は合併が、取りあえずこの法律の枠の中での合併は終了いたしました。それで六十九あった市町村が二十九に三重県の場合になりました。それに伴う選挙が行われたりして、正月早々いろいろ大変だったんですけれども、その中で、大変残念なことに、二月の末に三重県の伊勢市の市長が亡くなられてまして、これは自殺という大変残念なことだったんですが、十一月の末に当選をされたばかりでございました。つまり、合併に伴う、元々は伊勢の市長だったんですけれども、合併に伴って新市長になって三か月だったんですね。やはりかなり、まあいろいろな要因はあったと思えます、これは。自殺ということでありまして、本当の理由のところは分かりませんが、いろいろな理由から見ると、やはり財政状況厳しい中でいろいろな圧力が掛かって、それを思っでそういう行動に出たという声もあります。

実は、全国で三人その合併に伴うことで自殺されているんですよ、首長が。この数が多いか少ないかは何とも言えませんが、非常にその財政が厳しい中で、合併というのは皆さん御存じのように臨時的な救済策みたいなところがあって、金がないんで合併をしなきゃいけないということからずっと来ております。今千八百台ぐらいになったようでありまして、大変地方の財政状況が厳しいというのは、合併したからって急に良くなるわけではなくて、何とかしばらくもつというふうな状況をつくっているにすぎないんではないかなというふうには私は認識しているんですけれども。

ここ数年、三位一体改革と称して片山大臣、そして麻生大臣に引き継がれて、竹中大臣が総仕上げになるのかどうか分りませんが、その三位一体改革が今進んでおりまして、この地方税法も地方交付税法もその中の一環でありますけれども、地方側から見ると、確かに税源移譲が進んだりと、三兆円という税源移譲が数字だけは何とか達成するということなんですけれども、

も、どうも数字ありきで中身がほとんど、地方側からいうと望んでいるものは余り来なくて、別にもらっても仕方ないよという部分があるんじゃないかと、そういう不満が大変多いんですけれども、いわゆる地方の裁量がほとんど利かないようなものの税源移譲だけが進んでいるというふうな地方の声が非常に強いんですが、このことに対しては何かがお考えでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、本当に地方の財政状況厳しいと、その中で合併をして新しい道を歩もうとして大変御尽力しておられる方が多数おられるというふうにも私も認識をしております。合併だけで物事が解決するわけではもちろんありません。合併をひとつ、しかし重要な手段にして更に前に進んでいただきたいなという思いであります。

高橋委員お尋ねの、裁量がやっぱり広がっていないことが今回の三位一体の改革の一つの問題点として残っているのではないかと御指摘でございますけれども、御承知のように、今回四兆円を上回る国庫補助負担金を改革した、そして約三兆円の国庫から地方への税源移譲を行ったと。それが一つの成果ではございますけれども、その改革案の、特に補助金改革案の中には補助率の引下げ等が含まれていて、これは地方の自由度は高まらないのではないかと御批判があることは私も十分に承知をしております。

ただ、その一方で、例えば公立保育所の運営費でございますとか、学校、社会福祉施設の施設整備費、これ等は一般財源化いたしました。施設費については、これは財務省から、これは国債が財源だからなかなかそれは要するに一般財源化できないという、地方の一般財源化はできないというお話があったんですが、今回初めてそれに突破口を開いた。これはやはり、地方自らの創意工夫と責任で政策を決められるという、そういう幅をこれは拡大するものであったらというふうには思っております。

同時に、税源移譲を行っておりますので、地方

税収は、これはもう国の財政状況にかかわらず、この地方の自主財源として安定的に確保されていくということでございますので、これは今後いろいろな形でこれを安定的に確保して活用するということですが私は期待されるのであろうというふうには思っております。そのような意味では、その自主財源の強化、補助金改革による地方の自由度拡大と合わせて、全体として地方分権に資するというものにはなっているというふうには思います。

地方団体からも、そのような御評価をいただいているというふうには思っておりますので、百点満点とはなかなかいかなかったわけでございますけれども、全体として地方の自由度を拡大する方向には何とか進められたのではないかとこのように思っております。

○高橋千秋君 多分、大臣にはいい評価しか多分行っていないのかも分りませんが、厳しい評価の方が私は多いように思いますので、是非その辺も考えていただきたいなと思ふんです。

一つ、やっぱり基本的な部分で先にやらなきゃいけないことは、竹中大臣も小泉総理もいつも言われている、民にできることは民に、地方にできることは地方にという部分なんです。耐震偽造の問題がありましたけれども、民にできることは民に、民にやるべきことが、民にやらないと、それから地方がやるべきことじゃなくて官がやるべきこと、それから地方がやるべきこと、国がやるべきこと、最低限やるべき仕事、それから地方がやるべき仕事をきつちりと今分析をしている最中なんですけれども、それをやっぱり政府としても、当然国の方は、自分たちの権限やそういう財源というのはなるべく手渡ししたくないという思いは働くのは当然だと思ふんですけれども、やっぱり国のこれからの将来のことを考えれば、

十年、二十年という近い将来のことも考えると、やっぱり今の段階で国がやるべきこと、地方がやるべきこと、それができるかどうかじゃなくて、やるべきという部分をやっぱりちゃんと分類をして、地方と国がその意識を共有できるようにすべきだと思うんですが、そういうお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、高橋委員がおっしゃった点については、私はもう全面的にそのとおりであるというふうに思っております。

地方分権に向けた改革に終わりは無いという信念の下に、我々は更に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていきたいわけでございますけれども、そのためにはやはり、どうしてもこの今御指摘の原点に返らざるを得ないのだと思います。国と地方の役割分担、そして将来の国と地方のあるべき姿、そういう根本的なところについて、やはり共通認識を持つ必要があるのだと思っております。私としては、正にそうしたビジョンを描くために地方分権二十一世紀ビジョン懇談会を設置しまして、この地方の行政、財政制度について幅広い議論をお願いしたいというふうに考えているわけでございます。

もう一つ、それとやっぱり、共通の認識というふうにおっしゃいましたけれども、これは総務省だけでできる話ではございませんで、そういう点も踏まえて、私としては、総務大臣として地方六団体との懇談の場というのがございますので、その場でも、これは十一月だったでしょうが、私の方から地方六団体の方をお願いをいたしまして、私たちもそういう検討をするので地方でもそういう検討をしてください、そしてその議論について、議論をお互い深めましよう、先般のこの懇談会では、ともにメンバーで少し議論をしてみようかと、ぼつぼつそういう段階に行こうかというところも意見交換をしております。

これは大変難しい問題ではありますけれども、やはり委員おっしゃったような、国と地方のそもそもの役割分担、国と地方のそもそもの在り方、

そしてそれに対しては、総務省の我々の考え方、そして地方六団体の考え方、これを意見を、共通認識を持てるように意見交換をして議論を深める、そのようなプロセスにこれから、少し時間は掛かるかもしれませんが、入っていききたいというふうに思っております。

○高橋千秋君 三位一体改革論議の中で、三兆円という数字がまずあって、その中で論議になったのが、生活保護費というのがありました。

結局、地方側からは、それはもう国の責任でやってもらえばいいものだ、だけど三兆円を達成するためにはこれを何とかしたいという国側の思いがあって、まあすったもんだがあつて、その経過はもうよく御存じのことだと思ふんですけれども、やっぱり数字ありきじゃなくて中身だと思ふんで、さっき大臣も言われたように、国がやるべきこと、地方がやるべきこと、その六団体との協議は当然だと思ふんですけれども、そういう部分の認識をやつたり共有できるようにしていただきたいなと思ふ、もう一つは、さつきから何度も言つておりますけれども、その財務省とのやつぱり取りの問題があつて、そういう中に共有意識の共有は是非財務省にも持つていただきたいと思ふんです。

そこに大きな壁があるような気がしているんですけれども、これは両方にお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) それはもう御指摘のとおりで、閣内、関係省庁でしっかりと共通の認識を持たなければいけないというふうに思つております。そういう場合、オープンに話し合う場として、その経済財政諮問会議というのがございますので、その場で今歳出歳入一体改革、これはこれとしてやはりまた結論を出さなければいけませんので、私としても、谷垣財務大臣と一生懸命議論を重ねているところでございます。

そのほかに、もちろん事務方で常にそういう議論を一生懸命やっているとこのように聞いておりますけれども、そこは閣内で、国と地方の役割に

ついて、まあ地方の改革というふうによく言われますけれども、地方財政の改革というのは実は国の財政の改革とも表裏一体、コインの両面みたいなになっているわけですので、そこはそういう認識の下に総合的な議論を是非してまいりたいと思つております。

○大臣政務官(野上浩太郎君) 今御議論のございました、国と地方の役割分担を明確化していくということは大変重要なことであるというふうに思つております。

そういう認識の下で、省庁間でしっかりと連携を取つていくということも大切なことであるというふうに認識をしております。

○高橋千秋君 もつとしゃべつていただいても結構なんです。

地方税制の問題で、実は地元の県からも要望が来ているんですけれども、いつも大体この時期にこの審議をやるんですね。これは我々の問題だとも思ふんですけれども、審議は大体三月のぎりぎりぐらいいまだあつて、それが県の方に下りていくわけなんですけれども、県側から見ると、定例会に間に合わないんで、いわゆるちゃんと議会にその条例改正をかけるにやつていかなきゃいけないという、まあこれは実務的な話になつてくるんですけれども、もう少し早くやれないかと、早くやつてほしいと。

昨年の場合も、地方交付税が予想以上にどつと減つたというふうなことがあつて随分地方から文句が出たんですけれども、ぎりぎりまで分らないと、それでは困るという声があるんですけれども、大臣どうお考えです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のとおり、各地方団体におきましては、毎年地方税法の改正法の成立後、年度内にそれぞれの地方税条例を改正する必要がありますわけでございます。改正法案の成立、交付の時期が三月末近くになつてもなつてしましますので、地方団体においてはやむを得ず専決処分によつて条例を改正することが多いのが実情だというふうに聞いております。地方団体か

らは、この税条例の改正に係る議会での審議の時間が十分確保されるように、地方税法の改正時期について要望が出されているというふうに承知をしております。

この地方税法の改正法案については、国会において当然慎重に御審議いただくことが必要なのでございます。一方で、地方からのこうした要望が出てくるという状況の中で、我々としては今回のそうしたことも含めて、是非今回の改正法案についてできるだけ早期に成立するようにお願いをしたいというふうに思つていらっしゃるでございます。

○高橋千秋君 冒頭の方の話ですけれども、その地方交付税法というものの認識なんですけれども、やっぱり誤つた認識をされてはいるんじゃないかというところなんです。そういう誤つた認識というのは、いったんやつぱり国の中に入つて、一般会計の中に入つて交付税化していくということなんです。これを地方から見ると、その誤つた認識されたいために交付税特会にも直入すべきじゃないかという、そういう声があるんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のその交付税特別会計への直入れという直接繰入れにつきましては、かねてからこれ、地制調の答申等におきましては御指摘をいただいているところでございます。

総務省、我々としては、これは地方固有の財源でありますこの地方交付税の性格を明確にするという見地からも、交付税特別会計への直入の実現を図ることが望ましいというふうに考えているわけでございますけれども、一方で、これについては交付税を一般会計からこれ除いてしましますと、国の一般会計において主要税目の状況を一覧性のある姿で示せなくなるという意見もございまして、今、野上さん隣でうなづいておられますけれども、そういう意見もある。したがつて、国庫当局との合意を見るには至っていないというのが現状でございます。

○高橋千秋君 私は交付税という名前自体が何かこう、上げているみたいな雰囲気があつて、そもそものが余り納得していないんですけれども。まあ名前はともかく、やっぱりそういう意識を是非持つていかなければいけないんだろなというふうに思ふんです。

この合併の問題だけではないんですが、昨年国勢調査が行われて、人口の調査が行われたわけでありまうけれども、それに伴って交付税の算定等も決まってくると思うんですが、三重県でも人口がそろそろ減り始めております。さつき申しましたように、北と南では随分違つて、北の方は工場も増えて人口も増えていゝるんですが、南の

方はもうどんどんどんどん減つていつて、人口がもうかなり少なくなつてきている。おまけに、合併したくてもできない町村というのが幾つかあります。三重県で言うところと鳥羽市というところがそうで、志摩市と伊勢市のちょうど間に挟まつて、どつちからも財政のことを考えて要らないつて言われているんですよ。要らないと言うと失礼ですが、どつちも合併してくれないんですよ。これは合併したくてもできない。そういうところが、これはもうかなり今も三重県でも幾つかあります。どんどん人口が減つていく、財政はどんどん厳しくなつていく、交付税もどんどん減つていくということになる、もう生き残る道がほとんどなくなつてくるんですね。

当然リストラ、リストラというか、いろんな部分で経費削減は一生懸命やっているんですけども、それでも追付かない状況になってきているんですね。こういう中で交付税がどんどん減っていくことに對して、やっぱり何か救済策をどこかで考えていかなければならないと思うん

これは合併の論議をするときにも何度か出た話で、どうしても合併できないところの対策をどうするのかという、この交付税のことだけじゃないんですけれども、そういういわゆる生き残りのためにそういう地域の方々を見捨てるといわけにはいきませんから、何らかの対策をしていかなきゃいけないんですけれども、そのことについてどうお考えでありますようか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 大幅な人口減の地域、とりわけ合併できない地域の小規模町村、そうした地域への対応というのは大変重要であるというふうに問題意識は持っております。

人口に関して申し上げますと、この交付税の算定に用いる人口というのは最近の国勢調査人口を用いることというふうに地方交付税法でされているわけでございまして、平成十八年度の算定からはこの平成十七年度の国勢調査人口を用いるということしております。

市町村において人口減となるところが見込まれてくるわけでございますけれども、これは例えば消防費でありますとか社会福祉費等、これは人口によって算定する行政費目でございますけれども、これはやはり人口が最もその財政需要を反映する。基本的には人口が減少している団体におきましては、その財政需要それも減少していくということも事実なんだろうと思います。しかし、人口が急減している団体については、それに対応して歳出の削減を直ちに行うことができないというのが現状だと思います。これは、職員数とか施設費とか固定費的なものが当然あるわけですから、人口が減少してきたから、それに比例的に、プロシヨナリーに財政需要が減っていくというこ

とには、これはならないわけでございます。そうした人口急減地域に対しては、この人口急減補正というのを適用しておりまして、この変化が緩和されるような措置を我々としてもとっております。この平成十八年度算定においても、これによりまして、合併に至ることのできなかった小

今後ともいろんなケースが考えられると思いますので、必要な地方財源を的確に確保するというこの交付税の趣旨を踏まえまして、地方の意見もよく聞きながら適正な算定を行いたいというふう
に思っております。

○高橋千秋君 この地方交付税の税率の計算方法、国税五税の算定方法も含めて、やっぱり見直さなきゃいけないんじゃないかという声もあるんですけれども。

三重県の場合は企業が增えてかなり税収が伸びてきておりまして、その意味では、まあ他県に比べるとまだいい方かも知れないんですが、税収伸ばすために一生懸命企業誘致したりいろんな努力をしているんですね。ところが一方で、交付税が減らされてくる中で、一生懸命税収アップを图つても、全体を考えると、その差額はマイナスイナスになってしまうというところが多いというふうに聞いています。ですから、これをどのように考えられるのかなというふうに思うんですが、一生懸命努力しても結局マイナスイナスになってしまうようなところが多く出てきているように聞いているんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○國務大臣(竹中平藏君) 税収、頑張つていろいろ努力をしても税収の増加よりも交付税の減少が上回つてしまふ場合がある、それをどういうふうにかへるかというお尋ねなわけですが、これは、交付税は法令によつて義務付けられた標準的な行政水準を確保するために必要な基準財政需要額が一方にあつて、そして標準的な税収入の一定割合である基準財政収入額があつて、それを差し引いたものになつてゐる。したがつて、この交付税の増減の要因というのは、需要の側、収入の側それぞれありますので、この両方についてしつかりと分析をしなきゃいけないわけでございます。

各都道府県において予算審議が行われている今の段階では、個別の算定というのは、これはまだできてないわけでありまして、地方税収と交付税額をどのように見積もっているかというのは、ちよつと私たちもまだ把握をしておりませんけれども、いずれにしても税収の増加よりも交付税の減少が上回る都道府県があるかどうか、あるいはその原因等については一般論でしかちよつとまだはお答え申し上げられないわけでございますけれども、例えば平成十八年度の交付税算定におきましては税収がどうかというこの動向がございませうけれども、さらに三位一体の改革に伴うその財政力格差の拡大を交付金で調整するために所得譲与税を、これは基準財政収入額に一〇〇％算入しております。だから、その増減がどうなっているかということを考慮しなければいけないという要因もあろうかと思ひます。

そして、算定に用いる人口を平成十七年度国勢調査人口に置き換えることとしているわけですが、それでも、都道府県分の算定におきましては、簡素化の観点から、市町村分とは異なっており、これは人口減に対する、先ほどもちよつと御紹介した激減緩和の措置を都道府県については講じていない、市町村については講じているんだけれども都道府県県分については講じていないという、そういう事情もございますので、そういうことをちよつと総合的に、個別について詳細が固まった段階で分析する必要があります。必要があると思っております。

いづれにしても、この算定に際しましては、必要な地方財源を的確に確保する、的確に保障するというこの交付税制度の趣旨を踏まえて我々としては対応してまいりたいし、また、地方団体の意見を十分に伺いながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○高橋千秋君 この地方交付税の法定率の見直しというのが適切に行われてこなかったんではないのかという声もあるんですけども、これについていかがお考えでしょうか。これは質問通告しておいませんで、もし、御意見で結構です。

が考えたことの一部の、まあ下請と言うとちよつと言葉が正確ではないかもしれませんが、パーツについてだけ意見を言えというようなことは私はいけないと思うんです。

その意味では、地方中心になった改革案というのも是非地方六団体には御検討いただきたいし、我々もそうした視点に立って、まあ私たちは国の中で、もちろん国の中で働いているわけですが、そうした視点に立って改革を進めていきたいと思っております。

○高橋千秋君 もう時間が来ましたので最後にしますが、おっしゃるとおりで、地方からも当然意見をしなければいけないと。

これは地方の努力は当然しなければいけないと思うんですが、地方から見ると、幾ら提言しても全然聞く耳を持たなければこれは全く意味がないことで、やはり地方からはそういう努力をしなければいけないが、国側がそれに対して真摯に胸を開いてそれに対応するシステムをやっぱりつくらないと、幾ら地方がわあわあ言っても全く変わらない。これは過去に何度もある話で、この三位一体改革の中でも随分対立があったというのはそういう部分だろうと思えますので、そのことに対してやっぱりきつちりと地方の意見を聞いて、それに対して対応していくんだという、そういう決意を是非持つていただきたいというふうに思います。

時間が来ましたのでバトンタッチをします。ありがとうございます。

○那谷屋正義君 おはようございます。民主党・新緑風会的那谷屋正義です。

同僚の高橋委員に引き続きまして、議題とされました地方税法案、地方交付税法案並びに〇六年度地方財政計画にかかわる諸課題等について竹中大臣にお尋ねをいたします。

これらの課題の困難さから、私なりに学習を進めたものの、まだ門前の小僧経を読むという、そういう段階でありまして、それを卒業するに至っておりません。分かりやすい簡潔な答弁をいただ

ければ有り難いところであります。

まず、交付税、地財計画からお尋ねをいたします。

ここ数年の文学界における傑作の一つが、今年映画化もされました小川洋子さんが著した「博士の愛した数式」だと私は思っております。大臣も熱烈なファンだというふうに伺っておりますけれどもタイガース、これは我が同僚の高橋委員も大臣に負けずにファンだというふうに聞いておりますけれども、そして完全数でもある番号二十ハの江夏豊に寄せる決して揺らぐことのない思いが横糸になりまして、記憶障害の数学者とその身の回りのお世話をする家政婦さんと親子との交流、親愛無情な日々が節度ある文体で見事に活写されております。硬軟取り混ぜた読書家であられる竹中大臣でございますから既に愛読書の一つになっているかもしれません。落語で言えば、このまぐら話をしつらえた上で本題に入りたいというふうに思います。

〇六年度地財計画は、その規模の抑制を図った結果、歳出規模は今年度より約六千億円の減の八十三兆円強となり、地方交付税については、自治体への配分ペースで約一兆円減の十五・九兆円とされました。この結果、国、地方で折半対象となる財源不足額は一・四兆円に圧縮されます。つまり、この線で総務省と財務省が痛み分ける形で決着を見ることがなったわけであります。

一方、地方税、交付税、そして臨時財政対策債などを合わせた一般財源総額は、対前年度比二百億円の増の五十五・六兆円と微増を示しています。

全体的なでき上がりについての見解、答弁は既にもう何回も求められ、食傷ぎみと拝察するところではありますが、そこで、先ほど冒頭に申し上げました「博士の愛した数式」のテーマになぞらえて、この数字、額に込められた真理の美、価値をどのように国民に対して説明されるのか、無理難題のたぐいの質問もありませんが、竹中大臣らしく明快な答弁をお願いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 過去五年間でいただいた質問の中で最も難しい質問かもしれません。正直言いまして、制度そのものがなかなか複雑で、そしてその中に入ってくる変数が多いものですから、それを美しい数式のような形で示すことは、ちよつと私も考えてみたんですがなかなか難しゅうございまして、少し局長にも補っていた必要があるかもしれません。

制度そのものは非常に複雑な中で、私たちは、だからこそそれを全部コンシステントにしようか、なかなか説明できないものですから、やはり今回は、これだけは譲れないというライン、正にボトムラインを明確にしようということで予算を編成したつもりでございます。

まあボトムライン、幾つかありますけれども、やはり重要なものは、歳出そのものは、これは国も地方もしっかりと厳しく見直さなければいけない、これは多分重要な一つのボトムラインであろうと思えます。そして、一方で、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源は確保しようといううことであつたわけでございます。そうする中で地方財政の健全化を進めるといふその方向性を目指したわけでございます。

それで、まあ、じゃ実際数字はどうなったんだという説明をするとかまたくちやくちやくとした説明にどうしてもなつてしまふんでございすけれど、連続で減、歳出の見直し、そして歳出の抑制と地方税収の増が相まって財源不足が縮小して、結果として交付税が減少する、そのような結果になった。

一方で、安定的な財政運営に必要な地方税、交付税などの一般財源措置は結果的に確保することができた、そして地方債の依存度も下がるという形で財務体質が強化された、それが外から見た一つの姿であり、私たちが守りたかつたボトムラインでもあります。

じゃ、その箱の中はどういうふうな数字が動いたかという話になると非常にこつこつと細かくなつてしまふんでございすけれども、その意味でちよつ

と美しく、委員の御希望どおりには全くお答えしていないというふうには思ふんですが、そういう枠組みの中で解決策を見いだしたという点については御理解を賜りたいと思います。

数字について、少し局長からもし必要があれば答弁をしてもいいと思います。

○那谷屋正義君 また、追つてやりますので。済みません。

大臣のこの五年間の中で一番の難問だったというこの中で、もちろん個々の数字のその美学なりなんなりというものは、今後、そういったことをきちつと肝に据えながら是非いろいろなことに取り組んでいただけることが大事ではないかというふうに思います。

政府は、一般財源総額について、安定的財政運営に必要な地方税、交付税、臨時財政対策債など、一般財源総額を微増とはいえ確保できたことと評価をしている、前年度比が二百億円の増ということ。しかし、交付税と臨時財政対策債を合わせた総額については〇四年度に三兆円近く削減されてお

り、地方税の増収があるものの大幅削減後の水準が固定化された、だけという見方も成り立つのではないかとこのように思います。特に指摘をしたいのが、地方財政対策ポイントという総務省ペーパーにも載せてあります三位一体の改革についての総務省のスタンスであります。

このペーパーでは、わざわざ三位一体の改革の成果として地方交付税改革マイナス五・一兆円と説明しています。しかし、このマイナス五・一兆円には、今指摘をしました〇四年度の三兆円近い削減が含まれてはいるはずであります。これに対する地方団体の批判を受けて、その後は一般財源総額の確保に総務省としても全力を尽くしてきたのではなかったのでしょうか。それをわざわざ成果に含めるというのは地方団体の感情を逆なでするに等しいというふうに思います。あれほど地方団体の反発を受けた地方交付税の大幅削減も含めて成果とするのは、やはり地方交付税を削減すべきであるという大臣の本心が秘められたものという

見方も根強いところであります。

大臣は、本場に地方交付税の削減額五・一兆円を三位一体の改革の成果として地方団体に對して堂々と胸を張れるのかどうか、これは今後の地方交付税に對する総務省のかかわり方の基本中の基本になる問題であります。大臣の正直なところの認識をお聞かせください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 非常によい、重要なポイントなんだと私も思います、そこは。

三位一体の改革というのは、これはもう言うまでもなく地方の自由度を高めるということ、そして地方の自立、健全な自治、地方でできることは地方でということ率先していくということなわけですが、一方で、地方だけではもちろんないわけです、国、地方を通じた財政の健全化を図ると、これもやはり一つの目的なわけでございます。

そういう意味では、実は歳出全般について厳しく見直すということは、先ほど言いました、ポトムラインということで申し上げましたが、やはり改革の一つの重要な柱としてこれはやっぱりちよつと無視できないのではないのかなというふうに思うわけです。非常に大きな赤字を国も地方も抱えていて、このままやっぱり放置をしておくことはできないわけでございますので、それは大きなその改革の一つの目的で当初からあったというふうに思います。

むしろ私が申し上げたいのは、これは成果というの、これは何の成果かというと、実は地方が頑張つて歳出の削減に努めた、国も地方も努力をしなきゃいけないんだけれども、そういう努力を地方が非常に大きく果たしたぞという意味で成果なんだと私は思います。

委員は今、地方に対して、この成果として胸が張れるのかというふうにおっしゃいましたけれども、私は、先般の諮問会議で、四年間で二十八兆の基礎的財政赤字が今十四兆になったと、そのうち約半分は税収増だけれども、約半分は歳出減だと、そしてよく分析してみると、その歳出減のか

なり多くの部分が地方の努力によって実現されたんだと。これはむしろ地方が、私が地方に對して胸を張つて言うというよりも、地方の皆さんがその財政論議の中で胸を張つていただけるそういう成果なんだというふうに思っております。もちろんこれに對して、この成果を踏まえて今後議論をしなければいけないわけです。地方はこれだけ歳出を削つたと、それに見合つて国がちゃんと歳出を削つていくのかと。

今後、じゃ国と地方は、歳入歳入一体改革の中で今後間違ひなく国がどれだけ削つて地方がどれだけ削ると、これ歳出ですけれども、最終支出ですけれども、そういう議論になってくるときに、やっぱりこれまでの実績というのは、地方の方が削つてきたんだということは私はちゃんと評価されるべきだと思いますし、そういう形で私は議論を是非進めていきたいというふうに思っております。

これ、歳入歳入一体改革の中で、先ほどから何度も申し上げておりますように、地方がもつと減らせという圧力は物すごい圧力として存在をしております。しかし、この四年間やっぱり地方は本当に頑張つてこれだけの成果を上げておられるということは、私は引き続き是非しっかりと主張をしまいたいと思っております。

○那谷屋正義君 地方の努力ということで今御答弁をいただいたというふうに思います。地方分権というふうなことのうらなひに思えば、やはりそこには主体となる地方そのものがやはり、その側から見た視点というのが非常に今後重要視されるんじゃないかなと、されなければいけないというふうに思います。

次に、地財計画を構成する歳入歳出の見込額は、合理的かつ妥当な水準の行政サービスを行うための財源を保障するという地方交付税制度の目的から、地方財政すべての歳入歳出を計上するわけではなく、あくまでも標準的な水準の歳入歳出を計上するものとされていきます。しかし、現実の問題として、ここ数年間総務省はいろいろ理屈を

付けて、今答弁されましたけれども、地方財政計画の歳出の見直しをしてその抑制を図つてきています。となると、一体、標準的な財政需要というのは何なのかということでもあります。

地方税収の増加があるとはいへ、三年間で五・一兆円も削減できるということは余りに融通無碍ではないかというふうに思うわけであります。このような形で削減できるのであれば、そもそも地方財政計画に計上されている歳出の正当性そのものを疑われても仕方がないというふうにも思われます。簡単に歳出規模が見直されて、それに合わせて地方交付税総額が兆円単位で変動するとなると、地方財政計画あるいはそれに基づく地方交付税の総額について地方団体の理解が得られないこととなっていくのではないのでしょうか。

冒頭の数の真理、価値という観点からも、地方財政計画の適正な歳出規模とはそもそもどのようなものなのか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) これも本質的な大きな質問でございます。地方財政計画の適正な歳出規模いかんということでございますが、地方財政計画は地方団体のこの標準的な行政水準を確保すると、そして国家財政、国民経済等々の整合性を確保するという、そういう役割を果たすものであるというふうに認識をしております。

近年、日本の経済財政運営として極めて財政状況が厳しい下で、小さくて効率的な政府を目指すということを考えているわけでございます。そして、そのための構造改革を進めてきたところでございまして、その中で、国、地方を通じて歳入見直しをしなければいけないという明確な私にはやはり方向があると思えます。地方財政は現在でも八・七兆円財源不足を抱えています。そして、平成十八年度末の債務残高二百四兆円と見込まれています。極めて厳しい状況にあるわけでありまして、地方財政計画の歳出についても、厳しい抑制をすることによって財政の健全化を進めるということ、やはりこれは重要な課題であるというふうに思います。

地方財政計画は、国の予算制度でありますとか地方団体の財政運営の動向等も踏まえながら、こうした健全化に向けた要請を織り込みながら毎年度策定しているものでありまして、その歳出規模を一義的に決められるというものではないわけでございます。その意味では、今後とも歳入見直し等に当たつては地方からの意見をよく聞かなければいけない、そして地方財政の健全化への取組については、これは国も地方も協力をして行つていかなければいけない、そういう地方財政計画の基本的な性格を御理解賜りたいと思えます。

○那谷屋正義君 地方交付税法第一条の規定にある財政の均衡を図ることを財源調整機能といい、地方行政の計画的運営保障をすることを財源保障機能として整理することが、常識にかなつた受け止め方だというふうな承知をしております。地方交付税にかかわる制度設計の目的はこの両機能を働かせることにあります。この本線は一条の規定ぶりからしても明らかであります。そしてこの具体化は、交付税法第六条の規定から、地方財政全体として標準的な行政水準の提供のために必要な財源が確保されることとなります。これがマクロ面での財源保障機能であります。他方、義務教育や福祉、公共事業など、国と地方が言わば割り勘的に負担し合うこととされている経費の地方負担分については、交付税において財源保障を行うべきことが特別に法定化されております。これらの規定は、各団体で標準的に見込まれる必要経費についての財源を保障するものであり、ミクロ面での財源保障を指します。

総額配分としてのマクロ、そして個別団体配分にかかわるミクロという、これら両面の財源保障機能について、自治体ごとの懐具合への寄与度という角度から光を当てて整理すれば、標準的に見込まれる経費については、各地方団体において見込まれる収入の多寡にかかわらず財源保障をするということになります。必要とされる経費が等しいと仮定するならば、収入の少ない自治体には

多くの交付税が、収入の多い自治体には少ない交付税が交付されることになる。これによって、各自治体の地方税と交付税を加えた財源は地方税収に比べて格差が縮小されることになります。その手だてとしての財源調整機能であるというふうに考えます。

このように、簡単に言えば何らかの財源を配分することは財源の保障でもあり、それは必ず結果として財源の調整にもなっている。そもそもこの二つの機能は論理的に切り分けることなど不可能だというふうに考えるところでありますけれども、いかがでしょうか。

経済財政諮問会議担当大臣時代の竹中大臣の盟友であった数名の民間議員や財務省に典型的だが、財源保障機能と調整機能が混然一体となっている、あるいは機能分担があいまいなまま運用されているのかのような批判がいかにも的外れなものかということが分かるというふうに思います。総務大臣としての竹中大臣の現在の方針、姿勢は、かかる民間議員等とは明確に一線を画したものと理解してよいかどうか、見解をお聞かせください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、諮問会議での議論を御紹介くださいましたけれども、これは一昨年度、だったんでしょうか、確かに財源保障と財源調整の機能を分けるという議論が民間議員から出されました。そして、あれは片山大臣のときでしたか、それ以前、もう少し前かもしれませんね、それに対して片山大臣からは、それはそんなふうには分けられないよという議論があったことを記憶をしております。私はその行司役というか、当時諮問会議の進行役を務めておりましたですけれども、それで、そういうことが一体できるのかどうかということを是非いろいろ議論をしてくださいということを民間議員にも申し上げました。結果からいいますと、その後は議論は進展していません。進展していないということは、やっぱりこれは現実問題としては明確に分けられないということ、私は民間議員もやはり現実問題としては御理解をされたのではないかとこのように思っております。

ります。

先般、自民党の片山幹事長がこの参議院の予算委員会、これは分けられると思うかということの趣旨を話されて、私たしかそのとき、私は理念的には分らないではないけれども、やっぱり現実にはこれを峻別するのは無理であると思うというふうに答弁で申し上げた、そのような趣旨のことを申し上げたと思います。その意味では、今委員が、那谷屋委員がおっしゃったように、やっぱりこれは切り分けるということは現実に、現実の政策問題としてそれを議論することはこれはちよつと無理があるなというふうに私自身は考えておりますし、その後も民間議員もそのことは余り言わなくなっていますから、まあ議論としてはあくまで理念的な話としてはあるのかもしれないけれども、現実の政策問題ではないという位置付けに諮問会議においても私はなりつつあるのではないかなというふうに認識をしております。

○那谷屋正義君 その後のというお話があったわけですが、実は本日付けの神奈川新聞というのを読んでちよつと驚いているんですけれども、大臣の私的懇談会、いわゆる二十一世紀ビジョン懇談会において、昨日開かれていたわけですが、御持論の交付税総額の削減を前提に財源保障機能の見直しや、交付税の配分ルールを人口と面積だけに簡素化することを提案したという記事が載っています。まあまあ私的懇談会ということではありますけれども、是非先ほど、最近、竹中大臣はいろいろところで嫌われ者になっているなどというお話がありましたけれども、是非今の考え方を貫いていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

次に、三位一体改革論議の中で、単独事業に関連して財務省がよく持ち出してきた、国がそこまでの水準を認めていないからという論理に説得力があるかどうかという問題が出てきます。例えば、財務省がよく例に出されます乳幼児医療が典型的な例ではないか。現行の医療制度上負担が求

められる乳幼児医療を地方団体が無料化することについて、交付税で措置することはおかしいという論法であります。しかし、少子化対策はまさに焦眉の急になっている中で、子供の医療費の経済負担の問題は深刻な問題という現場の実態があるからこそ、全国のほとんどの地方団体が乳幼児医療助成が行われているんじゃないかというふうに思います。

国の全国一律のしゃくし定規な制度運営を補完する知恵が正に地方単独事業だというふうに考えます。厚生労働省の少子高齢化対策関係の施策には、そもそも地方単独事業で行われていたものを全国的な事業として位置付けたものも数多くございいます。地方分権を推進し、地方の知恵を生かしていくために引き続き地方単独事業に対しての財源措置をしっかりと図るべきではないかというふうに考えますが、大臣の見解をお聞かせします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 地方が本当にこう知恵を生かすということは正に重要なことであって、それができるような仕組みを我々はつくっていくかなきゃいけないということなんだと思います。その上で地方単独事業の財源措置の御質問でございしますけれども、法令や補助金等による国の関与、義務付けをできる限り減少させて、そして地方団体が自主的、主体的に事業を実施する範囲を拡大していく、これはもう基本的な視点として我々も当然のことながら踏まえているわけでございします。

地方財政計画の歳入の大宗は自主財源である地方税と、そして地方の固有財源である地方交付税でありまして、歳出全般にわたる効率化に向けた見直しを図りながらも、この地方財政計画においては適切な規模の地方単独事業を計上して、そして地方団体が創意工夫を生かして政策を展開していくための財源を確保するというふうに我々としておりますし、これはもう今後とも必要であるということだと思ひます。これはもう改めてそういう独自の事業が必要であるというふうに認識しているということをお聞きしたいと思います。

○那谷屋正義君 是非よろしく願ひいたします。

一極集中の弊害が顕著な我が国の今後の在り方を展望するならば、農山漁村の生活条件を整備保障することを通じて国土の均衡ある発展は重要な政策選択の一つになっていきます。また、自治体間に財政力格差がある以上、国民がどこに住んでいても標準的なサービスを受けられる権利を現実的に保障するために、地方交付税は不可欠な制度であります。問われているのは客観的な指標に基づいて自治体としてのナショナルスタンダード、つまりは標準的サービス水準を確保するためにという原点に返って、不断に交付税制度を見直す姿勢であります。

具体的な改革テーマの第一は、課題の変化や国民ニーズの変化及びサービスの分権的供給システムを維持するという要請に応じたナショナルスタンダードの向上をいかに図っていくかということだと思ひます。そのためには測定単位、単位費用、補正係数の時宜にかなった見直しを積極的に進めることは不可欠の要件ではないでしょうか。言い換えると、財源保障の水準及び補正の根拠に代表される算定方法に関する説明責任の確立でありまして、交付税の算定方式の複雑さや、算定方式決定過程のブラックボックス化といった問題、課題が見通しにされて良いはずがありません。

○四年十一月の経済財政諮問会議において麻生大臣は、交付税の算定方法の簡素・透明化という観点から交付税改革の方針を示されました。単位費用の算定方法や、各自治体ごとの補正係数の詳細が情報公開されて問題が生じるとは思ひません。総務省は十分に公開していると思ひます。私を聞くと、やはり総務省が鉛筆をなめているのではないかと認議を持っている方が多いのが現状であります。交付税の算定が職人芸の世界に閉じ込められてきたことについて、それは思い過ごしと言ひかもしれませんが、結果責任的な観点から総務省はきちんと反省すべきではないでしょうか。

か。

総務省の改革方針の中でも、簡素・透明化以外にも単位費用の決定、交付税法案の決定などの算定プロセスに地方六団体を参画させること、効率的な運営を促進し、客観的な指標により経営努力にこたえられる算定を実施すること等々、新たな改革手法も明示しております。算定方法の改革について、これまでどのような取組を行い、今後どのように取り組んでいこうとしているのか。

ただし、この改革を進めるに当たって、留意すべき点がございいます。それは、基準財政需要額を人口若しくは先ほど申し上げましたけれども面積と単位費用のみで算定すべきだというような単純化と、望まれる説明責任の履行とは似て非なるものだと、明確な問題意識を發揮すべきだということです。算定方式において単純に人口、面積による配分を重視するだけでは義務教育の教職員数はもちろんのこと、地理的状況や人口構成など自治体の多様で特殊な状況が十分に反映されなくなる可能性は高まると考えるからでもあります。

あわせて、確たる答弁をお願いいたします。

○政府参考人(蒲野欣彌君) 交付税の算定方法についての御尋ねでございます。

交付税の算定につきましては、平成十年に閣議決定されました地方分権推進計画より累次の基本方針におきまして、地方団体の主体的、自主的な財政運営に資する方向で、国の関与の廃止、縮小に対応し、簡素・透明化に取り組むというふうにされておるわけでございます。

これに基づきまして、私も算定方法の改革を図ってきたつもりでございます。例えば補正係数につきましては単位費用化をすると、それによりましてきちんと法律で明定すると、そして国会で御審議をいただくというようなこと、あるいは都道府県分の補正係数について、おおむね半減を指して見直しをしていって、それによって簡素化を図っていく、あるいは事業費補正につきましても算入率をおおむね半分にするなどの簡素化を図

る、そのほか算定費目の統合、段階補正の縮小等いろいろな面で努力してきたつもりでございます。

もちろん、その間、地方団体の方から、先ほど御質問がございましたけれども、なお不透明な部分があるというような声があるというお話でございましたけれども、我々としては、総務大臣と六団体の会合で交付税の中身の御説明をさせていただいたとか、あるいはそれぞれブロック会議を持ちまして算定方法について申し上げるか、あるいは交付税法の中で地方団体が交付税の算定について意見を申し出ることができるといことになっておりますので、それを受け入れまして地方財政審議会できちんと議論するとか、いろいろな手だてを講じてきたつもりでございます。

なお不十分な点があるという御指摘かというふうにございいます。御指摘のように人口、面積のみで算定するという単純化というのなかなか、我々としては的確な財源保障という面では難しい面があるというふうに考えておりますので、そういった中で、きめ細かな算定を求める地方団体の声とそれから簡素化を求める全体的な声と、そういったところをきちんとバランスを取りながら更に改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 是非そうした部分についてこれからも御努力をいただけたらというふうに思っています。それをお願いしたいと思います。

今回、政府内で決着を見た税源移譲については〇七年分の所得税及び〇七年度分の個人住民税から適用し、〇六年度においては暫定的措置として税源移譲額の全額三兆円強を所得移譲と措置するとともに、基準財政収入額に全額を算入することとで合意形成が図られたはずであります。ここまでの対応は、三兆円規模の税源移譲というかつて経験したことのない巨額の税源移譲によって個々の地方団体の財政力の格差が拡大しないようにしようという観点からは理解をすることができるところであります。しかし、これはあくまでも個々の団体のミク

ロレベルの調整であり、整理される補助負担金と移譲される税額がほぼ三兆円で釣り合っているというマクロの前提によるものであります。

ところが、三兆円の所得税から個人住民税への税源移譲という中で、交付税の跳ね返り分、すなわち三兆円の三二％、約一兆円の交付税原資が減少することに対する問題については、総務省は余りに太平楽を決め込んでいたのではないのでしょうか。〇四年度に所得税で税源移譲をする方向が決まるに際して、あり得べき事態に備えるという問題意識の希薄さを指摘せざるを得ません。

繰り返して申し上げますが、三兆円税源移譲の結果、要は所得税のへこみによって必然的に派生する法定税率分にかかわる一兆円減収問題は、正に総務省のわきの甘さを露呈するものになったというふうには指摘をしておきます。これを、鳥取県の片山知事は、先般の衆議院予算委員会公聴会で、だまし討ちと憤ることになったわけであり

ます。

これまでも総務省は、大丈夫、心配要らない旨の答弁を繰り返してきたわけでありましたけれども、しかし実際の手当では三年限定、あまつさえ通減制という不十分極まりない加算措置にとどまっております。期待できる税収増も見込んだものであり、三位一体改革論議前の〇三年度の交付税水準を確保することに支障はないとの態度ならば、理屈の後付けにもほどがあります。三兆円の税源移譲に伴う交付税原資の減少にかかわる考え方、対処方針についてお聞きをしたいと思います。

また、そのような措置、対応策で本当に地方団体に評価されると考えていらっしゃるのかどうか、併せて大臣の確たる答弁を求めます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 所得税から住民税へ三兆円の税源移譲、これは税源移譲でありますから一つの結果なわけですが、その所得税の減少分の三二％、約九千六百億円が、その分地方交付税の減少として今度は逆に跳ね返ってくるようになる。この点については実は地方財政対策の中で議論の一つになりまして、交付税の法定率分の

減少の影響を緩和することが必要だということで、これはもう認識が一致をしたところでございます。

したがって、それへの対応として、本格的な税源移譲が実施されます平成十九年度から三年間、交付税総額に、全部で六千億円です、十九年度二千六百億円、平成二十年二千億円、平成二十一年度二千四百億円を加算することということにしたいわけでございます。今後の地方財政については、これは歳入歳入一体改革の整合性を図りながら中期地方財政ビジョンを策定することにこれはもうなっておりますので、そのことは骨太でもう決まっておりますので、できるだけ早期に健全な財政運営が可能となるように努めていきたいと思っております。

仮に三年間の特例措置が終了した後も財源不足が生じる場合には、これは地方財政対策を通じて地方財政の運営に支障が生じないように適切にこれはもう対処してまいりたいと考えています。

なお、この措置は景気回復によるその法定率分の増も一方ではあるわけでございますから、その中で国も多額の赤字国債を発行せざるを得ない厳しい財政状況にあるという中で、のぎりぎりの判断を我々としてもしたわけでございます。

御指摘ありましたように、一部に御批判もあると思えますけれども、多くの地方団体はこのような事情を御理解していただけるのではないかと、このように思っております。

○那谷屋正義君 一兆円に対して三年間、それぞれ二千六百億円、二千億円、千四百億円というふうな額という中で、やはりかなり地方財政にとつても大きな打撃であることは間違いないというふうに思います。ただ、今三年間の後も適切な対応をとるというふうなことがございまして、是非その部分についてはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、義務教育費国庫負担金八千五百億円の税源移譲が続く限りにおいては格差問題が永続性を持つこととなります。〇六年度における所得移譲

税で配分した場合の影響、義務教育国庫負担金と

の過不足を来す都道府県は、文科省試算では三十九道府県がマイナス措置額となっています。三兆円の税源移譲に伴う義務教育等についての見直しについては、その部分についてはきちんとして一般財源、税、交付税を確保していくというのが我々のスタンスだと〇四年八月の瀧野局長答弁が明瞭であります。ただし、残念ながら、これまでのやり取りで浮き彫りになったように、地方交付税総額は削減不可避の趨勢にあります。果たしてその確信はどこから来るんだらうかという疑問も募るところであります。いずれにしても、格差が生じる限り、総務省はその穴埋めを行い続ける責務があるというふうに思います。

昨年三月に私が行った質疑でも、「義務教育の教職員配置については、標準法において学級編制や教職員定数の標準が定められており、地方団体には国庫負担金の有無にかかわらずこれを遵守する義務が課せられている」、「一般財源化が行われても地方団体において教育関係予算は適切に計上される」というしっかりした答弁をいただいた。いえるわけであります。交付税総額の縮減が声高に叫ばれる逆境にあるわけですが、改めていただいても得心できる明快な答弁を求めたいと思います。

〇国務大臣(竹中平蔵君) 今回の三位一体改革におきまして義務教育費国庫負担金の税源移譲が行われることになったわけでありすけれども、マクロベースで国庫負担金の削減分を一〇〇%地方税に移管するというふうに、削減分の一〇〇%です、移管するということがなされた。そして、団体ごとが生ずる国庫負担金の削減額と税源移譲額との差額については、地方交付税のこの財政調整の機能の強化によって確実にこれは我々としては調整することによってあります。先ほど委員は、文科省の試算だと思えますけれども、マイナスになるところが三十九県あるというふうにおっしゃいましたけれども、繰り返し言いますけれども、地方交付税によってしっかりと調整をしてまいります。

います。

近年、この投資的経費の抑制等による歳出の見直しによりまして地方財政計画の歳出を抑制して、結果として地方交付税が抑制されるというその経緯はございますけれども、この間でも、是非御理解いただきたいのは、法令で教職員配置等の基準が示されている義務教育の教職員の給与費というのは適正に地財計画に計上をして地方交付税を含む必要な一般財源を確保してきたわけでございます。そして、今後もこれを続けていくと、このように対処していくことを御答弁申し上げます。

〇那谷屋正義君 教職員配置については、いわゆる標準法があるから大丈夫だというふうなことで、そしてそれについては財政措置を交付税等で措置をするというふうなことがなわけてあります。しかし、今回出されておりますいわゆる行革推進法の中で、総人件費の抑制の問題、そして標準法に基づくいわゆる教職員も例外ではないという、むしろ先行して削減しろというふうな、そうした総務省の指導があるやに聞こえて、漏れ伝わってくるわけでありす。このことは今お話ししたいただいたことと完全に否定するような、そんな形になっているんじゃないかというふうに思います。

その部分で、そんなことはないんだぞというふうに、是非おしかりを私は受けたいなというふうなふうに思うわけでありす。この部分については通告にはございせんけれども、是非もう一度、この総務省答弁の確認という意味で、私のかかわるところとして是非納得のいく答弁をお願いしたいと思ひます。

〇国務大臣(竹中平蔵君) 今の仕組みではこれはもう法令に定められたことはちゃんとやるということにこれはなっているわけですから、そういう仕組みを私たち今持つて運用しているわけでありす。その点、そういう点はしっかりとその法令の枠組みののつとてこれは当然やっていくことになりす。

〇那谷屋正義君 いや、枠組みののつとてやる

わけなんです、その標準法の数そのものも更に削減をしろという指導があるやに漏れ伝わってきた。いやそんなことはない、これまでのこの三位一体改革の中で、総務省は要するに標準法というものを重視して、それについては地方もしっかりと守つていくんだという、そういうふうなことで中でお話をいただいたわけでありまして、その点について、私の漏れ伝わってきたことが、それは違ふよ、というふうなことが是非言っていただけだからと思うわけでありす。

〇国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと、委員に漏れ伝わっていることがどう内容なのか、ちよつと私はすぐにはもちろん分からないわけございすけれども、これは標準法そのものの何か枠組みを要するといふようなことを、これは総務省として別に申し上げる立場にもありませんし、そういうようなことがあるというのにはちよつと私は聞いておりません。

ただ、これは何を言っているのかよく分かりませんけれども、当然、児童の数が減つてきたら、これは当然それへの対応というのはその今の法律の枠組みの中で必要になつてくるわけございすけれども、何か指導として法律の枠組みそのものを何かどうこうというのには、ちよつとそういうことを言っているというのとはちよつと私には聞いておりませんし、そういうことはないとこのふうな私自身は承知をしております。

〇那谷屋正義君 時間が余りなくなつてまいりましたので、是非、標準法を糧にこれまで一つの、義務教育というものの今日本にある公平公正なそういうった教育というものを保障するという観点で総務省がこの間来たわけですから、是非それについてこれからも買いていただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

次に、地方分権推進に当たつては、地方にどういう地方税を渡すかが引き続きの課題になつてくるわけでありす。地方消費税導入後における悲願の一つであつた所得税から個人住民税への税源

移譲が一〇%という税率で地方税収としてビルトインできたことは、地方消費税創設に匹敵する成果だというふうに考えます。この土台の上で国と地方が税金をどう分け取りするかという議論を引き続き進めていくことも大切だというふうに考えるところであります。

その一方で、地方団体が課税自主権を行使して、自らの責任で財源を確保する取組は、地方自治に望まれる先見性を鋭く問う課題でもあるはずであります。行政サービスについての国による義務付けの度合いにもよりますけれども、地方の自主的判斷によつて北欧式の高福祉に見合う負担の在り方などの議論が成熟化することも期待できるのではないのでしょうか。この選択を行おうとする自治体にとつては、課税自主権が持つ意味が飛躍的な重みを持つことになるというふうに考えます。

課税自主権は超過課税と法定外税創設という二つの手法に大別できます。二ーズに一番近いところでできめ細やかなサービス提供を行うべく奮闘する市町村行政の在り方を展望しても、生成発展型の課税自主権がより幅広く認められる必要があります。

本地方税改正案では、地方団体が独自にブラケットの設定を行うことは認められておりませんが、所得の再配分機能の発揮は個人住民税においても要請されるのではないのでしょうか。一律の上乗せ税率しか超過課税として認められないとの立場に固執するとすれば、地方分権の旗振り役である総務省として余りにも芸がないのではないのでしょうか。これについて答弁をお願いしたいというふうに思ひます。

また、もう一つ、済みません、道州制の答申が地方制度調査会から提出されたところでありす。私の持論としては、ビッグ・イズ・ベストではありせんけれども、しかし大き過ぎるという弊害は十分論議される必要があるというふうな思ひます。この問題については本委員会が改めてたずねる機会もあると思ひますので、今日は深入りを

しません。ただし、ブロック単位での行政圏等を視野に入れたとき、地方消費税とは別建てのアメリカなどの州において実施されている小売段階での売上税、すなわち小売売上税導入の機運が生まれているとおかしいというふうに思います。

法定外税新設の協議に際して現行の不同意要件に沿うとすれば、地方団体が法定外税としての小売売上税創設を図ることができるとかどうかが、明快な答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(小室裕一君) 前段の方の税率の話から入らせていただきますが、御案内のとおり、今回の税源移譲に当たっては、所得税については再配分機能が適切に発揮されるよう、また住民税の方は、累進的な税率構造であったのが、もうちょっとフラットにして応益性とか偏在度の縮小の観点から言わば比例税率化したという問題でございます。その中で、個人住民税については一律に所得に比例した税負担に変更したわけでございます。このことによつてこれまで以上に受益と負担の關係が明確になり、個人住民税の性格にふさわしい改革になったわけでございます。

こうした比例税率化の趣旨から、地方団体が超過課税を行う場合でも比例税率によることとし、国税と地方税の役割分担について法律において明確にしたものでございますので、御理解賜りたいと思います。

それから二点目は、大変大きなテーマで、道州制をにらみつつ、小売売上税アメリカ型という御指摘でございますが、御指摘がございました小売売上税多段階累進排除型の付加価値税である我が国の消費税、地方消費税とは異なつて、小売段階のみで課税される仕組みであり、アメリカの州で実施されていることは承知いたしております。

それに対して日本の場合に、現在の形は多段階なわけですから、違つたものだから、委員のおっしゃる趣旨は、これを法定外税として導入するのはどうなんだということで、細かく申し上げませ

んが、御案内のとおり、現在の法律では総務大臣の同意を要することとされており、三つの要件がありまして、その要件に当たると認める場合を除いて同意しなければならぬということ、これはの当てはめの御議論かと思いますが、実際にこれはその時点で具体的などういった税制を構築するか、あるいはこれの当てはめる側のほかの税制なり施策がどうなつていくか、その辺については今の時点でなかなか一概に申し上げられませんが、具体のお話があつた時点でしっかりと慎重に十分検討させていただきたいと思ひます。

○那谷屋正義君 終わります。

○平野達男君 平野でございます。総務委員会初めて質問に立たしていただきます。

今日は是非質問させていただくということで同僚議員に無理やりお願いしましたところ、やつてくれという快諾をいただきましたので、残りの時間をちよつと使わせていただきました。今日は地方財政計画と、それから、これから、地域間格差ということが非常に問題になっていきますが、地方税収の格差が広がつてくるんじゃないか、それをどうしたらいいんだということについての主にこの二点についていろいろちよつと議論をさせていただきますたいと思ひます。

まず一点目の地方財政計画なんです、これは先般の予算委員会でもちよつといろいろ資料を基にして議論させていただきました。今日、その予算委員会ですつた資料をお持ちしましたので、今日は総務委員会のメンバーですからもうほとんど皆様方は御承知のとおりかと思いますが、あえてちよつと、ざつといういろいろ、この概要について、私なりの理解しているところをもう一度簡単に説明をさせていただきますたいと思ひます。

資料の一番目が、地方財政計画と地方財政対策の概念図でして、これは毎年地方財政計画をつくりまして、これは先般国会でも報告がされました。御承知のように、標準的歳出と標準的歳入というのを、これ総務省と財務省で協議して決めるということになってます。標準的歳出について

は、社会保障費以下ずつとこう、こういう項目がありまして、標準的歳入が、まあこういう項目があります。

この中の標準的歳入の中で、地方税は、これは見込みで決まっています。国庫補助金は、国の予算が決まれば同時並行で決まります。地方債は一定のルールがありますから、同時並行で決まっています。その他は、まあいろいろあるんでしょう。

それから、あと、標準的歳出の方は、国の予算と地方単独事業、あるいは補助事業のないようなものをこう一応積み上げてということになってますが、実際にはこれ積み上げではなくて、私に言わせれば国の予算と同じで、つかみ金でどこに置いていくという、まあそういう仕組みなんです。そして、標準的歳出と標準的歳入の差が交付必要額として算出されてくると、まあこういう仕組みだろうと思ひます。

ここまでで大体誤りないでしょうか。一言だけでいいですから。及第点だけでいいですから。

○政府参考人(龍野弘彌君) そのとおりでございます。

○平野達男君 ありがとうございます。

そこで、この交付必要額を更に分けますと、地方交付税、いわゆる法定五税分と、これでは足りないということで財源補てんというのをやりま

す。これが地方財政対策になるわけですね。そこで、もう一枚めくつていただきますと、この交付必要額が、この今平成十二年から平成十八年のこの推移になってますが、この縦軸の長さが交付税必要額です。

先ほど言いましたように、国税五税分と足りない分をどうするかということで地方財政対策やるんですが、平成十二年までは国税五税分以外については特会の借入金をやつてきたわけです。ところが、これも予算委員会でも言いましたけれども、特会の今借金がもう五十三兆になつてしまつて、これ以上もうどうしようもないという状況になつて、平成十三年から特会の借入金を減らしま

しようということ、代わりに一般会計特別加算というのを入れてきたわけです。

そして、平成十五年に借入金を廃止します。その代わり、一般会計特別加算というのが五・五兆になつたやつたわけです。さあ、この結果どうなつたかということなんです、もう一枚めくつてもらひます。

これは、国の一般会計の歳出ベースでありまして、特会ベースの出口ベースの話じゃありません。入口ベースの話です。つまり、国の要するに一般会計予算の中で、財務省が所管する一般会計から地方交付税総額でどれだけ出たかという推移です。十一年、十二年、十三年に借入金を廃止して一般加算を入れていくんですが、十五年になりましたら十七兆まで増えるんです。もちろんこの間に地方税収が減つたとか何かいろいろ議論はありますが、地方交付税等の推移から見ますと、一般会計の圧迫要因になつてたんですね。

そして、もう一枚、資料二に戻りますと、平成十六年、十七年、十八年、三位一体改革期間です。一般特別加算をしゃにむにこう落としていくんです。で、総務省に言ひますと、多分、多分です、これは地方財政計画しつかり作つて、必要額は確保しました、一方で地方税収入も増えてますという説明になるんですが、私は、これは予算委員会でも言ひましたけれども、ここにもう財務省の明確な国の意図があるのは、とにかく一般歳出を減らさなくちゃならないと。

ということで、資料三と資料二を見ていただきます。たいんですけれども、十七兆三千億を十四兆五千億、ここで一般歳出を三兆削つてるんです、約国の一般会計をですね。これは、地方財政計画というのには、まあ結果的に見るとかなり可塑性があるために、総務省と財務省の、まあ総務省は地方の味方だとか言つてるんですが財務省の顔も見

にやいかぬということなんです、ある一定の意思が働いたとしか私は見えないんです。

そこで、その地方財政計画のこの在り方なんです、何でこんなことができるか。一ページ目に

戻っていただきますけれども、要は簡単なことなんです。一つは、確かに地方税収が増えれば必要交付額は減ってくる。これは財務省の、総務省の説明です。もっと簡単なのは、標準的歳出を減らせばいいんです。つまり、逆に言えば、標準的歳出があつて、標準的歳入があつて、交付税、交付必要額だというふうに言ってますが、財務省が交付必要額を何としても減らしたいとなつたら、標準的歳出を減らせばいいんです。

こういうブラックボックスの訳の分からぬところが、訳の分からぬというのは言葉が悪いですけどね、そういう性格がこの地方財政計画にあるわけですから、積み上げたところのこのところの、必要額、必要計画を積み上げたとは言っているんですが、繰り返しになりますが、スタート地点を国の歳出というふうにするのもできる。今年は五税プラス一般加算はゼロにしますよと言つて、だから地方財政計画はそういうふうで作つて、くださいとやっていると認めません。総務省は絶対口が裂けたつてそうでは認めませんよ、そりゃ。そうなつたら総務省要らないという話になるから。

それから、ただ、もう一つ、平成十六年に三・九兆、これは一般加算三・九兆合わせると、これ折半で七・八兆、特例加算、特例臨時、臨時費でしたか、七・八兆円あつたんです。財務大臣は七・八兆減らしたいと言つたんです。それを三位一体改革の期間にしっかりとやっているとすよね。

だから、私なんか人が悪いものだから、三位一体というやつはごまかしで、三位一体、三位一体でやつて、これじゃ総務省もたないから税源移譲だという免許符があつて、税源移譲やればいいでしょうみたいにとつちやいますよ、私は。そんなに私は人は悪くありませんと言ふかも知れませんが、私は、長所、粘り強い、短所、しつこい、趣味、嫌がらせで通してきましてから、そういう取り方しかできない。

地方は、本当にこれ見ますと、何のこと、いや、地方も実はこんなことになつてゐることは分らないんです。だれもこういう、要するに、だつて地方財政計画なんかどうなつてゐるかなんて分らないから。

ということ、何を言いたいかつて、以下なんですけど、私はこれからこういう状況の中で、資料二を見ていただきたいんですけれども、地方財政計画をこういう中で立てるから、地方にとつてみれば地方税、地方交付税総額が幾らになるかというのとは分らないんです。予見可能性が全くないんです。

ある日突然財務省が、やっぱり一般歳出の、国の一般歳出は、三分の二の一般歳出は、社会保障費と国債費と地方交付税交付金で三分の二です。これ何回も、もう皆さん御承知のとおりですね。社会保障費はこれ削るつたつてなかなか削れない、国債費はこれも削れない、債務残高はどんどん増えてますから。ましてや、今回量的緩和解除したら、長期金利は今上がつてきてますから、長期金利が二・三兆から一・六兆上がりますから、ぼんと上がつちやうんです。

どこに、要するに、じゃ、歳出要因求めるかといつたら、地方交付税交付金しかないというふうにと取る人もいるわけですよ。だから、民間議員だとか何かのいろんな方々は、地方交付税、無駄な地方交付税もつと削つていいんじゃないかといふのは、その背景にあるんだらうと思うんです。

与謝野大臣は、地方では、うな重を食つてるといふ人がいましたけれども、地方は、一日に玄米四合と味噌と少しの野菜を食べている地方の自治体だつてあるんですよ。それは、そのうな重を食つてゐるのは大阪とか何かあるかも知れない、東京都にはあるかも知れません。

だから、そういう自治体があつて、そういう、今、今日は与謝野大臣いせんからこれはまた予算委員会ですらしたんですが、そういうまあ複眼的に見る必要があるということ、今ちよつとべらべらしゃべつて何を聞きたいのかちよつとだんだん分からなくなりましたけれど

も、要はこの地方交付税総額の予見可能性をまずつくるというのと、地方は少なくともこの五年間はこういう考え方で地方交付税総額が確保されるんだという見通しが付けるような仕組みをつくつていただきたい。

そのためにはどうするか。一番いいのは、国税五税分をもう一回再検討して五年間固定してもらいたいんですよ。そうすると、地方財政計画なんか要らないですよ、もうこんなのは。その中で、予見可能性の中で、あとは配分というのは、これは交付税の配分基準というのは当然これはきつちりとした考え方、まあいろんなこれ批判ありまうから、これはもう透明性と簡素性と公平性というところで確保してもらふことが大事だと思ふんですが、そういう考え方が一つあると思ふんですが、これは是非、こういう裁量性の利くような仕組みは是非排除してもらいたい。これは、地方交付税というのは地方の要するに独自財源だと言つてゐるわけですから。

そうすると、国税の中の一定収入を地方税、地方交付税として配分するという考え方は、これは私は絶対死守してもらわなくちゃならないし、まあ東京都と岩手県と沖縄ではもう一人当たりの所得だつて違うし税収だつて、当然市町村、自治体の税収も違いますから、これを格差を是正する仕組みはこれは絶対確保しなくちゃならないです。ただし、そこについては、裁量性をできるだけ、総額については、総額の確保については裁量性をできるだけ排除して、地方については、地方は大体今のこの経済状況だと地方交付税はこれぐらい来るなというふうな見通しができるような仕組みにしたい、いただきたいというのが一点目の主張であります。

以上、私の演説になりましたけれども、御所見を竹中大臣にちよつとお伺ひしてみたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先般も予算委員会で議論を少しさせていただきましたけれども、私は今平野委員のお話を伺つていて、改めて大変同意できるところがございいます。一部ちよつと考慮過ぎではないかなというところもございいます。少しずつ是非あれさせていたいただきたいんですが、その地財計画というのが要するに基準財政需要という一つのブラックボックスの中で非常にあいまいに決められてゐる。まあ一面から見ると柔軟に決められてゐるという言い方もあるかも知れませんが、そこはブラックボックスみたいであいまいに決められてゐるようなところがあつて、そこで、まあその一つの問題点があるだろうと。

実は、正に諮問会議で民間議員がそういう議論を基に議論をしてゐるんです。だから、諮問、あの会議での民間議員の議論というのは、この基準財政需要の中からできるだけ外へ出してしまふと。少しぐらい基準財政需要のもので関係するものが残るかもしれないけれども、そうじゃないものは外に出してしまつて、その地財計画そのものの対象を限定して縮小しろという議論をしてゐるんです。その意味では、実は平野委員が御批判された民間議員と同じことを主張してゐる面もあるんです。それはそれで、実は恣意性を排除するとか、そのようなブラックボックス的な基準財政需要の積み上げではない形というところでは、これはこれで私も一つのお考えだというふうには思ひます。

しかし、本当にそれで地方の行政が十分に行われるかどうかといふのはこれはしっかりと検証しなければならぬと思ひます。十分な財源、税源、独自の税源があつて、そしてその税が比較的偏在しない形でできるというふうなことがあるならば、正に委員おっしゃる通りに、これはもう全部政府が一つのそういうふうなものをつくらなくても地方でやつていただけたらというの私は一つの理想だと思ひますから、そういう方向として、議論としては私は理解できるところがございいます。

ただ、まあそのブラックボックスの、二番目としては、そのブラックボックスのような基準財政需要を活用して、三位一体改革というのは、当初から財務省的に国の歳出を削るような、そういう

う、まあちよつと言葉はあれですけども、陰謀説のような、そういうことが仕組まれていたということに関しては、これはちよつと私はそのプロセスにかかわってきた当事者として少しお考え過ぎではないだろうかというふうに思います。

当然、財務省は財務省でそういう、できるだけ財務省はもう常に削りたいというふうに思いますけれども、そのプロセスというのはそういうふうなシンプルなものではなくて、まあいろんなやり取りの中でここまで進んできて、右に行ったり左に行ったり、行きつ戻りつしておりますので、そういう、何といいますが、一つの作爲の下に行われたということでは私は決してないと思っております。

まあ一つのその間の動きとしては、御承知のように、平成十六年度には地方の方から、これ、予見可能性もないと、急激に大幅な交付税が削られるということに対して非常に強い抗議も出されまして、そのことに関しては、これは閣内でもう一度話し合つて、十七年度、十八年度まで含めてしっかりと必要な一般財源を確保するということを骨太の方針、政府・与党合意にまで書き込んでそこはやつておりますので、一方向的に何か陰謀のような形で、ちよつと陰謀という言葉が不的確かもしれませんが、一つの作爲のようなもので行われてきたということではないと思っております。

一つ、もう一点ですね、最後に、五年ごとに見直せと、その間は別になくてもいいではないかと。まあ五年ごとに見直すということの意味は、恐らく必要な、要するに歳出を見ないで必要な歳入を手当てするという仕組みをおつくりになつて、その中で地方が自由にやれということですから、それはそれで一つの御見識として私は理解できるわけです。しかし、五年に一度とおっしゃいました。それは三年に一度なのか八年に一度なのか知りませんが、そこはやつぱり何か必要な需要を想定して、それに必要な財源を充てるということでしょうから、そこはそこで、一年ごとにするか、三年ごとにするか、五年ごとにするか

というところなのだと私は思っております。

一つの応用問題として申し上げれば、今年のよう豪雪で予期せぬ支出があつた場合に、この中で自由にやれというふうになつた場合に対応できるのかと。ヒューザーのような問題が出てきて、そして本当にその都道府県、市町村で何らかの対応をしなければいけなくなつたときにそのような中で対応できるのかと。つまり、新しく国の政策として災害対策をやらなきゃいけないというようなことになつた場合に、その意味では、今のこの基準財政需要額、財政需要額というのは、まあよく言えば柔軟に、そこがあいまいだと、恣意的だという、裁量的だという御批判かもしれないが、現実にはそういう役割も果たしてきているという面を考慮しなければいけないと、この点もあろうかと思ひます。

○平野達男君 後段の部分は、これはもう今の特交制度をそのまま残せばいいと思ひます。

で、私のあれは、そう、まあ竹中大臣の答弁と若干似て非なるものがあるのは、私の主張は、まず背景には、やつぱり国家財政の、国家財政というか、圧縮圧力が非常に地方交付税交付金に掛かつてきていると。こういう中で、こういう地方財政計画という形でゆだねてしまひますと、どうしてもやつぱりいろんな政策を、判断がこの地方交付税総額の決定に与えていくんじゃないかという危惧がまず一つあります。

それから、あともう一つは、先ほど竹中大臣言われましたけれども、平成十六年に交付税総額削減されて地方は大変な思いしたというふうになつています。そういうことが政策として結果としてそういうことに出るような形にしてほしくないわけですね。それは五年なら五年という形の中で、五年なら、十年でもいいですよ、ある一定のチームで、やつぱり交付税の全体の国税に対する一定の割合、これを一回検討して、これで固定しようじゃないかと、それをやつてくださいというようにな、それがやつぱり地方、それで、その枠の中で、あと配分はまたこれは交付税の配分でまた別途あ

りますけど、そういう予見可能性ということをしつかり与えるということにやつぱり最大の主眼を置きたいと思ひます。

あと、民間議員の方は、私は、確かにそれはいろんなことを言っていますが、地方交付税交付金はまだ過大じゃないかという意識の方がやつぱり濃厚だと思ひます。だから、そういう、そつち偏らないで、是非地方の方の意見も全部しつかり聞いた上で、それからもう一回原点に立ちますけれども、国税の中のどの部分が地方交付税交付金として必要か、妥当かということ、原点に立ち返つてもう一回真摯に議論することにも必ず必要だと思ひます。

○政府参考人(龍野欣彌君) 交付税の率をきちんとして決めて、地方団体の方が予見ができますように、全体は我々も理想型だというふうには考えております。

元々、地方交付税法ができます前に平衡交付金制度というのがございまして、なかなか、毎年毎年のその地方団体の必要な平衡交付金の額を毎年測りながら決めるということで、財政当局と我々の方で意見が一致しないという経緯がある中で交付税の率を決めたという、こういう経緯もございまして、我々としてはきちんと法定率で地方財政が回るようにしたいというふうには考えておりますけれども、現状はなかなか、国の財政の厳しの中で三年ごとの地方財政制度の仕組みというもので現在やつておるわけでございます。

この現在のその折半率の地方財政制度、これについても見直しの時期も来るわけでございますけれども、我々としてはそういうところあるべき地方財政制度に向けて更に努力していきたいというふうな考えでございますけれども、全体、国と地方、財政両輪という面もあるわけでございますので、どうしても限界があるというところはやむを得ない面もあるのかなというふうには考えており

ますけれども、考え方としてはそういう方向でございします。

○平野達男君 まあこの件については、また機会あるごとにいろいろと聞いていきたいと思ひます。

次の点なんです、景気の回復、全国レベルでは設備投資が増えてきたり、あるいは雇用者報酬も全国レベルで見ると若干上向きになってきたというところで、平均値で見ただけでは最悪の状況から比べればかなり良くなつてきたというのはこれは事実だと思ひます。

その一方で、地域間格差は私の感覚ではやつぱり相当広がつていまして、県民所得についても、これは内閣府が十四日発表した二〇〇三年度、十五年度の県民所得なんですけれども、二十七都道府県でプラス、地域格差が広がるといふ、そういう経過になっていまして、これは十五年度ですから、十六年、十七年にすると私はもつと広がつていっているというふうに思ひます。

で、何が問題かといひますと、当然、地方税の税収間に大きな偏りが出てくるだろうと思ひます。それで、平成十六年度の地方公共団体普通会計決算の概要を見ますと、四都道府県と四都道府県以外では財政構造に大きな相違ということで、四都道府県、これは東京都、神奈川県、愛知県及び大阪です。これは歳出、実質収支、地方税、いづれもずつと伸びていまして、積立金残高が増えているんですね。ほかの地方公共団体は、地方積立金残高が一兆円、全部で一兆円ぐらゐ減つていまして、岩手県も、私、岩手県なんですけれども、岩手県も秋田県も青森県も毎年の予算は積立金を崩しながら今やつていまして、しかも、総額は圧縮です。

ただし東京都は、平成十七年度、十八年度予算でしたかね、今資料がちよつとお手元にありませんが、東京都は歳出も今度は伸びています、税収もどんと伸びます。平成十七年度のその税収の伸び、これは予算委員会では言ひましたけれども、東京都、東京都ですよ、税収の伸びの差額、総

額が岩手県と青森県と秋田県の年間の税収と同じなんです。これぐらい差があるんです。そして、その一方で地域間の景気回復に地域間の格差が出てきますと、この地方税収の差にどんどん開きが出てくる可能性がある。

今回、三位一体改革で、話が変わりますけれども、私が非常に心配したのは、地方補助金を削減して税源移譲をすれば都市に財源が偏在するんじゃないかというふうに心配しましたけれども、私の予想以上に実はそんなに開かなかった。それはなぜかといいますと、削減した補助金が地方向けの補助金じゃなかったからです。義務教育費とか児童手当とか、人口に比例するような補助金を削減して税源移譲をやったからまず格差が余り広がらなかった。

それからあと、最終的には所得税と住民税との税源の割合を見直すときにフラット化ということで、これは総務省がいろいろ工夫してやったことだったと思いますが、それでも三百億ぐらいの、たしか東京都にプラスになるとのことなので、これは法人事業税の見直しでやったというふうな説明を受けています。必ずしも、法人事業税と一対一の関係はないというふうに思いますが、一応結果的にそうなった。だけど、もうこの法人事業税なんかをいじるというのもこれ限界があります。としますと、どんどんどんどんやっぱり格差は広がっていくんじゃないかと思えます。この格差の広がりとこのことについて、税源の格差の広がりとこのことについて、総務大臣、まず認識をちよつとお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済活動に地域間格差が見られると、前半でおっしゃった景気の格差が見られる、その点は御指摘のとおりであります。しかしそれでもすべての地域について良い方向は出てきている。しかし格差はあるし、設備投資等が引く張るというような中ではやはりむしろ格差が広がっているというのはそのとおりの実態だと思います。

直接の御質問は、まあ税収、主として税収に関するものであるというふうに思いますけれども、この格差を議論するときに、課税客体の偏在という意味での格差と、そしてその課税客体の構成が違ふことによつて伸び率に変化ができるという変化の格差と、これは両方重要な問題としてあるのだと思えます。課税客体の偏在を解消するためには、これはできるだけその偏在のないもの、例えば今回のような住民税のようなものが一つであるうし、そこで地方消費税が今後重要な役割になるというところは私も強く認識をしております。そういった形で、税の構造全体をしっかりと考えていく中で偏在をなくしていくという努力は我々は引き続きしなければいけないだろうと思えます。

もう一つは、しかし構成の問題があつて、その構成が伸び率に影響を与えます。これはどうしても法人が多く存しているところで、特に景気回復期には伸び率が非常に高くなる。景気後退期にはその逆もまた真なわけでございますけれども、その法人所得に頼るかどうかによつてその伸び率に大きな変化が出てくる、安定性に変化が出てくるという点もあろうかと思えます。

これは、我々総務省だけで解決できる問題ではなくて、国税の問題、税体系全体の中で今後議論していかなければいけない問題でございますけれども、我々としては課税客体の偏在の少ない税目、まあ具体的には地方消費税でございますけれども、そういうものに着目して、そういうものも念頭に入れてかつ税源そのものをしっかりと確保する、税率配分の見直しも含めてしっかりと行っていくということが、総務省としてはやはり曲けてはならない一つの方向であらうというふうに思っております。

○平野達男君 これから人口減少社会に入るといふふう言われていますけれども、その人口の推移見ても、やっぱり大都市、東京を中心として人口の減少幅というのは、人口減少は、失礼しました、人口は減る方向じゃなく微増の方向にいます。だから、住民税でやると言つたとしても、そ

の住民税の税収だつてそんなに期待できない。ましてや高齢化がどんどん進行していきます。高齢化は、ここ十年間か十五年間は地方の方が私はずっともつと非常にきつたと思えます。その後、今度は都会の方が私は高齢化の人口が、高齢化人口の割合が高まってくるというふうに考えています。が、少なくともここから十年か十五年間は地方には非常にきつた。そういう中で、その地方税の税収間の格差というのはどんどん広がっていく。

だからこそ地方交付税あるんだよということなんです。問題は、それは人口がたぶん多くて産業のあるところに税収があつて住民税が入る、あるいは固定資産税がたぶん入る、当たり前だ。だから、それで地方自治やるのは当たり前だ。というのは、それは一つの考え方あるかもしれない。竹中大臣がそういうふうにおっしゃつたという意味じゃなくて、そういう考え方あるのかもしれない。しかし、やっぱり総務省というか、国として、税源がこれだけ広がつていつたら、やっぱりいゆる不交付団体と言われるようなところの税収がどんどん伸びていくということについては、何らかの措置をするということはやっぱり考えてもいいんじゃないかなと思つてます。

そこで、私なんか今勝手に思うのは、実は後進地域補助率差額という制度がございます。これは何かといいますと、ある特定の直轄事業、県の、県営事業の国の補助事業に対して、財政力の弱い自治体に対して後で二分の一の補助金だつたら財政力に比べて一定の額を加算する制度です。その制度があるわけです。私は、東京都の出身の方がいたら大変申し訳ないんですけど、そんなに税収があるんだつたら、国の基本補助率二分の一だつたら、逆の要するに率を掛けまして十分の四・五にして、その〇・五を例えば交付税特会に入れると言つたら、財務省は絶対うんと言わない、うんと言つたとは思いませんが、それをその財政の、財政力の調整機能の財源にしてもいいんじゃないかと。

で、要するに、水平力格差の是正というのを今

自治体間でやろうじゃないかという議論もあることも承知しています。しかし、東京都の代表と岩手県の代表が集まつて、岩手県大変でございますから東京都の税収を岩手県に預けてくださいと言つたつて、こんなものができるわけじゃないです。必ず第三者が立たないかぬと思えますが、ただ第三者が立つても難しいと思つた。

これは、財務大臣にもちよつと所見聞かにかぬわけですが、その国の補助率については、基本補助率の二分の一という額は設定したとしても、これからの格差が広がるようだったら後進地域補助率差額の逆の仕組みを入れてやってもいいんじゃないかなということ、財政力の豊かな出身、選挙区を持つ国会議員の皆さんから反発食らうかもしれないが、そういうことをやって、その背景の中には格差は正というのはやっぱり必要なんだという哲学をしっかりと確保して、確立してやることが必要だと思うんですが、これについての竹中大臣の御見解を伺つておきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 平野委員のお話は、まあ具体的な御提言というよりはちよつと考え方、整理として今お出しになっているという理解で、私も少し、じゃ考え方についてのお話をさせていただきますけれども、国庫補助負担率を逆に引き下げてその財源を地方に配分する交付税の方に上乗せをして、それでしっかりと調整をしてはどうかという、まあ簡単に言うところのお考えです。

これはこれでもちろん一つの、要するに平衡化を行うための一つの考え方なわけですけれども、要は負担率というのは一体何なのかということなんだと思えます。哲学的に言うところ、これは国の政策をやるために何かあつて、それを負担するということでありまして、そういうところ、手を付けるということが哲学の、政策のそもそもの論としてよいか悪いかわからないかと思えます。何が何でも何か調整しなきゃいけないから、そういうことをもう最後の手段としてやろうというふうなのであればともかく、なかなかそこまで

いきなり議論を進むと、いろんなやはり考え方のそごが出てくるのではないかなという気はいたします。

それと、もう一つは、これ、やっぱり制度がもつと複雑になっていかなのかということだと思ふんですね。本来、交付税という調整のための税があるところを、今度は、今度負担金で調整するという調整機能が別のところに行くということになれば、交付税の中に入ろうということだろうから、そこはそこで一つのコンシステンシーを持つていくということかもしれないですが、でも制度が複雑であるということは違いないと思ふんですね。

私はもう、そもそも、まあせっかくの御提言であるので申し上げますけれども、そういう議論までされるということであるならば、これは我々も本当にそこを考えなきゃいけないんですが、これを地域間のその調整という概念だけで考える必要はないと思ふんです。つまり、これは個人の所得の調整をもつと行ったらいいじゃないかということに話が行っていいんだと思ふんです。

つまり、今、東京都の人の所得があつて、これはいろんな産業もあつて高い。私の和歌山県の所得は低い。この所得を、これ所得税で調整すれば、もしできればですけど、ちよつとすこい仮定の議論で、調整すれば和歌山県の平均所得と東京都の平均所得一緒になりますよ。つまり、これはいろんな形での調整が必要だというのは私は分かります。それをすべて、つまり地方財政を通したものと調整するのか、それとも元々の個人の所得のところで調整するのかという大問題が実はあるわけですね。

だから、格差の問題というのは、確かに地域の問題があり、企業の問題があり、そして個人の問題があるわけですから、そういうところまで踏まえた議論をやつていかないといいけない。私は、そういうことも結果としては必要であらうかと思ひます。

繰り返しますけれども、そういう極端な形

での所得再配分が税によつてもし行われれば、東京も和歌山も沖縄も平均所得一緒になりますよ。ちよつとこれ、議論のために言つていふんですよ、頭の整理のために。だから、そういうことも視野に入つていくのではないかなということでございます。

○平野達男君 私の言つた、例えば補助金を補助率で調整するというのはあくまでも一手法です。根っこは、これから景気回復基調に多分私は入つてくるし、入らせなきゃいかぬと思ふんですが、その間の中で大分格差が出てくる。その中の調整を、やっぱり何らかの仕組みをビルトインしていただきたいということなんです。

それはだれが主導権を持つてやるかといつたら、国だつたらやっぱり総務省でありますし、私は、もしそれが補助金という考え方でやるとすれば、当然財務省との調整なんかも必要ですし、当然自治体間との調整なんかも必要だと思ふんですが、そういう開くということに、開いていくという認識の中で、もし共有するんであれば、それは是非何らかの形で自治体間の、何なら自治体間でそういう協議の場を設けるということでもいいですよ、何でもいいですよ、そういう仕組みを是非入れるということを検討していただきたいんです。

もう一度、総務大臣のお考えをちよつと。
○国務大臣(竹中平蔵君) 委員はあくまで一つの例としてお出しになつたということで、これは今二十一世紀地方分権ビジョン懇談会をやつていまして、その中で議論の出発点として、各地域で資源の賦存状況が違ふと、この違ふということを前提として、それで国と地方の在り方を議論していこうということが大前提になつておりますので、結果としての各地域の財政調整の仕組みを根本的に議論をいたしますので、今委員がおつしやつたようなことも含めて、何らかのやはり仕組みについて議論を深めていかなければいけないと私も思つております。それは是非議論を深めさせていただきます。

○平野達男君 前向きの発言だったんで、そのとおりやつていただきたいと思ひます。

二十一世紀ビジョン懇談会ですか、まあ正直言つて私余り、この間の予算委員会でも言いましてけれども、余り信用してない。高橋千秋さんと平野達男さんを入れてくれたら信用しますけどね。それは、この間は予算委員会でも断られましたからあれですけど、もうちよつとあの懇談会はやつぱり地域を分ける人を入れてもらいたいんですね。まあ、いずれその私的諮問機関でやるということなんで、それは是非やつていただきたいと思ひます。

仮分数なんてこの間失礼なこと言つたかもしれないませんが、頭だけで考えるような話じゃないですよ。とにかく私は、もし何だつたら三重県の山奥でも岩手県奥の山奥でも私は案内しますから、まづ見てくれという話ですよ、今どういう状況になつてくるか。そこからスタートですよ。受益と負担の関係がどうなつて概念整理なんかまづいいですから、まづ。どうなつてくるかということを見まづ見てもらつてから、やつぱり議論していただきたいということも併せてちよつと再度主張をしておきたいと思ひます。

それから、最後になりますけど、そのビジョン懇談会の話が出ましたんで関連して質問します。が、破綻法制を検討しているというんですが、これは今の再建団体制度のつてどが不備、足りないうんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) いや、そもそもそれを検討しているわけです。今の制度、これはこれまでも、自治省、総務省が苦労して、それで再建制度をつくつてきて、それが実際に運用されてきたわけでございます。その機能は私も評価して思いますし、懇談会のメンバーも評価していると思ひます。

しかし、あえて言えば、我々はとにかく地方の自由度を高めるところから出発をしております。先ほどから少し議論出ましたけれども、昨日もこの懇談会であるメンバーから、法律で一定

の枠を与えられた上で、条例がその中で、それを条例に委任するといふますか、条例で詳細を決めてもらえるようなそういう法律の作り方だつてあるではないかと。これは正に地方の自由度を増すわけですし、それと、国が地方に求めているいろんな基準がありますけれども、それそのものも見直そうという議論をしています。だから、自由度を高めていただく。自由度を高めていただくという限りは、やはりその責任も明確化するということは当然コインの両面として議論をしておくべきであらうと。

具体的に、これは今、今の制度で何が問題かというところで今検討しているわけですけども、私の認識では、今の制度には実はストックの概念が入つていない。これはストックの概念がないと本当に再建するのはむしろ私は大変になるのではないかと今ふうに思ふんですね。これは今、まあ企業と比べるとまた怒られるんですが、企業でも再生しているところというのはやつぱりストックのところをちゃんと整理したから再生しているわけ、そういう概念はやつぱり地方にもあると、これは地方のためだと思ふんですね。

ここは一点、私はやつぱりクリア是非していただきたいなと思つていふところでもございます。で、破綻というとか非常に物騒な言葉で、マスコミはそれを面白おかしく取り上げるんですが、もちろん清算型の破産なんて考えてはおりません。再建型です。その上でストックも中に入れていただいて、そうすることによって予防措置が更に働くようになると私は思ひます。そのストックの面と予防措置がよりちゃんとビルトインされるように、その二つの方向を是非目指していただきたいと思つております。

○平野達男君 確かに、そのストックの概念というのは大事だと思ひます。そこは同意いたします。ただ同時に、もう一つだけ言わしていただきますと、今自治体は、実は私の岩手県でも財政再建団体に指定されるかもしれないという自治体があ

るんです。実は、こういう自治体に、まあ全国にたくさんあるかどうかは知りませんが、何でそういうふうになったかといいますが、やっぱり一時期、私も、これ農林省にいてやった方だから余り大きなこと言えないんですけども、補正予算組んだりして、予算付けて使え使えとやったんですよ。とにかく使えとやったんです、これ。いやいや、今ここの話じゃないんです、ないんですけれども、そういう面あるんです。それで、自治体も、そのために、じゃ国の言うことだからって協力せないかぬといつてやってきた面があるんです。それが今地方債というのを出したから、当時公共事業やると地方債の枠が広がりましたから、その地方債を発行して資金を調達して、その借入金に追われているんです。そういうときに破綻法制度みたいな話が出てきたら、これは一体何なんだという話になっちゃうんですね。自治体の感覚からすると。

だから、そこはあの当時、一体国の財政、これまでの過去十年間、十五年間、財政運営どうやったかという、まずは総括をやった上で破綻法制度とか、それやるのはいいですよ。そういう過去の事情、経過もしっかり踏まえてやっぱり議論していただきたいと思っています。

ただ、さっき言ったストックの概念というのは、それは確かに、そういう概念は確かに、まあ正直言つてどこまであるかという私も話している疑問のところがあります。こういうところはやっぱり啓蒙普及ということとでどんどんやっていかなくちゃならないと思いますが、今私が言いましたように、過去のいろんな流れを言いますと、自治体というのは確かに安易に補助金をもらったというその反省点はあるかもしれませんが、あるんですよ、ある一方で、ただ、そうはいったって、あのとき使え使えと言ったのはこのどいつだと、言葉は悪いですけど、という気持ちもあるんですよ。どこのどいつだというと、私もその中に入っていたということで、余り大きな声では言えない立場ではありますが、事実からするとそう

ということもあるということです。

次の質問に移りたいんですけども、これは二十分までですね、時間があるんですけど、ここで終わりたいと思います。ということで、竹中大臣、最後にコメントをいただきました。

○国務大臣(竹中平蔵君) 平野委員が使え使えと言っていたという話を聞いて、従来以上に親しみがわいてまいった感じがいたします。

今おっしゃったことで、これまでの経緯をしっかりと踏まえた制度改革でなければいけないという点は正にそのとおりだと思います。これは今議論いただいている間でも、やはり過去の問題、その過去の債務とこれからの債務どうするかということも含めて、そこはやっぱりちゃんと峻別しようという議論がちゃんと出ております。過去の問題があるからということ、しかし、もちろん何も変えられないということになってしまおうと改革は進みませんので、そういうことをもちろん委員おっしゃってないわけですが、そこはこれから過去の問題を切り離す、どのように切り離せるかということとか、十分な移行期間を設けるとか、そこはやっぱり現実的な、現実を踏まえた解決策でなければいけないというふうに思っております。

そういう方向でしっかりと議論していただいているつもりでございますので、引き続きいろんな形からの御指摘、御議論を賜りたいというふうに考えております。

○平野達男君 今日時間を与えていただきました、ありがとうございます。

○委員長(世耕弘成君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十分まで休憩

午後一時四十分開会
○委員長(世耕弘成君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法等の一部を改正す

る法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本順三君 自由民主党、山本順三でございます。

質問の機会をいただきました大変に光栄でございます。

今回の地方税法あるいは地方交付税法の一部を改正する法案でありますけれども、これは三位一体改革に連動したものでございまして、まずはその辺りから解きほぐしていきたいと、このように思っております。

実は、私も地方議員という立場が長かったものでございまして、平成十六年ショックとでもいいますか、突如として地方交付税が大幅に削減された。その後の騒動というものはもう大変なこととございまして、その影響をいまだ引きずっているというのが地方の現状だろうと、こういうふうに思っております。

そんな中で、私もこの国会に出てまいりました、一番やらなければならぬこと、それは何と云っても地方分権に向けてどのようにして地方の自立を図っていくか、そのための方策たるや何があるか、そんな気持ちを含めて東京に来たわけでありますけれども。

ちょうどその当時、一昨年の秋以降でありますけれども、三位一体の改革の議論というものが言わば佳境を第一弾迎えておった、こういうふうな思いまして、積極的にその議論に参加をさせていただきまして、残念ながらそう簡単に地方分権はなし得ないぞ、こういうふうな、そういうことを再認識せざるを得なかった、そういう感想を私自身は持っております。

と申しますのも、やはり官僚の皆さんの強さともいいましょうか、それぞれの各省益を守る力とでもいうんでしょうか、補助金の削減等々につきまして、もう簡単に地方六団体の話に對応した改革がなされるような様相はないし、またこれはこんな言葉使っているのかどうか、まあ族

議員といえましょうか、しっかりと官僚と連携プレー取る、そんな中で地方分権を模索するのは、これはこれはもう並大抵の話ではないなということをつくづく感じたような次第であります。

まあ、そういったことから始まって、今回国庫補助負担金が四兆七千億カットされた、そして税源移譲は三兆円強税源の移譲がされた、また地方交付税は五兆一千億削減をしたと、こういうふうな結果に相なったわけでございますけれども、午前、那谷屋さんがおっしゃっていましたが、地方交付税の削減というものが今回の三位一体改革の成果とは考えられないよ、あの部分は私も全く賛同するところでありまして、そういうことも踏まえた上でありますけれども、基本方針二〇〇二において三位一体改革、スタートしたわけでございますけれども、その第一段階、この三位一体改革の成果、これをどのように評価をされているのか、あるいはまた総括をしておられるのか、その基本的な点について、重複するだろうと思っておりますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○副大臣(山崎力君) 委員御指摘のとおり、今回の三位一体の改革でございますが、三年間にわたる改革の結果、四兆円を上回る国庫補助負担金の改革と同時に三兆円の国庫から地方への税源移譲というものが行われたところでございまして、その結果、地方にとりましては公立保育園の運営費、学校あるいは社会福祉施設の施設整備費等の一般財源化ということが相なりまして、そういった意味で地方自らの創意工夫で、あるいはまた責任で政策を行うという幅が広がったということは事実だろうというふうに認識しております。

また、税源移譲による地方税収は、言うまでもなく国税と切り離された形でございまして、地方の自主財源として安定的に入ってくるということになりまして、そういうのが一つのインセンティブになれば、地方の経済成長あるいは地方の税源涵養努力というものによって、今後地方の増収が見込まれるという点もあらうかと思っております。

もちろん、それぞれの団体で様々な意見があるということも十分踏まえながら、六団体の意見と、それを集約したものとして取り扱ひまして、そういったものを尊重しながら改革に取り組んでいくというスタンスでございます。

○山本順三君　そういう返事以上のことはできないんだらうと思うんですけども、現実にはほとんど申し上げたような実態があるということを押握していただいて、そしていろいろな改革案作るときに、そんなものも十分しんしゃくしながらの対応を是非ともよろしくお願い申し上げたいと、これは要望をしておきたいと思ひます。

それでは、三位一体改革の中のそれぞれの分野について何点か抽出してお伺ひさせていただきますと思ひます。

まず、国庫補助負担金でありますけれども、このことにつきましては、特に中教審で激しい議論のやり取りがありましたけれども、義務教育の国庫補助負担金、この取扱ひ、もう大変なめもめました。私自身もこの教育の關係については自分なりの考え方を持つてゐるわけでございますが、それはそれとして、結果的に補助率二分の一のものを三分の一に削減した、たまたま八千五百億といういい数字が出てきた、こういうふうなことがなつたわけでございまして、一部には、これは数字合わせじゃないかというような、そんな批判すらあるような状態でございます。また、児童手当も、これ三分の二から三分の一に補助率をカットする、こういうふうなことで数字を積み上げていったというふうにも思ふわけでありますけれども、果たしてこのことで地方の自由度が高まつて地方分権により近付いたのかどうかということになりますと、若干首をひねらざるを得ない分野もあるのかなというふうには私は個人的に思つてゐます。

そこで、議論を進める前に、今日は文科省、厚労省からお越しいただいておりますけれども、それぞれ現場の声として、一体全体、今回のこの国庫補助負担金の補助率カット、これをどういうふう

うに受け止めていらつしやるのか、それぞれに伺ひできればというふうに思ひます。

○政府参考人(山中伸一君)　先生御指摘でございますが、義務教育の国庫負担金制度でございますけれども、この制度は、地方公共団体、財政力の差にかかわらず、全国すべての地域で必要な優れた先生を確保するという意味におきまして、義務教育の機会均等、水準維持という意味で重要な制度だというふうに考えております。

今回の措置は、昨年十月の中央教育審議会答申を踏まえつつ、また三位一体改革を進めるという政府の全体の方針、この中であつて国の負担割合を改めるといふものでございまして、これによりまして現行の負担割合二分の一から三分の一に変更といふことでございすけれども、あくまでも義務教育国庫負担制度という国と地方の相互の負担によつて義務教育の教職員給与費の全額を保障する仕組みというものは維持されたものというふうに考えております。

今後、こういう義務教育国庫負担制度という安定した財源保障の中で、このほかにもいろいろな地方の特色ある教育への充実の取組といふものを進めるための、促すための措置も講じているところでございまして、それと相まって、教育の構造改革といふ地方分権が進むということを考えております。

○政府参考人(東泰秀君)　今回の三位一体改革によりまして、児童扶養手当におきます国と地方の負担割合につきましては、政府、与党において調整された結果、国四分の三、地方四分の一から、国三分の一、地方三分の二に変更することになりました。

児童手当につきましても、三位一体改革の御議論の過程の中で、児童扶養手当と趣旨、目的は異なるが、同じく子供に係る手当であるということと、地方団体より国、地方の負担割合の整合性について御指摘を受けました。両制度とも国と地方が協力し合つて行うことが重要であるということから、児童扶養手当と同様に、国と地方の負担割合

を国三分の一、地方三分の二に変更することになつたものでございます。

今回の児童手当に係る見直しそのものは直接的には地方の裁量拡大につながるものではないと思いますが、地方団体とも十分な協議を行った上で結論を得たものでありまして、改革の趣旨は、その他の補助金、負担の見直しも含めた税源移譲と一体で行われます改革全体の中で実現されるものと理解しております。

○山本順三君　今の答弁の中に、補助率カットが直接的に地方分権につながるものではないと思ふというふうな御趣旨のお話もありました。私も実は同じような気持ちを持っています。

こういったことに対して、今、文科省、厚労省からお話しいただきましたけれども、総務省としてどういう見解をお持ちか、御所見を承りたいと思ひます。

○政府参考人(瀧野欣彌君)　義務教育国庫負担金制度、あるいは児童扶養手当制度等について分権の観点からどのような意義があるのかということと、それぞれ所管省からお話がありました。我々は、それぞれの制度につきまして見た場合に地方分権が大きく進展するかという点、それは当然限界があるかという点は認識をしておるわけでございします。

ただ、今回は三位一体改革ということで、税源移譲、それから補助金の見直し、交付税改革という全体の地方財政制度の見直しというものでございします。それぞれ国庫補助負担金につきまして、いろいろな国、地方の役割分担という面からそれぞれの所管省についていろいろな議論があり、我々は我々で地方分権の進展という立場から議論をさせていたいただきましたが、ぎりぎりの判断として負担割合の見直しということに相なつたわけでございします。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、三位一体改革の中で三兆円の税源移譲ということによつて地方の自主財源の確保ということではできたという面もあるわけでございまして、ほかの補

助金改革の中でもいろいろな改革もしてはおりますのでございします。

したがいまして、我々といつたしましては、今回の改革を全体としてとらえる中で、やはり地方分権という面から見れば大きな一歩をしるしていくことはできたんじゃないかなと、もちろん個別に見ればいろいろ今後の課題も残っていると、こういう立場でございます。

○山本順三君　そういった課題を次の段階の改革の中に、言わばその理念的なものを入れていつていただくようにお願いをしておきたいと思ひます。

時間の都合もありますので、何点か飛ばしながらいきたいと思ひますので、御了承いただきます。

次は、税源移譲ということについて何点かお伺ひをさせていただきますと思ひます。

実は、私どもも、先ほど申し上げたとおり、地方の議員をしておりまして。そういったときに、地方分権、分権と言つけれど、しっかりとした税源移譲をしてくれないと何も地方分権にならないじゃないか、こういう議論ばかりをしつておつたことを思い出します。

ただ、いざ税源移譲というふうになつてまいりますと、そのことによつていろいろな問題点が出てくる。例えばよく言われる税収の偏在と、こういうものももう現に出てきておるわけでございまして、言わば富める者は更に富み、そしてまた貧しき者は更に貧しくとまでは言われないにしても、それに近いような状態が特に田舎の方では出てきているんじゃないだろうか、こういうふうな思つてゐます。

そうなつてくると、正に中央と地方の大きな格差、あるいは地方間での格差がどんどん広がつていく、こういう結果にならざるを得ない。そして、それをじゃどう埋めるんだとなつてくると、もうこれは地方交付税で埋めるしかない。地方交付税で何とかしてください、地方交付税の言わば、何というんでしょうか、存在感がますますこれは実

高まつてくるような気がするんですね。地方分権を目指して税源移譲して、一生懸命頑張つてみて、気が付いたらまたぞろ地方交付税に頼らざるを得ない。金額の総額は別にいたしまして、精神論として果たしてこれが地方分権に進む姿なのだろうかどうなんだろうかと、こんなことを実は私も個人的に感じておるところであります。

そういったしますと、やはり我々は地方の議員といろいろ議論をするんですけども、皆さん、ただ単に目の前の税源移譲、税源移譲と騒ぐだけではなくて、税源移譲になったらこういう問題起きるよと、だから将来余り地方交付税に頼らなくとも地方が自立できるような道筋、これをしっかりと、お国にだけ任すのではなくて、あなたたちも自分たちで国に対して提案できるように、そういう力を付けなさいよということを私は私は地元に戻りましたら元同僚の議員たちに話をしておるところでございます。そういった流れがでなければ本場の意味での地方分権というのは語れないんだらう、こういうふうな思っています。

非常にこれは難題な、漠然とした話なんですけれども、それに対してのコメントをいただければ有り難いというふうに思います。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 税源移譲をした場合に地方団体間の財政力格差が拡大し、むしろ交付税に頼らざるを得なくなるのではないかと御指摘でございます。

結局、この問題は税源移譲する場合にどういう形の地方税体系を構築していくかということに尽きるのではないかと、我々は考えておりまして、そういう面では、今回、三位一体改革の中で個人住民税を比例税率化するというのはいま一つ、今後ともやはり地方税の体系ができるだけ偏在の少ないものにしていくということがまずもって大事であるというふうに考えております。

しかし、そういった税制についての配慮をいたしまして、ある程度の偏在というものは不可避

でございますので、地域間の財政力格差を調整して、一定水準の行政を確保するという意味での財政調整制度というのはその場合でも残らざるを得ないというふうに我々考えておるわけでございます。

どういふようなものか、国の方だけではなくて地方団体の方も考える、正に我々もそうだと思います。地方団体の方も、今回の三位一体改革を受けまして、今後どういふふうにしていくのかという観点から、新地方分権構想委員会というのを六団体の方で設置されたというふうにも聞いておるわけでございまして、我々も、そういったところからいろいろな御提案を受けまして、お互いに議論を深めていきたいというふうに考えております。

○山本順三君 是非、将来的に地方分権という方向に向けての抜本改正、これについてのいろいろな意見を聞か合わすような、そういう場面をたくさん持っていたきたいというふうに要望いたします。

今ほどお話のあったその税収の偏在の是正ということでありまして、今回提案されておりますけれども、所得税から個人住民税へ三兆円の税源移譲、これは地方分権に向けての大きな一歩だということに私も思っておりまして、このことについては大いに評価をするところであります。

ただ、その税収の偏在というものを、これ極力これから回避をしていくというふうなことになる、その税源移譲の対象税目、これについてももう少し頭をひねっていかねばならないのではないだろうか。やはり、消費税というものがこのときに上がってくるだろうと、森元先生のこの間のお話にもございましたけれども、消費税というものを考えて、そして地方消費税の税率アップ等々もこれ視野に入れていく、このことが税収の偏在の解消に少しもつながっていくんではないだろうか、このように思っております。

ただ、地方消費税を税率アップせよ、アップせ

よというのは、我々もこれからも言い続けたいとは思っていますけれども、さてさて自主財源ということになりますと当然徴収コストが掛かってくるわけであります。そうなるべくと、どういふ形を取るのか分かりませんが、地方自身もやはりそのことに對しては自覚なりあるいは覚悟なり、こういったものがなければならぬ、こういうふうな思っておるところでございますけれども、いざいざにしても、税収の偏在というものを是正する一つの案としてこれから地方消費税の税率アップ、ずっと皆さん言われておりますけれども、どういふふうな考えていくおつもりなのか、御所見をお聞かせいただきます。

○副大臣(山崎力君) 今、瀧野局長からもございましたけれども、地方の税制を考えると、税収の偏在性というのは避けて通れない問題でございます。そして、その中で御指摘の地方消費税というものは基幹税と言われるものの中で非常に地域間の税収の偏在性が少ないと、最も少ないのではないかと、認識しているところでございます。

いまして、その一方で、税収が安定的であるという特徴もございまして、その地方消費税という重要性は今後とも極めて大きなものであるというふうに認識しております。そして、やはりこの問題というのは、どうしても税率アップという問題が、増税という問題も絡んでまいりますけれども、これは今後大きな議論の中の話でございますが、やはりその一方で国と地方の役割分担、どうやっていくかと思直していただく中で、当然その仕事に伴うお金、その裏付けとなる税源という部分の見直しというものの作業というのは視野に入れないといけないというところで検討を進めていきたいというふうに思っております。

そういった中で、大きな、今のところ、具体的な形で地方消費税の問題というものを議論することまで行っておりませんけれども、当然その真剣な議論の中ではこの問題というものが十分議論されなければならないというこの認識で取り組んでいきたいというふうに思っている次第であります。

ます。

○山本順三君 それからもう一点ですね、今回の地方税法の中で定率減税の廃止の提案がなされております。これ、平成十一年、小淵内閣のときに景気対策ということで恒久減税の一環として実施されたものでございまして、このことについて、実は与党の税制改正大綱の中に、なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的、弾力的に対応すると、こういうふうな方針も併せて出されておるところでございます。今回廃止をするということでございますけれども、たまたま日銀も量的緩和の解除をいたしました。恐らくや、景気がそうそう落ち込まないだろうという前提の下にこういうふうな決定をなされたんだろうと思っております。

この定率減税ですね、今後景気の見込みをどう立てて、そしてこの定率減税の廃止が景気にどういふ影響を与えるかと、その見込み等々についての見解をお述べいただければと思います。

○副大臣(山崎力君) 景気動向を専門に見るといふのはうちの役所の責務ではないということを前提にお話しさせていただきたいと思っております。そういった中で動向でございまして、景気が大幅に改善されているということは事実だろうと思っております。先行きにつきましては、企業部門の好調さ、あるいは雇用・所得環境の改善ということが家計部門に波及していると、そういったことで国内の民間需要に支えられて景気回復が続くというふうに見込んでおります。

そして、平成十八年度の、先ほどお話にもございましたが、政府経済見通しにおきましても、制度改正による負担や給付の増減を織り込んだ上で、平成十八年度においても消費及び設備投資は引き続き増加し、我が国の経済は民間需要を中心に緩やかな回復が続くというふうに見込んでおるところでございますので、私どもとしても、こ

ういったことを踏まえれば、定率減税の廃止による負担増というものにつきましては十分吸収できるものではないかというふうに考えております。

○山本順三君 分かりました。

続いて、地方交付税、三番目の案件でありますけれども、地方交付税に関連して何点が質問させていただきますか。

よく聞くんですけども、地方は無駄遣いをしておる、そして地方交付税がその温床になっている、こんなことを我々もよく耳にするわけでありまして、谷垣財務大臣も、昨年ですが、まだまだ地方交付税は削減しなければならぬと、地方の無駄がたかさんある、七兆あるいは八兆円その余地があるんだと、こんな議論すら我々の耳に届いてきたというところがございます。

そこで、財務省として地方の無駄遣いと言われることについての見解というものをお聞きしたいわけでありまして、例えば、これは例えばのことをご一つ二つ申し上げたいと思うんですけども。

今年はまだ豪雪被害であちこちで大変な状況になりました。私も同僚のふるさとでございます新潟県の十日町の方に豪雪の視察、そしてまた地元町村の皆さん方の言わば要望をお伺いするし、ただそれだけじゃいかぬなということで、何と雪下ろしも五人で行ってまいりましたが、初めて一時間ほど経験させていただきました、もう汗びっしょりになったんですけども、これは大変なことだと。この雪下ろしが本場に毎日やらなければならぬ、でないと家がつぶれちゃうと、こういう状況の中で雪国の皆さん方は大変なんだ、野上財務官も大変なんだということを実はつくづくと体で感じてまいりました。

そこで、特に現地の皆さん方が腐心をされておりますのは、独居老人であるとか高齢者のお宅であるとか、あるいは障害を持つ皆さん方、そういったところに対して、もちろんほうっておくわけにはいかない、もしも被害が出たら大変だということなことでいろいろと、具体的には補助、単独

事業として補助をしていく、そういうふうなことを私どもも聞いてまいりました。でも、これは恐らくや地方交付税で裏付けのされない出費になるんだらうと。裏付けにならない、されない出費ということは、それは言葉を換えたら無駄ということに相なるのかも分らないなというふうな、そんな気持ちを私は持っているんです。

それとか、ある町村長さんおっしゃってましたけれども、よく財務省が使う例に結婚祝い金というのがある、過疎のいわゆる若者がいないところ、何年に一回このお金が出るんだらうかと。そのときに出るお金、あるいはまたその地方で久しぶりに、何年ぶりに新婚カップルが誕生したと、頑張れよというふうな、そういう気持ちを込めた出費というものが果たして無駄という言葉で対応されていいんだらうかということを私はつくづくと思ひます。

先ほど現場を見てもらいたいというお話を申し上げましたけれども、そういうふうな流れの中で、財務省、よく分かるんですよ、もうこれからどんどんどん国の財政状況は極めて厳しい、それは地方とともに痛みは分かち合わなければならぬ、こういうふうな気持ちは分かりますけれども、今ほど申し上げたことも一つの事例でありまして、財務省としてどういふふうな御見解をお持ちか、野上財務官のお話を聞きたいと思ひます。

○大臣財務官(野上浩太郎君) 山本先生が財務省は地方には無駄遣いが多いと主張していると御指摘をされる背景には、一昨年に当省が行いました地方単独の経費に関する実態調査というものがあつたと思ひますので、まずその点について御説明を申し上げます。

財務省といたしましては、経済財政諮問会議等の場におきまして、地方の一般行政経費の単独事業につきまして、地方財政計画における具体的な内訳がないためにどのような事業が含まれているのか不明確であると問題提起を行ったところであ

ります。他方で、近年の決算と計画を比較すれば、一般行政経費単独事業の計画額を決算額が大きく上回っているということから、一昨年に具体的使途について調査を行ったところであります。調査の結果を見る限りでは、地方財政計画に計上される標準的歳出として地方交付税により財源保障を行う対象として適当かどうか検討すべき事業が多数含まれているのではないかと疑問を表明したところであります。

しかしながら、財務省といたしましては、地方が自らの実情に応じて行う多様な単独事業の一つ一つにつきまして、これは一概に無駄か否かをコメントするつもりはございません。ただ、国が一律で財源保障する対象となるならば、具体的な内容について納税者である国民の理解を得るものであることが必要と考えているところであります。

個々の自治体が、これは調査には表れないような標準的歳出水準を超えると考えられるような事業を実施する場合には、これはやはり住民と向き合つて、サービス水準と負担の水準をよく議論して決めるべきでありまして、それを国が一律で財源保障するということは地方自治の本来の在り方とは違うのではないかと考えておるところであります。

○山本順三君 もうそれ以上の私の方も深追いはいたしませんが、是非地方の実態というものを極めた上での議論というものを今後心掛けていただくように私の方から改めてまたお願いを申し上げます。

そこで、その地方の実態について若干申し述べたいと思うんですが、平成十六年以降、実質的に五兆円以上の交付税が削減されているということ、これは事実であります。ということは何を意味するかというと、地方の財政規模はかなり縮小してしまつておる、それが元に戻っていないと、これもまた現実だらうというふうに思ひます。おかげで、平成十七年、十八年度、これは一般財源の総額は確保してあげましようということで対応できましたが、平成十九年度以降は大変に実は心配

をしておるところであります。

そこで、これは多分どの県も同じだろうと思ひますから、私の出身県の愛媛県を例に取つて若干申し上げたいと思うんですが、例えば予算額でありますけれども、この五年をベースに見てみますと、平成十四年が六千八百七十六億の一般会計だったわけですが、それが本年度は六千九百九十億、まあ本年度といつてもまだ、今日が多分最終日だと思ひますが、六百八十六億の減額をせざるを得ないという実態があります。また、歳入につきまして、平成十四年が二千三百三十七億四千万あったのが、今現在千九百十六億、四百二十一億円のマイナスになっている、これも事実であります。

愛媛県、この間は知事公舎を売りました。それはまあ精神的な一つの考え方ではありますけれども、もう立派な知事公舎は要らないと、県民が苦勞するんだから我々も苦勞しようという知事の意向ということでありますが、それに加えて、広告収入であるとかいろいろなことを対応して歳入を上げるように努力をせざるを得ない、そういう状況であります。

歳出につきまして、シーリングによつて大幅な歳出削減がずっと続いているんです。もう限界です。例えば、平成十五年から十六、十七、十八、累計で五百一億削減をしています。また、投資的経費、事業費ベースでありますけれども、同じく七百五十三億円。それから、事務事業の見直し、なかなかこれももう見直しにくいところでありまして、これも百三十九億円、こういうことを、言わば努力を一生懸命にしておるわけでありまして。

それで、今度、平成十八年から二十一年に向けまして財政構造改革元年だということで五か年計画を立てて何とかしたいと、大規模事業、これも全部ストップしようじゃないかと、約三百十五億円、私の地元の大きな案件も飛んでしまひましたけれども、もうこれも致し方ない。そして、県単事業、県単独の補助金の見直しで十八年度だ

けれども二十億を捻出しよう、それから知事の給与は二〇％カット、特別職も一五％カット、そして一般職の給与も三・五ないし八％カット、これで七十一億捻出をする、そしてまた、定員も五か年で一〇％カット、まあ次から次へ、挙げれば枚挙にいとまがないという、こういう状態なんですね。

ということは、地方が正に無駄だ何だというよ
 うな議論をもうする以前の状況に追いつかれてい
 るのではないだろうか。県がこれでありませうか
 ら、田舎の町村、その辺りになりますと、もう立
 ち行かないような状態になっているということの
 認識をやはりお互いに共有をしなければならな
 い、こういうふうにしておりませう。正に乾いた
 タオルを一生懸命絞って絞って絞って絞って倒せ、
 うふうな今の状況なんだろうと、このように思っ
 ておるわけでございます。

そこでお伺いしたい点は、まずは現在の厳しい地方財政の中で、その地方の努力ですね、こういった努力の実態を総務省、どういうふうに把握されているのかということ、それから平成十九年度以降の地方交付税の増減見通し、これは総務省と財務省、できれば両省に御答弁いただきたいと思ひますけれども、この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人（瀧野欣彌君）　ただいま愛媛県の厳しい財政状況についてるお聞きしたわけでございます。我々もいろんな地方団体の方から厳しい状況というのを聞いてございまして、誠に大変だいなという思いを強くしているところでございまして。

地方財政計画におきます地方一般歳出、この三年間で約四・一兆円の削減ということでございまして、各地方団体におきましては、定員削減あるいは給与のカット、投資的経費の削減、あるいは歳出全般にわたる見直しというようなことで行っていたおるわけでございますが、一方、医療、福祉などどうしても増えていく経費もあるわけでございまして、財政運営が一段と厳しいもの

があるというふうに認識しておるわけでございます。それでもなお、地方財政、十八年度で八・七兆円もの大幅な財源不足があるわけでございますし、また債務残高も十八年度末で二百四兆円に達するということでございますので、なお健全化の努力が必要であるというふうに考えておるわけでございます。今後、十八年度までは一応のめどがあるが、十九年度以降非常に心配だという声も我々も各方面からお聞きしておるわけでございます。

政府としては、二〇一〇年代初頭に基礎的財政収支を黒字化しようということで、国、地方歩調を合わせて歳出歳入一体改革を進めることとしたわけでございますが、そういった中で、我々といましては、この歳出歳入一体改革等の議論と整合を図りながら、中期地方財政ビジョンというものを作りまして、交付税等の先行きについて一定のめどを付けていただくようにしたいなというふうに考えておるわけでございまして、そういうふうな中で、できるだけ計画的な財政運営に資するようには我々も努力していきたいというふうに考えております。

○大臣政務官(野上浩太郎君) 現行の地方交付税制度は、地方の歳入歳出の差額を補てんする形で総額が決定されることから、地方歳出の見直しに加えて、地方税収の動向も交付税の総額の決定に影響を与えるところでありますので、その増減の見通しにつきまして今具体的にコメントをしたいと思います。

ただ、我が国の財政は、御案内のとおり、国、地方を合わせた長期債務残高が平成十八年度末段階で七百七十五兆円に達する見込みであるなど、国、地方とも大変厳しい状況にあり、基礎的財政収支の黒字化に向けて、国、地方とも歳出の抑制に取り組んでいかなければなりません。

今後、地方においては、自らが債務の円滑な償還を図っていくとの立場に立つて、まずは地方単独事業や地方公務員給与など、自らの歳出を厳しく見直していただくことが重要であると考えてお

ります。その上で、国から地方に巨額の財政移転がある等、現在の状況下において、国、地方がバランスの取れた財政健全化を進めていく観点からは、今後とも地方交付税の財源保障機能の見直しを進めるとともに、地方公共団体の安定的な財政運営に配慮しつつ、交付税の総額の抑制が進んでいくことが必要であると考えております。

○山本順三君　続いて、実は地方交付税に絡んでの地方共同税というような観点からの質問をしたかったんですが、竹中大臣がお帰りになりましたので、せめて一問ぐらいはさせていただきますという事で、最後の質問になりますけれども、ちよつと道州制について御所見をお伺いしたい、このように思います。

先般 ある県の知事と話をしておりました。明確に私は道州制は反対であるというような、そういうお話でございました。いろいろな理由がありましたけれども、少なくとも道州制で各都道府県が市町村合併のようにただ単に一緒になるというような観点ではないと、それは当然のことだ

ろうと思うんです。そして、その道州制をしくということは、正に日本の国の形を今後どういうふうにしていくのか、そしてそのための自治制度を根本的にどう改革していくのか、その流れの中に道州制というものを位置付けなければならぬ。そのためには、その道州制に連動して、国の組織あるいは霞が関の在り方、そういったものもしっかりと議論する、すなわち国の仕事と地方の仕事の仕分もいまだ一度見直して、そういったものを踏まえた上で道州制を語るべきである、まだそこまでは行っていない、だから私は反対だということのようなことをおっしゃっていました。

私は、その意見とは相通する意見を持っているわけではございませんけれども、ただまあ、ある意味ではそういう議論なしに道州制がスタートしてしまつと、端的に申し上げたら、正により広域的な地方の出先機関ができてしまふんではないだろうかという心配も実はあるわけです。まだ今の都道府県ならば、都道府県の言わば良さといひま

しょうか。あるいは特徴といいたしょうか、そういったものもともと出てくるチャンスもあるんですけども、道州制になったら一体どうなるんだろとか、こういう心配も若干私もしておるわけでございますけれども、今度どういう形でその道州制を進めていかれるのか、基本的なお考えをお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、衆議院の本次会议と重なりまして、大麥御迷惑をお掛けして、山本委員には特に、皆さんにまた申し訳ございませんでした。

今のお尋ねでございますけれども、道州制の話というのは、私はもう委員おつしやつたことは誠に重要なことだと思ひます。これ、決して地方の制度をどうするかという問題ではないということでございます。これは、国と地方をどうするか、その意味では広い意味でのこの国の形をどうするかという問題でありますから、地方の問題として議論するとすれば、それは誤りであるというふう
に思ひます。

もちろん、その点は地制調の報告ではちゃんとそういうことは明記をされておりまして、広域自治体改革をこの国の形の見直しに係るものとして位置付けて、国と地方双方の政府の在り方の再構築によって我が国の新しい政府像を確立する、そういう見地に立つならばその具体策として道州制の導入が適当であると、もうこれに私は言い尽くされているのだと思います。

例えば、愛媛の皆さんは日本国民であると同時に愛媛県民であり、また、まあ松山市民等々いろいろ、これ両方の立場でやはりしっかりと議論しなければ意味がないんだと思います。その意味では、この答申の中には、これをやはり国民的な議論にしなければいけないということも明記をされております。

地方の問題だというふうに受け止められている間はやっぱり国民的議論は深まっていけないということだと思ひます。総務省の私たちの仕事としては、まず幅広い観点から国民的な論議を喚起して

いくということが当面の私たちのこの問題に対する重要な仕事であろうというふうにお思っております。それと関連で、道州制特区をどうするかというふうな議論も、まあいろいろ賛否両論、いろいろ御議論をいただいているというふうに思いますが、これも一つの議論のきっかけであろうと思ふんです。

是非とも、今申し上げたような視点で、つまり地制調の答申の本来の趣旨にのっとり国民的な議論を幅広くしていただけるように我々としては努力をしたいと考えております。

○山本順三君　ありがとうございます。

最後に一言だけお願いしたいんですが、その特区の話で言わば北海道を一つ取り上げたというふうなそんな話も聞こえてもまいりますけれども、まあ北海道は道でありますから、例えば四国州をどうするかとか、そういうふうなことも踏まえたモデル地区的な対応をこれから考えたいだけではないかと思ひます。我々もその対応策を練っていきたいと思ひますので、その点お願いをしておきたいと思ひます。

以上、質問を終わります。

○森元恒雄君　先日、所信表明に対して質問をさせていただきましたんですが、今日はちょっと細かな点といいますが、具体的な点を三つばかりお聞きしたいと思ひます。

一つは、お手元に資料を配っていただいておりますが、特に東京ですが、学者の先生方、あるいはシンクタンクの研究者、あるいはマスコミの関係者、あるいは経済界の方々から、都市部、とりわけ東京の財源を地方に配り過ぎてゐるんじゃないか、やっぱり東京の税収はもっと東京に使うべきじゃないかと、こういう声がよく聞かれるわけですけれども、このお配りした資料は、果たして東京に上がっている税収というのが本当に東京の実力を反映したものなんだろうかという意味でちょっと見ていただきたいなと思つてお配りしました。

法人税をまず見ますと、各県別の生産額では東

京都は全国の一六・八七％のシェアですが、法人税は四一・五九％のシェアを占めております。あるいは所得税についても、人口では九・五四％、県内所得では一三・九一％ですが、所得税収は三三・四八％。消費税は一六・八％に対して三三・九四％。なぜこういうふうになるかと。

まあ、理屈は極めて簡単であります。全国的な事業展開をやっている法人の本社が東京にあれば、その法人税は、あるいは消費税、所得税は、全部本社で一括経理をして東京の税務署に納税されるからであります。加えて今や国際化時代でありまして、海外での投資事業活動によって得られる利益も、その大半は東京に本社のある企業によって東京に納税される。しかし、この東京に納められた税収の中にはかなりの部分が地方の皆さん方の働きによって、あるいは消費によって得られている部分があるわけでありまして、私はその辺をもっと学者の先生方あるいは経済界の方々もしっかりと頭に置いた上で議論をしてもらいたいなとかねがね思つてゐるんですが。

いま一つ、政府の方からも総務省からもそういう情報発信が足りないんじゃないかなという、まあ率直に言つてですね、気がしているものですが、大臣には是非いろんな機会を通じて御努力いただきたいなと。

で、あわせて申し上げると、それに対して地方税の方は分割基準であるとか、消費税については小売なりサービスの売上げで調整をしているというふうなことでもかなり実態に近い形になっておる、むしろ地方税の方が正確な実力に近いんじゃないか。ただ、これとても議論すれば、果たして本当にそれが実力かと言いたいところは一杯あります。まあそれは置いておくとして、まず国税についてそういう形になってゐるんだということをこれから御努力いただきたいと思ひますが、もし何か御所見いただけるのであればお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君)　森元委員御指摘のとおり、何か税収を上げる努力を各地方すべきだとい

う議論が割と表面的にといいますか一般的に行われているわけでありまして、正に今御指摘くださったとおり、これは、どの地域でどのぐらいの税収が上がっているかというのは正にそれは税制の仕組みによって根本的に決まってくるというところが私もやっぱり大きいのだと思ひます。

これは、地方法人課税の場合、これは偏在性の問題があると、地方消費税についてはこれは比較的偏在性が小さいというふうには考えられてはいるわけですが、例えば自動車関係税等々については一人当たり自動車台数が多いところでもむしろ多くなるといふようなところもある、いろんな要因が混在していると思ひます。

そもそも、その所得がどこで発生しているかというのを純粹に考えても、これ本当に難しいですね。これ、つまり地方の工場で作つて東京で売つていると、それじゃどこで所得が発生しているのかと。これ正に御承知のトランスファープライスの問題でありますけれども、そういう問題について確かに十分な議論が余りなされてないというの、私もまあ改めてですけど、そのように思ひます。

そういうことについては、しっかりと問題意識を持って私たちもよく勉強をして、必要な情報発信はしていくつもりであります。

○森元恒雄君　じゃ、次に別のことでお聞きしたいと思ひますが、これも私は誤解に基づく意見だと思ひますけれども、交付税は歳入と歳入の足りないところを補てんする仕組みだと、制度だと。したがって、地方団体は行政改革をし、経費をできるだけ効率化、合理化していこうという意欲が余り起こらない。あるいは、午前中もちょっとお話をありましたが、幾ら税収増の努力をしてもそれに見合う分、交付税が減るんで、余りこれまた意欲がわかない。要するに行政改革、合理化に対するインセンティブをそいでおるんではないかというふうな批判がございますが、しかし交付税は、実際に幾ら支出したとか実際に幾ら税収が上がったかということではなくて、標準的な客観的

な平均的な数値で各々の団体がどの程度の事務量が

あり財源が必要としてゐるのかと。

で、財源についても、法定税を法定税率によつて徴収したら幾ら入ってくるかということですから、法定外税あるいは超過課税をやれば全く一〇〇％自分の財源になるわけでありまして、そのインセンティブは私はビルドインされてゐる、交付税制度そのものが行政改革に対するインセンティブが働く仕掛けになっている、極めて優れた制度だと思つております。

残念なのは、ただ総務省自身がそういう世間の批判を受けて、やっぱりちよつとそういう声にも耳を傾けぬといかぬかなといつて、行政改革をやればそれを需要額に反映させるような仕掛けを織り込みましたけれども、私はそれは邪道じゃないかと、そんな耳はききつぱりと、毅然と正論を吐いて断るというのが正しい姿ではないかと。

こういうことをやっている、またいつか来た道であります、あの例の地域総合整備事業債に対する批判がいろいろ世間から言われたようなことになつてしまひやしないかと危惧するものがあります、大臣としてのお考えがあればおっしゃっていただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君)　これはもう本当に森元委員、御専門家として大変深い点を御指摘くださつてゐると思ひます。

私も全くそのとおりだと思ひます。つまり、標準的な支出を決めているわけですから、それに対して何らかの努力をすれば結果的にそれは自分の方にリターンがあるわけですから、正にこれは一種のビルトインスタンバイザーのような機能そのものがこの交付税の制度の中にあると、そのとおりだと思ひます。

我々として悩ましいのは二つございまして、そのことは承知の上で、実はやはり今大幅な財源不足があつて、結局その財源不足があるということとそれを最終的には補うというふうな形を、交付税はその役割も担つてゐると、その点をどう考えるかという点だと思ひます。そして、ビルト

インスタビリザーがそういう財源不足に対する補てんという意味もありますので、やはり世間一般から見ても、そのビルトインスタビリザーがあるということは分かっている人でも、やっぱりそれが十分現実に機能していないのではないかと、この面での厳しい御批判があることだと思ひます。

ビルトインスタビリザーを部分的に入れるということは邪道だといひますか、決して本来の正々堂々たる政策ではないという思いは実は私にもござひます。しかし、その問題を喚起するという意味でもとにかく十七年度、十八年度やってみようということであろうというふうな仕組みづくりをさせていたでいております。財源不足がなくなつて正常化した段階では、委員がおっしゃつたような形で、むしろビルトインスタビリザーを活用するということは正に地方の自治にゆだねるということですから、私はやはりこれが本来の在り方であらうというふうな認識をしております。

○森元恒雄君 最後に一点お願いだけしておきたいと思ひますが、三位一体の改革、まあ第一ラウンドが終わつて、来年度以降、第二ラウンドをどうするか。正に懇談会あるいは地方六団体との意見交換を通じて、大臣始め皆さん方の方もお考えいただいているわけですが、私は率直に言つて、第一ラウンドの結果を見て、税源の移譲はもう手を挙げて評価していいと思ひますが、国庫補助負担金は、あれは三位一体の趣旨等勘案していかなくてはならないかと思ひます。あのような国庫補助負担金の改革であれば、これまで率直に申し上げてやらない方がまだよかつたんじゃないかなというふうな思ひがござひます。こゝはよほどやっぱり地方団体ともよく話し合ひをしていただいて、お互いに腹を決めて、腹をくくつて取り組んでいただきたいというお願いをした

と損をしますよ、あなたのところはマイナスになるだけで、そんな案に乗つていいんですかというふうなことが各省庁からかなり喧伝をされた。あるいは地方団体の間でも、市町村長さんの中には、うちの団体はこれだけ損したと、減つたというふうな話をよく聞くわけですが、これは私は全く誤解だと思ひます。ですから、その誤解に基づいた風評が、風説がそれこそ流れることがやっぱり三位一体にブレーキを掛ける大きな要素の一つになつていゝと思ひますので、そこはしっかりと、そうでないといふことをまず足下の関係の地方団体に正しい認識を持ってもらうような努力を役所としてもしっかりとやつてほしいと、このお願いをしたいと思ひます。

それからもう一点は、今の山本議員の質疑の中でもありましたが、三年前、二年前の歳出カット、交付税、臨財債の二・九兆円のカットは、私に言わせると三年分を一年でやつた。三年掛けて徐々に削減していくならまだ地方団体は対応できたと思ひますが、一気に一年で突然やらされたということが対応もつかねるという状態になるわけでありまして。国の方は、自分の予算編成のことはどうやたら収支じりが合うかといふことを自らやつていゝわけですからよく分かりますが、都道府県や市町村のことは人ごとでありましてよく分らないと、何とかなるだろうといふような思ひが非常に強いんじゃないかなといふ点を非常に危惧してあります。

一つだけ例を言うと、例えば政府管掌保険が赤字になつて財務省、厚生労働省が予算組めなければすぐに制度改正に手を付けるけれども、国民健康保険は万年赤字でありまして、累積債務が幾らたまつていても手を付けなかつた、なかなか腰を上げない。

そういうことを見ましても、地方団体は本当に悲鳴を上げていゝことをよく認識していただいて、来年度以降の地方財政対策をどうするか、しっかりと取り組んでいただきたいと、これ

をお願いして終わりたいと思ひます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

早速何点か質問をさせていただきますと思ひます。

ちよつと前に二〇〇七年問題というふうなことがよく言われたところでござひますが、団塊の世代の人たちが現役を退かれるといふことで、民間も役所も大量の退職者が出るというふうなことが言われております。いろんな問題点があるだろうと思ひます。仕事上のノウハウをどう後継に承継をさせていくのか、あるいは財・サービスの提供のレベル維持をどう図つていくのか。これは公務員であれば住民サービスの維持をどう図つていくかといふことになるだろうといふふうに思ひますけれども、そういう問題もある。

で、やはり一番切実な問題は、退職金が大変な額になるんじゃないのかといふことでござひます。昨年から報道にも出ておりますけれども、二〇〇九年ごろですか、ピーク時は、一兆四千億ぐらい退職金が必要になつてくるんじゃないのか、そんなふうになつていゝわけではござひますが、もちろん各地方自治体も将来見越して順次採用を図つてきたといふふうに思われるわけではござひますが、ただ、五十歳代が大変多いといふこともあつて、この団塊の世代がリタイアするときに大変な財政状況になるなといふふうに思つておりますけれども、まず総務省として、この大量退職に伴う各自治体の対応状況をどのように把握されていゝのか、お知らせください。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 退職手当の状況についてのお尋ねでございます。

今後どういふような状況になるかといふことについては、今後の勧奨退職の状況あるいは中途退職者の状況、そういった不確定要因があるものでござひますのでなかなか正確にはとらえられないところがございますけれども、マクロ的には、地方公務員全体の年齢構成から考えますと、御指摘のように今後、定年退職者が急激に増加いたしま

して、十年前後はその退職者の数が高い水準で推移すると、それも現在の三割から四割ぐらいの増になるのではないかなといふような見込みを持つてござひまして、それに伴ひまして、地方団体の方もこれは大変だといふことで、退職手当償について要望を出してきていゝという状況であるといふことでござひます。

そういうことを踏まえまして、今回、十八年度、一定の、地方財政計画の中に退職手当償の増額とそれから退職手当償の対応といふものをお願いしてゐるという状況でござひます。

○魚住裕一郎君 どうかの新聞社がやつていた、なかなか対応がまだしつかり立てられていないような自治体もあるようではござひますけれども、

ところで、退職手当については今まで、今勧奨退職どのぐらい進むかといふお話がござひますけれども、基本的には定年退職には退職手当償といふのは対象になつていゝかつたといふことでござひますが、まあそれはそうすよね、これ、一応計算すれば分かることですから準備すればいい話なんです、まあそんな必要もないよといふことではいゝわけではござひますが、今回はこの対象者を定年退職者にも拡充をしますと。

そしてまた、これを許可に係らしめていゝわけではござひますが、これは、やはり許可といふことであれば何らかの基準を設けることと思ひますけれども、その基準はどのようなものになるのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 御指摘のように、今回は大量の定年退職といふことでござひますので、定年退職も当然含めて考えていゝことといふことでござひます。

その際の退手償につきましては、まあ建設地方債が赤字地方債といふふうな分類でいゝますと赤字地方債といふことになるものでござひますので、今回法改正をお願いし、実際の個別団体への対応は許可に係らしめたいと、こういうふうな考へていゝわけではござひます。

許可の基準でござひますけれども、一定の発行

可能額というものを構えたいというふうを考えておられますけれども、これは現在、給料総額というもののついて交付税で手当てをしているわけでございますけれども、その給料総額の中には標準的な退職手当割合というのを想定して組み込んでございます。それは、標準的な場合このぐらいの退職が見込めるだろうということで過去の数値から割り出しているわけでございますけれども、この標準的な退職手当割合を超えて支給する必要がある場合、その超える部分を今回の退職手当債の発行可能額というふうにしていきたいというふうを考えております。

ただ、その場合に、単純にそういうことをいたしますと、実際の給与制度等にいかに関係があらましてもその発行可能額まで発行できるということになりますので、やはり現在、定員とかあるいは総人件費について適正化ということが政府全体として取り組むことになってございますので、そういう面についての計画の策定を通じて将来の人件費の見通しをきちんと立てていただく、それによってこの赤字地方債の償還財源について一定の見通しを持っていただく、こういうことを併せてやる中で退職債の許可をしていきたいというふうを考えております。

○魚住裕一郎君 将来の償還ということでございますけれども、その前に、退職手当債というのは、これ引受先はどういうことになるのでしょうか。これはすべて銀行等が引き受けるというふうな形になるのでしょうか。はつきり言って、要するに引き受けてもらえるところが確保できるのかという心配をしているわけでございますが、政府系金融機関の整理もありますし、また地方団体の破綻とかいう言葉が飛び出しますと、貸す方だってやっぱり破綻先に貸したくないよなというふうになると思われるわけですが、その辺の手当てといひますか、どんなふうにお考えなんでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 退職手当債の資金手当てということでございますけれども、特に退職

手当債に限った資金手当てというふうを考えているわけではございませんで、現在におきましても退職手当、先ほど御指摘ございましたけれども、勧奨退職等に対応して退職手当債を出しているわけでございますので、そういったことを前提としながら今回額が増えていくと、こういうことでござい

ます。その際には、先ほども申し上げましたけれども、人件費の見直しということの中で将来の償還財源について一定の見通しを持ちながらこの退職手当債の増額をしていくと、こういうこともございますので、我々といいたしましては、その資金を提供する方においても特に支障がないといひますか、不安を持たれることはないというふうに基本的に思っていますし、我々といいたしましてはそういう制度であるということとをきちんと金融機関等にも広報してまいりたいというふうに考えてございまして、そういったことを統一的に考えますと、この退職手当債を含めた地方債の償還、地方債の引受けということについて特に支障が生ずるというふうには考えていないところでござい

ます。○魚住裕一郎君 頭の整理をちよつとさせていたいただきたいんですけども、三位一体でこの義務教育費の国庫負担金のうちの退職手当分というのが改革の対象になったと思うんですけども、前のときは税源移譲予定特例交付金というふうな形でやつたなど。それから、今度それはやめにして所得剰余金というふうな、譲与税ですか、というふうになっていくというふうになると、要するに義務教育の職員の退職手当の部分は税源が移譲されるこの税収の中で対応するという形になるわけですか、教育公務員については、で、そうじゃない人は、場合によっては退職手当債という形で工面をして退職金を払うというふうな理解でいいんですか。その辺ちよつと整理して。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 御指摘のように、この義務教育職員の退職手当につきましては若干複雑な状況になっているというふうな考えます。

基本的には、義務教育職員の退職手当につきましても法律上は退職手当債の対象になり得るものだろうというふうに思ひます。ただ、今御指摘がございましたように、従来は国庫負担金の部分がございましたので、その部分が今回の三位一体改革の中で一般財源化されると、こういう事情があるという意味ではほかの一般の職員と違う面があるかと、こういうことでございまして。したがひまして、現在の交付税の計算におきましては、義務教育職員の部分につきましては、所要額を一般財源化されたものとして交付税の単位費用の中に組み込んでおりますので、基本的にはそれで対応されるという今の御指摘はそのとおりかというふうに思ひます。

ただ、必ずしも、マクロの設計ではそういうことでございまして、個別の団体におきましては、実際の退職手当の必要額とそういう交付税上の措置額というのがずれる可能性もあるわけでございます。したがひまして、今後、十八年度から今お願いしております退職手当債の制度を動かしたいというふうな考えでありますけれども、義務教育職員につきましては更に地方公共団体の皆様方の意向も十分伺って、適切な対応ができるように更に検討してまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 次に、総人件費削減の関連でちよつとお聞きしたいんですが、昨日、夕刊見えていましたら、国家公務員の新規採用一律削減というふうなことが出ておりました。五年間で五％純減させるために二〇〇七年度から四年連続で一律削減するよというふうな記事であったわけでございますが、ちよつと前、二か月前ぐらい前に、この総人件費削減と併せて分限処分制度というものをして活用していかうみたいな報道があったと思うわけでございますが、国家公務員法で言うところ、勤務実績が良くない場合とか心身の故障とか、そういう分限の問題がありますが、これ最後職又は過員を生じた場合というのが載っております。

す。一般用語として、私、分限という、例えば裁判官分限法とか、何か心身の故障とかあった場合にこの分限という言葉が思い浮かぶんですが、ちよつと異質なものが実は入っているなという気がするわけでありまして。

この分限というのをどういうふうに解釈すればいいのかということ、それからこの第四号ですか、この定員の改廃とか云々という。これは四十年以上適用がないというところらしいんですけども、使わない法律を何で置いているのかなということがあつたから、その部分含めてちよつと御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木明裕君) 分限という言葉でございますけれども、広辞苑で引いてみましたら、身分、地位などの範囲とか境界とか、あるいは身分の程度、身のほどというような、そういう意味が書いてございまして、一般的な言葉の意味としてはそういうことのようにございましてけれども、実定法である国家公務員法の分限というセクションに規定されているのを見ても、降任とか休職、免職あるいは失職とか、そういうような事項が掲げられておまして、これらに共通する要素から分限というものを定義、解釈してみますと、官職との関係における身分関係の変動であるというふうに理解することができるとは思ひませんが、かなというふうに思っております。

それから、七十八条の四号の点でございますけれども、申し上げましたように、国家公務員法の第七十八条の分限処分というのは、公務の適正かつ能率的な運営を図るために、一定の事由がある場合に免職、降任するなど、職員に不利な処分を行うものでございまして、その事由として、御指摘ありましたように、一号から三号に規定しますように、公務への適格性を欠く場合など、職員の側に問題があることから分限処分の対象になる場合と、四号の免職とか過員のよう行政組織の側の事情から分限処分の対象になるという場合がございまして、それぞれを対象とする趣旨で規定がされているというふうな理解をしております。

○魚住裕一郎君 何か、報道によれば、総人件費削減のために運用指針を作成する方針を固めたみたい報道がされておるわけでございますけれども、余り、この適用がばらばらだったりして明確な適用基準がないため、なかなか処分を決断できないとの声が上がっていたという書きぶりがあるわけですが。

本来、意に反して免職とか処分を行うことに、そういう処分を行うことによって公務の適正かつ能率的な運営を図ろうということであれば、ちよつと総人件費の削減の問題と絡めて出てくるのは何か変な感じがするわけですが、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府特別補佐人(佐藤壮郎君) 分限制度でございますけれども、これ御指摘がございましたように、公務の能率的な運営を図ることが最大の目的でございます。

したがいまして、今回の検討に当たりましては、この能率的な運営の保障という観点を重視してまいりたいと考えております。また同時に、職員保護との調和ということも重要であるかと思ひますので、それについても対応を十分考えていきたいと思ひております。

○魚住裕一郎君 当総務委員会の決議等でも十分配慮をしようということが何回か出されているようにございますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから次に、今後の地方分権について、大臣、総務相にお聞きしたいと思ひますけれども、三位一体改革というのはずっとやってきたわけでございますが、今後この分権改革をどういうふうに進めていくかという、その方向性についてお聞きしたいのでございます。

片山先生のところの片山プランとか、麻生プランとか言われておりましたけれども、いろいろ何かビジョンの懇談会とか一杯おつくりになつておられるようでございますけれども、やはりそういうプランというものをお立てになつて進めていくというふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 方向性はどうかという大きなお尋ねでございますけれども、基本的には地方にできることは地方にと、これはもう揺るがない方向だと思ひます。そのためにも国の関与を縮小して、そして住民に身近な行政についてはできるだけ地方公共団体に事務権限等をゆだねていく、そして自由度と責任を明確にしていっていただく。方向としてはそういう一般的な説明になつてしまふわけでございますが、これまでの三年間は、そのための一つのやり方として三位一体改革をやるということだったのだと思ひます。

具体的に、補助金の改革をやつて、そしてその分、しかるべきスリム化をした上ではあるけれども、税源移譲を行つて、そして税源移譲を行うに当たつては、これ偏在がいろいろ出ますので、地方交付税は地方交付税でしっかり対処をして、全体としてはスリム化していこう、そういう一つの土俵があつたというふうにしてござります。私は、今一般的に国の関与の縮小、そして自由と責任というふうにして申し上げたけれども、そういう方向を目指すに当たつて新たにどのような土俵を作るかということをは是非明確にしていきたいというふうにしてござります。

今までと同じように補助金削減して税源移譲していくという、やつぱりそういうことだけでは不十分であろうというふうに思ひます。そういう、具体的には税源移譲はしてもらわないと私は困ると思ひますし、そして交付税の改革を、今日いろいろもう幅広く議論していただいているような方向を踏まえて改革していかなければいけないわけですが、やはり具体的な、そこで理念、議論の段階から具体的な施策の段階にする上にはやつぱり新たな土俵を作らなければいけないと思ひております。

そういうことを導くためには、一つの手法としては、今何やるかということを考えるに当たつて、まず十年後の一つの姿を描いてみて、それにすぐには行けません。すぐには行けないけれども、当面の二年、三年何をやるべきかというよう

な方向、正に私が言うところの土俵を、改革の土俵を作りたいと、そのように考えているところでございます。

そのために、二十一世紀のビジョン懇談会におきまして、方向としては地方の自由度を拡大して責任を明確化するということが極めて重要なポイントでございますけれども、それについてのビジョンの検討を行つていただいております。

○魚住裕一郎君 平成十二年に地方分権一括法ということで地方自治体の事務の方は自治事務と法定受託事務というふう整理されたわけでござりますが、それが実際に自治事務と言つても、いろいろ法令の基準が定められてますから余り裁量がある、余地がないと、あるいはまた細かい基準が定められていない場合でも国が全体計画を作つて、それに基いて地方自治体が地域計画を作つて、そういうことで、何か国が定めた計画に基づいて事務を執行するという、そういう自治体の何かが在り方みたいなのがずっと来ているのではないのかなど。

全く国の関与はもう要らないよという意味ではないんですけれども、今総務大臣おっしゃつたように、この地方の自由度をどう拡大していくかということが本場に大事だと思つておるわけですが、その辺をどうやっていくかという部分について御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 本場にこの問題、御指摘の問題は、具体的な政策論になると、必ずと言っていいほど、総論賛成各論反対になるわけですが、さっきの三位一体の改革の議論でも、地方でできることは地方でと言つていろいろはだれも反対しないわけですが、それだけの省庁について国の関与をもつと減らしてくれというふうに考へて補助金の改革をやるうとするわけですが、それだけの省庁は自分の所掌している仕事については関与を続けたいんですね。これはもう残念だけれども、どうしても最後はそういう議論になつてしまひます。それで大変苦勞もしたわけでござ

ますけれども、結果として依然として地方の自由度の確保はやつぱり十分とは言えない状況なんだと思ひます。大分進みましたけれども、それでも十分とは言えないという状況だと思ひます。

この点、やはり国は地方公共団体が地域の特性に応じて自治事務の処理ができるようにやはりこれはもう配慮をしつかりとしていかなければいけない。具体的にということ難しいんですが、実は昨年十二月に地制調から、事務事業の執行方法、執行体制に関する国の法令は、地方公共団体の自律性を高める内容とすべきである、特に自治事務については、国は制度の大枠を定めることにとどめて、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまでできる限り条例等により行うことができるようにすべきであるという答申をいただいたところでござります。これももう本場にいい答申だと思ひます。私としては、この方向で地方の自律性、自主性を高めていきたい。

そのために、先ほど分権の会議では、今言つたような一部を条例に委任するような仕組みをつくれないかと。それは、自由の部分、そしてそれに併せて責任の明確化をすることができないだろうか、そういうことについての御議論をいただいているところでござります。

○魚住裕一郎君 それで、今、自治事務の中でも事実上、国が決定した内容を執行しているような場合があるわけでござりますけれども、一方でまた、補助金も、本場に補助金の整理といたしまつた、補助金もいろいろなところで出ているというふう理解をしておりますけれども、事務の分類とこの補助金の支給と十分に関連されているのかというふうに思つておりますけれども、この補助金改革を含めた地方行政改革をやつぱり検討していかなくちゃいけないと思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 確かに現行の制度というものは、その意味では非常にうまく現実に合せてつくられているという面と、気が付いてみるとその区分がなかなかすつきりしないという面と両

面持つていると思います。現行の制度では、法定受託事務であろうと自治事務であろうと、地方団体が事務を処理するために必要な経費はこの地方団体が支弁するというふうになされている。法令によつて地方団体に事務の処理を義務付ける場合には、国はそのために要する経費の財源について必要な措置を講じなければいけないというふうな地方自治法で定められております。

この必要な経費が一体、一般財源によるのか国庫支出金によるのかの基準については、これは地方財政法が規定をしております、地方団体の事務に要する経費は地方団体が負担するとしつつも、例外として、国、地方双方の利害に係る事務や公共事業等については国庫負担金として国がその一部を負担しなければならないこととして、またその奨励的な国庫補助金も認められていて、というような仕組みになっている。

つまり、現行法では、地方財政法によつて、国の費用負担についての一定の考え方が示されていますけれども、その事務の区分と費用負担の在り方が直接連動するものにはなっていないわけ、これはもう正に今、魚住委員が御指摘したとおりの状況なんだと思います。

自治事務、そして法定受託事務といったこの事務の区分に応じて国と地方の費用負担を峻別して明確化するというのが、だから一方の考え方としては出てくるわけでございますけれども、そのために、結局同じところに立ち返っていくわけですから、国と地方の役割分担の抜本的な見直しは不可欠である、やっぱりそこに立ち返っていくのだというふうな考えております。そういう点を踏まえて議論を深めたいと考えております。

○魚住裕一郎君 それはもう国と地方の関係というところで、先月の末に、先ほど来出ておりますけれども、地方制度調査会、道州制に関する答申というのがありました。

そこで、私、党の中で参議院選挙制度の改革の議論を担当させていただいているわけでありまして、県なのか、いや全国一律なのか、もともと

と地域ブロックに割ったようなことも考えられるんじゃないかというのが私言わせていただいているところでございますが、そういう関係で、非常にこの道州というのが非常に今まで注目をしてきました。ただ、それはあくまでも選挙制度から見た道州の発想であつたわけでありまして、ただ、今回出てきたのは、もつと国の在り方を含めた根幹的なことなんだろうというふうな理解するわけでありまして。

ただ、大昔にもこの道州制の議論があつたというふうな理解をしておりますけれども、翻つてもう一度確認したいんですが、今なぜ道州制なのかといひますかね、ちよつとそこをところをお教えいたしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) いろいろ御議論がありまして、ちよつと私が申し上げることで、今なぜということに關して申し上げれば、本場に地方でできることは地方でやつていただくこと、もうそれが非常に広くそういう考えが受け入れられているということだと思ひます。

そうしますと、最も身近な行政体である、自治体である市町村がしっかりと基礎自治体として役割を果たしていただかなければいけない。そのすると、その重要な役割を果たす基礎自治体にはやはりある程度の財政基盤を持つてもらう必要やいけない。財政基盤を持つてもらうことは、すべてではないにしても、やっぱり一定の人口規模、規模を持つていただいて、それでその規模の利益もある程度発揮してもらつて、それがどの程度の人口が本場に必要な一定規模なのかということに關してはこれは意見は分かれるんだと思ひます。

私の知つてゐる限り、幾つかの研究によつて、大体十万人と言ふ人もあれば、三十万人と言ふ人もあります。十万人の場合には千ぐらいの自治体、したがつて三十万人ということであれば三百数十ぐらいの自治体、基礎自治体ということになります。ただ、いずれにしても、今そういう方向に向かつてだからこそ合併が進んできて、今千八百二

十一までしようとしてゐるわけでございます。これ、だからもう少し進めなさいいけないという思ひを私たち持つておりますが、いづれにしても、そうすると、そういう形で基礎自治体が出てきたら市町村がしっかりとした基盤を持つようになつてくると。そうすると、県の存在は一体何なのかということにこれは必然的になつてくると思ひます。

いつも分かりやすい例として、私の和歌山県の場合を考へるわけですが、人口が百万人ぐらゐのところで本場に基礎自治体、三十万人の都市ができた、三十万人都市が三つできた、今の和歌山県になつてしまつた。そうすると、県といふのはどういふ役割を果たすんだろうかということになるんだと思ふんですね。したがつて、より広域の自治体、広域の自治体の役割というものが、必要になつてくるということ、道州制の議論が、いろんな考へがあるわけですが、ひとつややはり共通に考へようということに私はなつてきているのだと思ひます。

しかし、そうすると当然、これは県が単に寄り集まつて県の合併ということではないわけですね。集まらば、それだけ市町村がしっかりと引ければ、今の県が持つてゐる権限をそのまま道州が引き継ぐのではなくて、県の権限はやっぱり市町村にやらなさいいけない、渡さなさいいけない。同じような意味で、今度は国の持つてゐる権限を道州にしっかりと渡さなさいいけないということになるわけですから、域内分権ということに伴つていないとこの議論というのは本場の議論では私はないということなんだと思ひます。

したがつて、そういうことまで含めていくと、正にこの国の形をどうするかという議論なんだというところを地制調は問題提起をしてゐるわけでございますが、だからこそ、先ほどの話にまたなりななければいけない、そういうことであらうかと認識しております。

○魚住裕一郎君 ただ、地域性といひますか、県

民性などという表現もあつて、明治以来かなり県の意識というのが強いと、当たり前と言へば当たり前ですけれども、また、参議院の場合ですと、選挙区の選出の先生方は、人口の多寡にかかわらずその地域を本場に代表して私はここに來てゐるんだという大変な自負の下で議員活動をされてゐるわけでございますので、やはりそれはもう百数十年培つてきた、それはまあ一概に道州に持つていけるかという非常に難しい障壁があるなというふうな思つております。

今、総務大臣がおつしやつたようなくりでやつていきますと、例えば北東北三県のような話以上にもつとでかい単位になつてしまひますと一体感ができるのか、あるいはその州の首長をリコールするのには大変な作業が必要だとか、いろんなことが思われるわけでございますが、さつきも御答弁の中で指摘されておりましたけれども、まずは広域的な県の合併から始まるのか、そういう需要があるわけですから、そういうことから始めていった方がより早いんじゃないのかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) こういう議論をする場合にやはり一つ難しいものは、委員がおつしやつたような住民の意識の問題、それは地元の文化の問題にも通することがあるんだと思ひます。

考へてみると、廃藩置縣のとき藩が県になつて、実は同じような問題を私たちは百何十年か前に経験をしてゐるんだと思ひます。

実は、県で一緒になる、道州になつて県に合併するだけでもこれは本場、大変なことだと思ひますね。例えば、実は、今やはこの百何十年の都道府県制度の中で、県ごとに設立されてゐるものというのには非常に大きいわけですね。これ、銀行が県ごとに地方銀行を持つております。県ごとに地方紙、新聞を持つております。そして、県ごとにテレビ局がございます。気が付いてみるとほとんど県ごとに大学がございます。そういうやはり単位を私たち持つてきたわけですから、これをやっぱり一氣にというわけには多分なかなかい

ない難しい問題があつて、だからこそ相当の国民的な議論が私は必要なんだと思います。

一方で、行政単位とそのコミュニティ、文化単位、その生活単位としてのコミュニティは、これはやっぱり工夫の仕方としては幾つかあるんだと思います。今、現実に総務省が行っている政策でも、市町村が合併しても、その中でコミュニティを守るような仕組みというのは用意をしているわけでありまして、そこは柔軟に考える工夫の余地もあるかと思ひます。

ただ、いずれにしても、先ほど申し上げましたように新聞、テレビ、大学、銀行と、考えてみたら、最もいろんな意味で力を持っている主体が果ごとになつていくということですから、これはこれでやはりこの問題と向き合うと、もう大変な問題がやっぱり目の前にあるということだと認識しております。

○魚住裕一郎君 まあ、道州というふうな具体的にどういうイメージで想像するか、しっかりと議論をしなきゃいけないけれども、さっきの自治事務みたいな今の在り方、やはり相当思い切った権限移譲しないと、だつて同じような今の、ただ県じゃなくて州になつただけみたいな話になりかねないなというふうに思うとともに、やはり地域的なまとまりでやるでしょうから、その財政力も随分違うな。その調整もしつかりやうていかなきゃいけないんだらうというふうに思うわけでございまして、道州への権限移譲、道州間の財政調整、この辺についての総務大臣の御認識をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今御指摘いただいた問題も考えなければいけない非常に重要な問題の一つだと思ひます。今、国が、総務省が地方交付税という形で国税を基にしているんな形での調整を行っている。それをどの程度今度は道州が担うべきなのか、本当にできるのかという問題だと思ひます。

例えば、私の、ちよつと個人のことであれですが、私の家内は徳島の出身で、四国でござ

います。四国が道州になつたとして、四国の中で本当にそういうことの調整が完結できるかどうかということになると、直観的にはこれはなかなか大変だというふうに思ひます。そういう意味では、道州間のまた財政調整のようなメカニズムを同時に考えなければいけないということになつてくると思ひますし、具体的な制度設計をちよつと考えると、まあ気の遠くなるようないろんな問題があつるかと思ひます。

ただ、今の段階で申し上げられるのは、やっぱり間違ひなく地方でできることは地方という方で私たちが進んでいる。そのために基礎自治体を更にしっかりとさせ、もう三千数百あったのが千八百になつていくわけですから、もうこれ相当進みましたですよ、この数年で。そして、これを更に合併を進めるという方向に私たちはもう進んでいるわけでありまして、これは本当に今のような都道府県単位でいいのか、やっぱり広域のその自治体なんか、行政単位が必要だというふうな、これはもう私はやっぱり必然的に出てくるわけで、それに備えた国民的なフェアな議論を始めましょうということではないかと思ひております。

いろんなメリットもありまして、いろんな問題点もあります。そのことを是非総務省としては国民の皆さんに周知をして、御議論をいただきたいと思ひております。

○魚住裕一郎君 先ほど来から出ていますけれども、総務大臣の方では地方分権二十一世紀ビジョン懇談会というものを立ち上げられておられて、その第一項目に、道州制を視野に入れた国と地方の役割分担の見直し云々という、この懇談会の要綱といひますか、今手元にあるわけですから、さっきの地方制度調査会が出ているこの答申よりも、まあもちろん更に踏み込んでそういう方向性にしつかり検討されるんだらうなというふうに思ひますけれども、これ諸井さんは、少なくとも十年ぐらい掛かる仕事じゃないかというふうに述べているようでありまして、まあ国民的な先ほど議論が大事だという話でございまして、

どのようにこの国民的議論を高めていくのか、あるいは推進法みたいなものも制定を考へているのか、あるいは先ほど来あつた特区みたいな、思い切つてやってみて、そこで議論を高めていくというお考えなのか、ちよつとその辺の御認識をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず前半でございまして、お願いしている懇談会では、そういう制度設計をするということは、これはもうとてもできないと思ひております。むしろ、正にビジョンであります。そのビジョンを議論するときに、委員の中から出てきたのは、その道州制が比較的早く実現するというふうに考えるのか、相当時間を掛けないと実現できないというふうに考えるのか、そのどちらかによつて、当然のことながら交付税の在り方の議論も大きく違つてきます。そういう意味で、道州制の議論を視野に入れて議論したいというふうな、そういう趣旨での御発言であつたというふうに思ひます。

制度設計に関しては、これはビジョン想でやるような性格ではなくて、むしろ国民的な議論の進捗を踏まえて、地制調等々でかつちりとした議論を私はしていただかなければいけないと思ひます。それを進めるためにどうしたらいいか、推進法をつくるのか。まあもう、正直言ひまして、まだまだそこまで考えられるような状況ではないと思ひています。

とにかく道州制という考え方が、ある種、ここ数年の間ですね、非常にこの国民の一般の皆さんの目に、初めてと言つていいぐらいの速度、スケールで出るようになってきて、これは何なんだと、自分たちの生活がどう変わるんだという議論が始まつたところだと思ひますので、それに対してやはりしつかりは地道な、しかししつかりとした広報活動を行うことだと思ひております。

当面できることとしても、まあ我々の広報活動の一環ですけれども、せいぜい一回タウンミーティングをやってみるかというぐらいのことはちよつと私個人のベースでは考へておりますが、

れども、それ以降の法の整備とか、そんなところにはとても行ける段階ではない。しかし、しっかりと議論をしていただける基盤を是非つくつていきたいと思ひております。

○魚住裕一郎君 ありがとうございます。議論があらちよちよ飛んでちよつと恐縮でございまして、もう時間がなくなつてきましたので、一問だけちよつと聞かせてください。

いろいろ借入金との関係でお聞きしたいと思ひましたけれども、破綻法制でございまして、先ほど先行質問の中で予防機能という言葉を使つておられました。これは、やはりこういう整備をすることによつて、住民、議会あるいは行政自体が自分の財務状況を認識する、だから破綻の認定を受ける前に早期に正を認めることが期待されるというふうなことなんだろうというふうに思ひますが、ただ、自分の、自分の自自治体の財務状況を正確に把握できる環境が整備されていることが前提なんだろうというふうに思ひます。

総務省の調査、昨年六月二十二日の発表でございまして、地方公共団体のバランスシートの作成状況というものを発表されました。普通会計とそれ以外の会計のバランスシートを連結したBSを作成しているのは都道府県でも六六％、市町村では一一・一％、また公社とかあるのは第三セクター等を含めたバランスシートを作成しているというのは、都道府県では四十七団体中八団体、一七％、市町村では二・三％、五十八団体である。銀行の財務状況というのは、よく昔議論になりました、銀行の支店に行つたら、最近はどう、まあ大分前からですが、財務状況というのがこの店内に張つてますわね。まあ市役所へ行つたら張つてあるかどうかは分かりませんが、この財務情報という、何というんでしようか、この財務情報が適切に把握され周知されないかややはり予防機能というものが発揮されないかではないかな。このような実態に対する総務大臣の御所見、また財務情報の整備方策についてお伺ひをしたいと思います。

思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) バランスシートの整備の状況はちょっと後から局長の方から答えてもらいたいと思いますが、基本的には、私が予防と申し上げてますのは、まあ広い意味で言えば、やっぱり住民の皆さん、そして資金の貸付者を含む関係者の皆さんに関心を常にかけていただくということなんだと思っております。これ地方債を発行するときも、貸手の方にもやっぱり常に貸す側の責任というのがあるわけですから、それもしっかりと見ていただく。また、借りる方は、資金を調達するに当たって、いや、この計画はこんなに住民のためになるし、こんなに財務の収支もしっかりしているんだということを説明していただく、そういうことのやり取りを通して、やはりお互いにしっかりとしたサービス提供と行政がなされていくということなんだと思うんです。その意味では、その関係者の方に情報を常に提示して、関係者が常にそれを見てチェックするというシステムこそが、私は最大の予防であろうかと思

います。

その意味では、まずバランスシート、それ、しかも本当は一般会計のバランスシートというのはほとんど意味がないわけでありまして、できるだけいろんな公営企業とかそういうものも含めた、出資先も含めた広い意味での情報を正に把握できるように財務情報、バランスシートが必要であると考えております。

その方向で実は地方の行革指針の中でもそのようなことを求めるということを既に昨年行っておりまして、この三月にはようやく都道府県と政令指定都市についてそういうものが試作的に出てくるということになっておりますので、重要な、今その意味では一歩が踏み出されようとしている段階であると認識をしております。この方向を進めたい。

ちょっと詳細については局長の方から答弁をさせていただきます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) バランスシート等の

作成状況でございますが、御指摘のように、平成十五年度段階で、都道府県では六六％程度、あるいは市区町村では一一％程度、それから公社とか第三セクターを含めましたバランスシートにつきましても、都道府県で一七％程度、あるいは市町村では二・三％程度と、こういう数字、御指摘のとおりでございます。

我々としては、やはり正確な財政状況を把握するためにバランスシートを作成していただきたいということをお願いをしております。ただいま大臣からもお話がありましたけれども、十七年度末までには県、指定都市においては試算をすべて作っていただくという段階まで参りましたが、更に努力してまいりたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 もう質問終わりますけれども、住民が一番関心あるんじゃないかと。もう破綻するところだったらまあ引越した方がいいんじゃないかみたいなですね、そういうことも考えるわけですね。そういう意味でもしっかりと進めたいということに思います。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

大臣、地方交付税の機能について伺いたいします。

地方交付税は地方公共団体に法律上当然帰属するという意味において地方の固有の財源だと、これは宮澤元総理の参議院本会議での答弁です。その機能というのは、どの地域にも住む住民にも基本的標準的にサービスを提供できるように財政力に格差がある地方公共団体に対する財源調整を行うということと、地方行政の計画の運営を進めるために財源保障のためのものだ、こういうふうに私は認識しておりますが、大臣の御認識を伺います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 既に何度か私自身も国会で御答弁させていただいているかと思

が、地方交付税は本来的に地方に権利のある財源であって、そして、正に地方共有の固有財源であ

るという性格を有している。そして、それは地域の経済力の格差等を反映して税源は偏在しているということも含めて、地方本来の税収入とすべきものを国が変わって徴収をして、財政力の弱い地方団体に對して地方交付税として再配分する、そして、結果的に国民にとって必要な財政需要を満たす、そういうことを確保するために必要な正に財源調整と財源保障の両方の機能があるというふうに認識をしております。

○吉川春子君 政府は、この地方交付税改革として大幅な総額抑制の方針を打ち出しておられます。そのために、不交付団体の増加を掲げて、二〇一〇年の初頭には不交付団体、市町村の人口割合を三分の一にするというふうに言っています。三分の一にするためには、財政力指数は幾つが分岐点になるでしょうか。その財政力指数を超える団体数は幾つになるでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 人口割合三分の一を不交付団体とした場合の財政力指数、どのぐらい程度になるかということでございます。これにつきましては、三分の一程度、十七年度の交付税の算定結果を基の推計でございますけれども、おおむね財政力指数が〇・九を超える団体ということと二百四十団体前後かなというふうに推計をしております。

○吉川春子君 私の試算と若干違ふんですけれども、まあ近いのです。

資料を、配付いたしました資料一、二ページにわたってごらんいただいたと思うんですけれども、人口割合三分の一の場合の不交付団体増加の見込みという数でいいますと、北海道から沖縄まで挙げたありますが、私の試算ですと二百三十七団体になるということです。そして、五、六年で不交付団体が、今総務省の数字もかなり大きな数字なんですけれども、全国で九十団体くらい増加して、私は埼玉県の出身ですけれども、現在の七団体から一挙にその三倍近い二十団体に拡大するということになるわけですね。埼玉県が一番数が多いかなという感じがするんですけれども、これは大変なこと

になると。具体的な市町村の顔を思い浮かべながら危機感を感じるわけですが、この目標を達成する場合、今の総務省の数字でいいんですけれども、どの程度の税源移譲を見込んでいらっしゃるでしょうか。そして、歳出削減は幾らぐらいになると試算されていますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 人口割合で三分の一程度を不交付団体とする場合、税源移譲額なり歳出削減額どのようになるかという御質問でございますけれども、全体に、今後の自然増収とかあるいは歳入歳出一体改革の動向なり、あるいはその移譲の税目とか、あるいは地方財政対策の在り方、そういったものによって変わってまいりますので、なかなか一概には言えない面もありますけれども、まあ機械的に十七年度の数値を基に推計いたしますと、市町村、県分両方合わせた額ということになりますけれども、三位一体改革で三兆円の税源移譲というようなことを行われましたけれども、そういったのととは別に、更に三兆円を超える税源移譲なりあるいは歳出削減というものが必要になってくるんじゃないかなというふうに見えております。

○吉川春子君 三・三兆円程度、税源移譲と歳出削減も込みの数字ですか。確認します。

○政府参考人(瀧野欣彌君) これは税源移譲と歳出削減というものを全体として見込んだ場合にそういう程度の数字になるのかなというふうに考えているところでございます。

○吉川春子君 三兆円以上の税源移譲って大変な数になりまして、どういう財源で行うのかなというところも思うんですけれども、そこまで議論する時間があるまいませんが、それができないとすると、今度歳出削減ということも一方では出てくるわけでありまして、いずれにしても大変な問題だと思

うんですが、大臣、そういう数字を前提にお伺いしますけれども、今後もうこうした目的のために税源移譲というものを進めていくということですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 諮問会議等々の議論

で、やはり、今例えば、これはよく例として出るので、景気が回復する中で、また日本で最も元気のいいと言われるその名古屋が交付団体というのは、本当に今のままでいいのかというのは、これは私はまあ素朴な疑問として出てくるんだと思うんですね。

そういうところは、名古屋市のようなどころは、これは少し、何とか詰めた議論ではなくて、よくいろいろ議論になる、直観的な議論だとしてお聞きいただいたいと思いますけれども、名古屋市のようなどころは、やはり自前でやっていたのが普通なのではないのかと、そういうような形で、もちろんスリム化するところはスリム化をいたしますけれども、国と地方の税源配分を見直さなきゃおかしいのではないかと、私は、その議論は極めて説得力のある議論なんだと思うんです。

それが、今まで総務省としては、人口割合で三分の一ぐらいを今目指してやっているわけですが、先般、諮問会議の民間議員からは、それをもっと高い目標にすべきだというふうに御指摘が出て、それはそれで一つの考え方だと思いますが、その場合は、当然のことながら極めて多額の税源移譲を行ってやらなければいけないと、そういうような発言をさせていただきました。

私は、やはり名古屋市のようなところが交付税を受けるというようなことはなく、それがやっぱり自然な改革の方向だと思えますし、交付団体が少なければ少ないほど良いともまた私は思いませんけれども、バランスをやったり若干今はまだ欠いているというような認識は持っております。しかし、それは決して全部歳出削減でできるわけはないわけで、そこはやはり、しかるべき税源を移譲して、地方の固有の、正に税収を増やすような方向でやっていかなければいけない、私は当然のことであると思うっております。

○吉川春子君 名古屋が交付団体だという、極めてある意味では特殊な例をおっしゃいましたけれども、そういう名古屋だけを例にして議論はできない。

九十年団体近い団体が不交付団体になると、それは先ほども申しましたけれども、いろいろもつと、大変な自治体も全部含まれてくるということ、これは大問題だと思えますし、ましてや、今大臣がさきにお触れになりましたけれども、五〇％にする、人口で九割の自治体を不交付団体にするなどということはもう大変な乱暴な議論でございまして、そういうことは、到底、やっぱり地方交付税の持つ機能を台なしにするわけだし、第一そこに住んでいる住民の皆さんにとっても大変大きなマイナスの負担が掛かっていくということとを指摘しておきたいと思えます。

それで、もう一つの方のテーマで、もう一つの方の法案で、今日は二つ一緒にやらなくてはなりませんので先へ進みますけれども、地方税法の改正問題をお伺いします。

最初に、定率減税廃止について伺いますけれども、定率減税廃止による影響額はどれぐらいでしょうか。そのうちサラリーマン世帯における影響額等の内訳はどうなっていますか。定率減税の何％を占めるのかという点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(小室裕一君) 今委員の方から、今回の十八年度税制改正での定率減税の廃止による増収額、それについてサラリーマンの分はどれぐらいの割合かということをお尋ねをいただきました。

その中で、私ども、十八年度の分というのは具体的にこれから話なので分かりませんが、その推計の仕方として、まず十七年度の課税における定率減税の減収額、この状況を見ますと、給与所得者、給与所得の金額が最も多い者ということ、給与と給与所得者に係るものの割合が約八八％となっておりまして、そして、定率減税の廃止による今回の増収額、これは平年度ベースで約四千三百億円と見込んでおります。

税の減収額の割合というの、先ほどの率とほぼ同様というふうに見込みができるかと思えます。

○吉川春子君 サラリーマン、八八％に増税の影響が及ぶということは大変な問題だと思えます。そこで、大臣、お伺いいたしますけれども、この定率減税の廃止というのは、正にサラリーマン増税そのものではないのか。サラリーマン増税はやらなくとも公約されたわけですが、これは正に公約違反ではないかというふうに、私は、強く、もう怒りを持ってこの問題を質問するわけですが、一体サラリーマン以外には影響を受けない税というものがあられるのでしょうか。あつたらお示しいただきたいと思えます。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと、質問の趣旨がサラリーマンのみに対して課するという税目はあるかということとございまして、サラリーマン、すなわち給与所得者のみに対して課する税目というのは設けられていないと思えます。

○吉川春子君 そういうことですね。サラリーマン以外には影響を受けない税なんというのはないわけなんですね。

それで、大臣、もう一つお伺いしますけれども、昨年九月の総選挙で、サラリーマン増税を行うという政府税調の立場は取らないと、こういうふうな公約されたわけですが、このサラリーマン増税というのは、昨年六月提出の政府税調の個人所得課税に関する論点整理に示された増税案のことではないんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 昨年六月の政府税調調査会基礎問題小委員会の個人所得課税に関する論点整理だと思えますけれども、その論点整理におきましては、サラリーマン増税という用語は用いていないわけですが、定率減税の廃止については、サラリーマンに限らずすべての納税者を対象とするものであるから、これは、サラリーマン増税とは異なるものであるというふうに認識をしております。

政府税調のその小委員会での論点整理の解釈としては、私はそういうことではないかと思っております。

○吉川春子君 解釈ではなくて事実をお伺いしてありますが、平成十七年六月二十一日の税制調査会の個人所得課税に関する論点整理の中に、平成十八年度において定率減税を廃止するとともに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行う必要がある、このように明確に記されていますよね。その点はどうですか。——いや、大臣に。

○政府参考人(小室裕一君) 具体的事実関係の話なので。

論点整理ですね、今お持ちしましたけれども、こういう分厚い中に資料付いておりまして、幾つかの論点が具体的な論点としては書いてあります。その中の書き出しのところと、今お話があつたような文言が税源移譲等と並んで書いてあるということで、全体の論点整理の中でそういった文言が入っております。

○吉川春子君 正にその中に入っていて、定率減税を廃止することが明確に書かれているわけですね。

それで、大臣、もう一度伺いますけれども、これは、ですから正に公約違反じゃないかということなんです。やっぱり説明の付かない公約で選挙を戦うというのは国民を愚弄するものだと思えます。

しかも、この定率減税を導入した時点では恒久的減税だと説明されたわけですね。先ほども同僚委員からそういう指摘がありました。今になって景気対策のための臨時的措置だったと説明を覆して、そして導入時に比べて景気は良くなったということとを理由に今回廃止するのだと説明されていきます。

そこで伺います。これから先が質問ですけれども、九九年のこの定率減税の導入時に比較して雇用者報酬総額及び大企業の経常利益はどうなっておりますか、お示しください。

○政府参考人(小室裕一君) 今のお尋ねは、雇用者報酬と大企業の経常利益、これについて定率減税を導入した一九九九年と現在を比較して数値を

述べよと、こういう趣旨でございましょうか。

○吉川春子君 はい。

○政府参考人(小室裕一君) まず、雇用者報酬の関係でございすけれども、内閣府の経済社会総合研究所の方で取りまとめております国民経済計算、この雇用者報酬、名目で見ますと、一九九九年、お話のありました平成十一年度において約二百七十兆円、二〇〇四年度といたしまして、平成十六年度、二〇〇四年度というのが実績の出ている一番新しいところでございますので、そこは約二百五十五兆円、その後、十七、十八と若干伸びているというのを見込まれております。

それからもう一つの、大企業の経常利益でございす、これは財務省の方で取りまとめております法人企業統計調査、この資本金十億円以上の企業、この経常利益について見させていたいただきますと、一九九九年、平成十一年度において十五兆円でございます。それが、二〇〇四年度、平成十六年度においては二十六兆円と、こういった数値になってございます。

○吉川春子君 そこで、大臣、お伺いいたしますけれども、民間給与総額と比較すれば更に格差が生ずるわけですね。今の御答弁によりますと、雇用者報酬が十五兆円、マイナスが五・六％だと、企業の利益の方は十一兆円増えて七・三％増加しております。今度は、民間給与総額でいいますと、九九年に約二百十八兆円だったものが、二〇〇四年には二百一兆円、大幅な減収になっていす。低所得者が大幅に増大していることは、この間の国会論議の中でもいろいろ明らかになっています。

定率減税というのは、所得税額で二十五万円、個人住民税で四万円が限度とされて、中低所得者層の生活を守る、そういう性格の強いものでした。この中所得者の暮らしが豊かになった、家計が良くなったというその根拠があるんでしょうか。あればお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 家計が良くなったという根拠があるかどうかということでございます。

が、現実には、企業部門の好調が雇用の環境等々を通して家計部門にも跳ね返って、そして、先ほどお話もありましたけれども、雇用者の所得も増え始めて、そして失業率は改善をしている、まだまだ厳しい状況ではありますけれども、そういう方向にしっかりと景気の足取りが良くなってきたと。だからこそ、個人消費も増えているわけでございます。

先般の月例経済報告でも、個人消費は緩やかに増加しているということでありまして、これを導入したときの本場に厳しい、スバイラル的に経済が悪化するという状況と比較しますと、これは大幅に違う環境になって、景気回復の効果が家計にも及ぶようになり始めたということだと認識をしております。

○吉川春子君 民間消費が若干増えたといつても、これはもう微々たるものなんですね。一方、賃金は下がり、非正規雇用が大幅に増えて、そして一般労働者と非正規雇用者の格差も増えていすし、医療費とか介護保険とか、これが全部値上がりになって大変な支出増であるわけです。だから、消費が若干増えた、そんなものはもう飛んでいってしまふようなそういう大変な事態にあります。

それで、大臣、もう一つお伺いしますけれども、一方、定率減税と同時に実施された法人税及び高額所得者の所得税の減税については今回そのままで見直しをしないということですね。

財務大臣からは、底の抜けるような景気の下支えのためとか高額所得者の勤労意欲を失わせないためとか、その説明が予算委員会でありましたけれども、この金持ち減税は継続する必要性について、国民が本当に納得できるような根拠を示していただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 一点、消費の増加は微々たるものだという御指摘がございましたけれども、これは決して微々たるものではございません。消費、まあ消費の把握というのはなかなか難し

いわけでございますけれども、正に今、内需、個人消費を中心とした内需、外需、バランスの取れた回復をしているわけでございます。決して微々たるものではないということとは是非申し上げておきたいと思ひます。

それと、税率の話、特に法人税率、個人所得課税の最高税率等々の話でございますが、やはり税制は様々な要素を考へて総合的に判断し設定されなければいけないものだと思います。特に、法人税の場合等々は、いろんな国際的な環境の変化というものもあります。極めて厳しいグローバルな競争への戦略、対応の中でどのような税率を設定するのが国民経済全体として好ましいかという観点から私が必要だと思ひます。

同時に、これは経済の供給側の議論でありますけれども、労働供給、具体的に、労働供給という抽象的でありまして、正に勤労意欲をどのよう高めていくかということも踏まえて総合的な税制を考へなければいけないわけでございます。そういう中で、しっかりと税務当局において判断がなされてきているというふうに私は認識をしております。

税率の話というのは、これは、税の話というのはいろいろなところに影響を確かに及ぼします。だからこそ、総合的に常に判断をしていかなければいけないと思ひます。

○吉川春子君 私、もう一枚資料をお配りさせていただきます。『大企業の経常利益と純利益(当期利益)』という、資料二というふうになっておりますけれども。

この企業十社の利益を見ていただきたいと思います。法人の純利益の上位十社は、バブル最高期との比較で二・七倍の純利益を上げて、利益額が一兆一千七百十二億六千万円です。トップのトヨタは三年連続一兆円を超えて世界第一位。これを法人市民税の側から見ると、底が抜けるような景気の一九九〇年度は三百三十四億円で、一兆円を超える史上空前の利益を上げていた。〇四年度は二百十四億円、百二十億円も減額になっているわけ

です。純利益を見れば、法人税減税やIT減税で更に大幅増になります。明らかに利益倍増の勢い。これを減税措置にすると、こんなことが許されるでしょうか。

サラリーマンの方は、さつきも言いましたけれども、十五兆円もの大幅減収、大増税にあえぐ市民は、医療費の支払が困難になり治療そのものを中断したり、介護施設の費用の負担がでず追いつけず追い付いていない。一円でも安い食材を求めて食費を削り、教育費や住宅ローンに追われて苦しんでいる。こういう庶民の気持ちについてはどうお考えでしょうか。ちよつと、時間がないので端的にお願いします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、吉川委員は、最近の状況を取り上げて、一つしわ寄せが来ているんじゃないかという御趣旨の御発言をされたんだと思ひます。それはそれで一つのお立場として理解できる点もあるんですが、私はやはり、国全体の動きを考へる場合はもう少し長期で物事を見る必要があるとかがね思ひます。

それは、バブル経済を経験して、バブル崩壊後、この十数年間、十五年間で一体何が起つてきたかということだと思ひます。バブルが崩壊すると、多くの国で国民は生活水準を下げます。これはタイでも韓国でもインドネシアでも生活水準を下げました。

私が申し上げたいのは、九〇年代の特に前半から半ばにかけて、この国では労働分配率がやはり著しく高まったということです。これに関してはいろんな御議論があることは承知をしておりますけれども、その労働分配率が高まった、資本分配率が下がって、それで日本の企業が非常に弱体化して、そして九〇年代末の大変厳しい状況になったということだと認識をしております。その労働分配率と資本分配率の調整をこの数年間してきて、私はようやくそれが終わりに近づいてきたと思ひます。だからこそ、今年の春闘で賃上げに対して前向きに対応する企業がようやく出てきた。

そういう流れの中で考えますと、家計も大変苦しいというの理解ができるわけですが、これはやはり、苦しいけれどもやらなければいけない調整の中に私たちはここ数年あったと、そのように理解すべきであろうというふうに思っております。

○吉川春子君 長期の展望がどうのこの、だから今は苦しいけれども、一番中低所得者の減税を廃止するということは到底納得できません。

それで、もう一つ、年収一千二百万以上、五千万円の高額所得者だけが減税になっているんですね、一律八千四百円。このようなやり方で余計国民の納得は得られるはずがないということを一指摘しておきます。是非答弁してほしいと思います、なぜやらなかったか。

もう一つ、時間の関係で続けて、委員長、質問してしましますが、もう一枚資料を配っているんですね。これはちよつとまた別の質問なんです、税源移譲見込額がマイナスとなる自治体の一覧という表をお配りしております。これは、税源移譲の見込額が文字どおりこれだけマイナスになってしまふんですね。こういう自治体が出てくると。

この自治体に対して、交付団体と不交付団体、それぞれどういう手だてを講ずるのか、それを最後に質問したいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 二問お答えさせていただきます。

今回の税源移譲に当たりましては、納税者の税負担が増加するようなケースを極力生じさせないように、個人住民税の減額措置と所得税の税率設定を行うことといたしております。

その結果として、単身世帯においては基本的に税負担の変動が生じないようになっているわけですが、例えば夫婦と子供二人の世帯の場合、給与収入が千二百万円以上の世帯に税負担の減が生じることとなっております。これは、住民税と所得税の人的控除の額に世帯類型に応じた差があること

と、そして所得税のブラケット設定との関係で言わば技術的にやはり生じてしまふものでございませう。仮に夫婦と子供二人世帯などに減税を生じさせないようにしようとするれば、逆に単身世帯に増税が生じることになるというふうになりますので、そうしたことに考えれば、私はやむを得ない事情があるというふうには認識をしております。

もう一点、税源移譲に当たりまして、個人住民税の比例税率化に伴いまして税収が減少する団体というのは、東京二十三区の団体など二十団体程度と見込まれます。これらの団体のうち、交付団体については、地方交付税でその影響額を調整するということがなされます。また、不交付団体については、要請があれば、税収の減少の影響を緩和するために地方債の増発を認めることを考えているところでございます。

○吉川春子君 時間ですので、終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

初めに、個別の問題を二、三質問をいたしてきます。まず、税源移譲に便乗した住民税のフラット化の結果、モデルのサラリーマン四人世帯では、低所得層は国税、地方税合わせて増減税同額になるのに対して、給与収入一千二百万円以上の世帯だけがこれ減税になる結果現れていますね。これ言わば逆累進、これはフラット化の弊害じゃありませんか。

○政府参考人(小室裕一君) 今の、税源移譲に伴うフラット化で技術的に若干の減税、高所得者のところで減税となる結果が出たことについてのお尋ねでございます。

委員御案内のとおり、今回の個人住民税の比例税率化ということでは、住民が受益に依りて広く平等に税を負担すると、地方税の応益原則によりふさわしい税制になると。また、今日も度々御議論がありますように、地域間の税源の偏在、この縮小にも資するものだという、望ましい方向だということ、今回設計をさせていただいたわけでございます。

こうした方向、内容については、政府税制調査会でありましてあるいは地方六団体の方からも改革案があったわけでございます。そうした中で、独身世帯それから夫婦二人の中、調整をする中で最小限のものとしてそういうふうな形で高額のところに出来たというものは、これはあくまで技術的な点でそういう点が出てきたと、こういうことでございます。

○又市征治君 長々と説明要らないんですよ。一千二百万円以上の人たちは減税になっているじゃないかと、これは手直ししていく努力が必要だということをお願いしているんでね。そんなこと、そんなことは聞いてない。

もう一つ、これは大臣にお伺いしますが、地方債の利率の統一交渉、これ自治体やられていますね。お聞きすると、何か大臣はこの統一交渉自由化論者だそうだけれども、それはどうかはよく分かりませんが、自由化は、強い自治体にとつてみますといひかもしれませんが、財政力が並以下の自治体では高い金利で契約させる結果になるんじゃないか。やはり小さな自治体のためには国などによる最小限の支援なり統一交渉というのは必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 統一条件交渉方式については、今回、地方債が協議制になるということに合せて再検討してくれということは今、事務方にお願ひをしております。

委員がおっしゃることは、これ、弱小自治体についてはそれなりの、やはり市場にだけ任せない何かの仕組みが必要じゃないかということ、これは理解できる面がございます。ただ、同時に、今市場で公募しているところというのはそもそもやはり市場で公募しているところについて、そこから、市場で公募しているところについては、そこに何か役所が入って、まあちよつと言葉は不適切かもしれませんが、さもすれば談合ではないかと言われるような形での統一、これは価格で統一、価格を統一するというのは、これは私は公正

取引委員会ともよく協議をして、しかるべき方法を考えてみてはどうかということをお願いいたします。

いずれにしても、これ協議制ですから、認可制じゃなくて協議制で今後やっていくわけでございます。しかも、これは市場で既に発行しているというまあ相当大きな自治体の問題でありますので、それについて協議制になるに当たって、やっぱり役所が取りまとめして交渉を統一するというようなことは私はやはりなじまない面があると考えております。

いずれにしても、これはそれぞれの事情等、やっぱり今度協議制に移行すると、これは大変大きな変化でありますので、それにふさわしい制度をやはりつくっていく必要はあると考えております。

○又市征治君 まあ慎重に、小さな自治体などで、小さな自治体でない、こうおっしゃるけれども、現実にはそれで救われてきたところもあるわけですから、利率が高くなるようなことにならないように、このところは目配り、気配りは是非してほしい、こう思ひます。

それじゃ、交付税と臨財債の問題について聞いてまいりたいと思ひますが。

第一段階の三位一体改革が終わったと言われてはいますけれども、結局、達成されたのは国の地方への事務的な移転支出の削減であつて、そのため、自治体は歳入、歳出の両面において一方的な削減をのまされた、こう見られます。もちろん、税源移譲は、いろんな欠陥があるにしても、名目額にせよ三兆円以上というのは画期的なことだったとは私も思ひます。しかし、残念ながら、それよりもっと多額の地方財政全体の削減、例えば五兆五千億円に上る地方交付税の削減が津波のごとく自治体に襲ひ掛つた。その結果、自治体にとつて税源移譲のメリットはほとんど吹き飛んでしまったというのが、私のみならず、自治体側の方々の評価であります。

そこで、自治体から多くの批判を招いてきた交

付税の言わば鬼つ子であるこの臨時債ルール、これは、二〇〇六年度で二期六年の最終年を迎えてそろそろ総括が必要になるんだらうと思います。まず、臨時債の関係で、地方一般財源とは何を指すのかという問題について伺ってまいります。

二月二十七日、衆議院で、我が党の重野委員がこの点をたずねました。政府の言う地方一般財源の定義、範囲がどうもくるくる変わっている、こんなふうにも思います。

まず、セオリーどおり税、交付税、譲与税の三つだけで計算をすると、皆さんのお手元に資料をお配りをいたしました。二〇〇〇年度以降、各六年間の地方一般財源は配付した資料の下段十一の欄のように推移をしたというふうに私どもでは資料を作りましたが、これは間違いありません。

○政府参考人(瀧野欣彌君) このような傾向であるというふうに承知しております。

○又市征治君 どんどん減っているわけですね。そこで、この補助金を廃止して地方税に置き換えれば地方一般財源は純増します。しかし、総務省は、この衆議院での議論の中で、どうもこれをこういふふう言われるのは困る、こういうようなニュアンスを述べて、財務省に対する戦略上と、こういうふう言われるのを防いでいるわけですね。それは財務省に付け込まれて交付税が削られるからそれを防ぐということなんではないでしょうか。

そこで大臣にお伺いしますが、そんなことを言うよりも、財務省と論争するんなら、税源移譲をした三兆円は、所得税が国から減少することに伴って、今日ここでも何回か出ましたけれども、交付税がその三三三、つまり九千六百億円減ってしまう、これを何とかしろ、このことがむしる財務省に言うべきことなんではないか。

私なら、この分、所得税の交付税算入率を上げることカバセよ、こうやって財務省と談判をすることが必要だったのではないのか、こう思うんですが、大臣の所見をお聞かせいただけます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々は、この所得税から住民税への三兆円の税源移譲によりまして、所得税の減少分の三三三、九千六百億円の地方交付税が減少するというところに早い時点から、当然のことながら着目をして財務省と一生懸命交渉を行ったわけです。地方財政対策の中で議論の重要な項目になったわけです。

交付税の法定率分の減少影響を緩和することが必要だということは相手もようやく承知をして、それでいろいろな措置を、今回の措置を行ったわけでございます。それへの対応として、これはもうよく委員御承知のように、本格的な税源移譲が実施される平成十九年度から三年間交付税総額に総額六千億円を加算するというところで、これはもう私たち正にそういう交渉をしてそういう合意に達したわけでございます。

今後、更にそういう問題意識を持って財政当局とは当然交渉していくわけでございますけれども、歳入歳入一体改革と整合を図る、そして中期地方財政ビジョンの策定に取り組んで、できるだけ早く健全な財政運営が可能になるように努めていく。仮に、加算措置を講じた上でなお財源不足が生じる場合には、これは地財対策を通じて地方の財政運営に支障がないように、これは当然適切に対処してまいります。

○又市征治君 このところは是非しっかりやっていただきたいというふうに思います。

そこで、臨時債は、以前から私たちも反対をしましりましたが、本来、国が交付税財源として保障すべき額が不足してきたからであって、ここまですべてギャップができた以上、交付税法第六条三の第二項の本則どおり、交付税算入率を引き上げて国税で賄うべきものであります。それを奇妙な折半ルールによって地方が半分しよされた、この点は何年度でも我々は強調しなきゃならぬ、こう思います。

ちなみに、二〇〇一年からの臨時債を累計しますと、お配りした資料の十の欄のとおり二十兆八千六百五十三億円になるわけです。他方で、奇妙

なことに、同じ六年間に政府の出した地方交付税が、その直前、二〇〇〇年の交付税より幾ら減ったか、差額の累計は、今申し上げた資料十の上の段のところを見ていただくと分かるのとおり、臨時債とほぼ同額の二十兆八千八百九十億円になるわけです。つまり、二十兆八千億円が政府にとつての節約額で、自治体にとつては将来の交付税の先食いになっていくということ、これは間違いのない、こう言わざるを得ません。

二〇〇三年ごろからこれを、各自治体などもこぞって交付税を維持せよ、この委員会でもしよつちゅう言われました。こう要求してきたのに対して政府は、一般財源は前年度並みに確保する、こういう言い換えを続けてきたわけですね。これは取りも直さず、地方税収が不調ゆえ、本来は交付税増額が必要な時期にあつても委細構わずに交付税を国の都合で計画的に減らす、そしてその代わり財源の一部として臨時債を多く許可をする、臨時債も一般財源とみなす、こんなふう読み替えて拡大解釈が行われるようになってきたんじゃないでしょうか。そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 臨時債をどういうふうに見るべきかという御質問かというふうに思います。

臨時財政対策債、これはもう御案内のとおり、全体として一般財源総額が不足する中で国と地方の責任関係を明らかにしていこうという中で、従来は交付税特別会計の借入金であった制度を、国と地方それぞれ、国の方は特例加算、地方団体の方は臨時財政対策債という赤字地方債で対応し、責任関係を明確にしていこうと、こういう趣旨で発行してきたものでございまして、それが直ちに御指摘のように交付税の削減というようなことを目指したものでないというところはまず申し上げなければいけないというふうに考えております。

また、交付税の削減と、たまたま臨時財政対策債の発行額が長い目で見ますと同じような額になつていくということでございすけれども、今申し上げましたように、それぞれ違う方向から動

いてきているものでございまして、まあたまたまこういうような結果になったのかなというふうに考えておるところでございます。

我々といましては、やはり臨時財政対策債に頼るという財政運営が問題であるということは認識しておるところでございますので、できるだけ早くこういった財源不足の状況から脱出して、きちんとした財政運営ができるように更に頑張つてまいりたいというふうに考えております。

○又市征治君 現実には、交付税の出口ベースはお配りした資料の九の欄のとおりなんです。二〇〇〇年度の二十一兆四千億円をピークにして二〇〇六年度の十五兆九千億円まで、正に下がるべしに五兆五千億円減つてきたわけですね。

このうち、二〇〇五年度と二〇〇六年度は地方税増収の反動の結果もありますが、それ以外の年は説明が付かないんですね。説明が付かない。正に交付税削減ありきであつて、そういう立場から交付税そのものを計画的に削減をされてきたことはもう私は明らかだと思ふ。いや、そんなつもりはなかったとおっしゃつても数字が現実をそうやって示している、こういうふう言わざるを得ません。

こう見てまいりますと、結局、国の立場からの三位一体改革と称するものの核心、隠されたねらいというのは、交付税の財源不足額、直接的にはその二分の一である国の負担分をゼロに持つていくということだったんじゃないのか。それをやるには、しかし地方税収は伸びてこないし、以前のように建設地方債を付けようとしても受ける事業もなくなつてきたというわけで、地方の需要額、すなわちサービスの量そのものを削減するしか方法がなかった。そこで、市町村合併も職員定数の削減も事務事業の民間委託も、そのために進められてきたんじゃないのか、そういうふう考えざるを得ない。少なくとも、需要額圧縮の効果があつたことだけは確かじゃありませんか。その点についての見解を伺います。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 交付税額について、

二〇〇〇年度に入つて以降、非常に多額に落ちているという御指摘でございますが、これは一つには、制度改正を行ひまして、その前までは交付税特別会計に借入れをいたしまして地方財源不足額に対応してきたと。したがひまして、この平成十三年度の前までは、財源不足額が交付税総額に上乗せするような形で出てきているわけでございます。したがひまして、この借入金をしていた当時と、それを改めまして臨財債に変えてきたという時期では随分その面では、若干その比較が制度において変わつてきているということは御認識いたされたかというふうに思います。

それから、いろいろな交付税抑制という中で、公務員の定数削減等歳出抑制の方向に行つたのではないかという御指摘でございますけれども、我々、交付税がそういうことだからということよりは、やはり国、地方を通じて行政改革をしなきゃいけないのではないか、そういう意味で地方においても一定の努力をお願いし、その中で全体の歳出を見直すと、その結果として交付税について抑制的な基調になってきているというふうに出ておるところでございます。

○又市征治君 随分ときれい事をおつしやるが、本当に地方の痛みなんというのは、逆に言うと、去年大変な、予算編成の段階で自治体はもう地獄に突き落とされた。まるでもううそばかりじゃないか、大変な批判があつた。そういう点では、そんなきれい事で私は済むような状態ではない、予算が組めないという自治体がどんどんできたわけですから。その点は申し上げておきたい、こう思います。

そこで、次大臣にお伺いしますが、これまでの経過について、私たちは、これは国会というところは厳しくチェックをするというのは仕事ですから、批判したいことはまだまだ山ほどあるわけですね。

ここで今後の扱いについて伺いたいんですが、地方交付税の不足分を国と地方で折半をして、国は現金で地方は臨財債で埋めるという、こういう

スキームは、先ほど申し上げたように、来年度で一応六年の期限が来るわけですね。総括をする時期にきているんじゃないかと、こう先ほど申し上げた。そこで、来年度でこれで終わる、終わりたいということなのか、いやまだ延長せざるを得ないというふうに考えておいでなのか、その点の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員はもうよく御承知のとおりだと思いますが、地方財政対策におけます財源不足の補てんルールについてはこれまででも三年ごとにルールを見直してきたわけです。そして、十九年度というのはルール見直しの年に当たると、大変重要な年が十九年度になるということだと思っております。現行の補てんルールはもうそろそろその意味で平成十八年度で終了いたしますので、十九年度においてもこの地方交付税法第六条の第三項に該当することとなるような場合には、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は交付税率の変更が必要になるということになるんだと思います。こうした点についてはつきりとしろということとは、たしか補正予算のときも又又又市委員から御指摘をいただいていたと思います。

平成一九年度以降の補てんルールについてどうするかですけれども、これ正に今後、歳出歳入一体計画、そしてこれと整合性を取って私たちの方で作らなければいけない中期地方財政ビジョンの策定の中でそのことをしっかりと取り込んで議論をしていかなきゃいけないと思います。今後の地方財源不足の状況を見据えつつ適切にこれは判断断をしていきたい。今年のまあ夏から秋にかけてででしょうか、そして来年の予算折衝でありますけれども、

ども、それは大変重要であると思います。予算折衝のときは私はおりませんでしょうけれども、それにつなげるようなしつかりとした歳出歳入一体改革の議論を私としては是非、自らの責任においてやりたいと思っております。

○又市征治君　引き続き大臣にお伺いしますが、政府が原資を工面せず、取りあえず今地方債で代用しているのだから、臨財債を一般財源の構成要

素に加えるのは私はやっぱりモラルハザードになりかねないと、こう思うんです。これは麻薬のようなものでありまして、打てばそのときは気分がのうなものでありまして、後には自治体共有の巨額の借金という後遺症だけが残ることになるわけ。

そこで大臣、この臨財債、どの辺に限界を設けるべきだというふうにお考えになっているのか、年度当たりの金額制限とか又は総量規制とか、そこら辺はどのようにお考えですか。

○政府参考人(麓野欣彌君) 臨財債は、先ほども申し上げましたように、地方財源不足が続いている状況の中でその一定のルールの中で発行してやるものでございまして、そういう意味では地方財源不足の状況によつて全体が変わつてくるわけでございまして。仮にこの臨財債に対して発行上限を設けましても、全体として収支ギャップを解消できなければ、結局別途借入金に頼らざるを得ないということになりまして、本質的な解決にならないわけでございまして、要は財源不足が早期に縮小、解消していくことが重要でございまして、そういった中で臨財債の抑制にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○又市街治君　その際、どちらにしても六か年累計で二十兆八千六百億もなるわけですね。で、この臨財債、将来の交付税から天引きをされる。いわゆるタコ足食いみたいなものでありまして、大量償還のころの交付税財政の姿、出と入りというのとはどんなように想定をされているんですか。

○政府参考人 籠野欣彌君　臨財債が現在相当な規模になるわけでございますけれども、実際これが償還をされるということになりますと、その段

したがいまして、全体としてその臨財債の償還がどういふことになるかということも、やはり全

体としての財源不足額の状況がどういふふうになっているかということに依存するわけでございまして、臨財債だけを償還するということで全体

が済むものではないだろう。したがって、その臨財債の出と入りにいうことについて、特に我々何か目標を持っているわけじゃなくて、財源不足額の解消ということに努力していきたいということになります。

○又市征治君　まあ二十兆八千六百億なんというのは小さいもんだなと、地方債全体二百兆円ぐらいの中のわずかなもんだなと、こういうことですね。

まあまあそれは冗談として、これは大臣にお伺いしますが、そもそもうしてこういう事態になつたかと。もう一遍元へ戻るわけですから、それはやっぱり交付税法第六条の三第二項という本則に立ち戻つて、国が交付税五税目のこのの交付税算入率をやつぱり引き上げなかつたらこうなつたわけですね。こんなことを続けていると、今日もずっと出ていますけれども、ますます格差が開いていく、地域格差が開いていく、こういうことになるわけで、この点について、この交付税率の算入率の問題について、大臣、何か考えごさいますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほども少し申し上げ

ましたですけれども、要は交付税率、法定税率をどうするかというかねてからの又市委員の問題意識でございますが、私はまあほとんど同じ問題意識を持っているわけですけれども、国と地方の税源配分をどう見直すかということ、これはもう避けて通れない議論として歳出入一体改革、交付税改革の中で私はやっぱりやっていかなければいけないと思います。

先ほども少し吉川議員のところで御議論がござ

いましてけれども、交付税を見直せというふうに言う、そのときにやはり不交付団体を少し増やさなきゃいけないという議論が出てくる。そのためにはやはり税源配分も見直していただかないと、そういうことにはならないわけでありますので、

私は、そういうトータルの議論の中で今委員がおっしゃった問題意識は、当然のことながらこれは議論をして取り組まなければいけない課題に

なってくるであろうというふうに思っております。

もう一点、委員がちよっと先ほど臨財債のことをおっしゃいましたので、一点だけ、今私たちが越えなければいけない一つの課題については是非委員の皆様にも御理解を賜りたいという意味で申し上げますが、国が五百兆強の借金を抱えている、そして地方が二百兆の借金を抱えている。これ国から見ると、国から見ると言いませんけれども、財務省は必ず国の方が大変だと言わなければならない。そういう言い方をするわけですね。

で、これ、じゃ本当に国と地方がどのぐらいのその債務に対して対抗力を持つべきなのかということの根本的な議論が実はほとんどなされておられません。これは国によって違うようでございませう。国によっては、地方にはほとんど借金を持たせないという国も多い。OECDではそうだと思います。そういう意味では、国と地方、今三対一でありますけれども、OECD平均で取ると、まあどの国を取るかによりますけれども、五対一とか七対一とか、そういう問題もありますので、実は議論、本当に国はどこまで借金、今の全体としての借金のうち、国と地方の適切、まあ適切という言葉ではないかもしれませんが、目指すべき配分がどのぐらいなのかという議論も実はこの歳出歳入一体改革の中でしていかなきゃいけない問題であります。

実はこれなかなか難しい問題で、委員の皆様方にも是非問題意識を持っていろいろ御議論いただきたいというふうに思いますが、そのストックの問題と、そして同時にフローの税源配分をどうするかという問題、これは一体として多分議論しなければいけないことになってくると思っております。

○又市征治君　まあ五百兆、二百兆の話出しましたけれども、一体だれがつくったのかと。自然にできたわけじゃこれはないわけでありまして、やっぱりアメリカと公共事業は六百三十兆円もやりま

国の政策で地方に事業を押し付ける。不況になったら不況対策やらない、周りでどんどんやると。その中で、今朝ほど平野さんが言いましたけれども、だから一生懸命やらないと、こう言っている押し付けてまでやったんですね。そんなことをみんな地方の責任みたいなことを言っているところに私は大変問題があると。これまでのやつぱり総括をきちっとしておかぬといふことを踏まえて、これは議論を内部でもやつぱり是非やってほしいと、このことを申し上げたいかぬ。自治体にとつてはたまらぬ話ですよ。一方的に押し付けておいて、それで今度は、財政危機に陥った、それで今度はやりたい事業もどんどんどんどん削れ削れと、こうなってくる、こういう問題があると思うんです。

もともと本当は議論したいんですが、時間が参りますから、最後に大臣にお伺いをいたしますが、おとこのこの委員会でも、大臣は閣内での閣僚と対立してでも地方住民あるいは自治体の利益を守る立場だと、そういうことで頑張っている、こういうふうにおっしゃったんですが、交付税についても是非、弱体な市町村はやっぱり重点として、合併をするしないで差別することなく、削減分の大規模な回復に取り組んでいただきたい、こんなふうな思います。

政府は交付団体を二分の一ぐらいに減らすと、こう言いますけれども、それは地方の税源の拡充によつて結果として自立できる団体や不交付団体が増えるんじゃない。それならいいんですけれども、それがなければ新たな交付税減らしの目標に結果としてなつてしまつと、こういうことになるんだらうと思うんです。

大臣は一方で、めり張りも大事だと、こうおっしゃっている。私も、担税力のある企業などを抱える自治体には税源拡充で自立を促して、他方で過疎地の自治体など、税源もなく基礎的収支が賄えないこういう自治体、しかしそこにやつぱり生活をする人々がいる、そういう点でこういうところにあつては交付税で地域の格差是正をする、そ

うした仕組みというものをしっかりとつくつていく、こういうことならば私は、めり張りということとはそういう意味だとすれば賛成であります。

しかし、それもあくまでも交付税の総額を必ず保障した上でやるべきことであつて、自治体から猛烈な批判の的となつたこの五兆五千億円の交付税削減というのは再び行つてはならないことはもう明らかですけれども、この点について最後に大臣の所見を聞いて、終わりたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君)　かねてから申し上げているように、交付税というのは国から見ると中間的な支出でありますから、それを減らすかどうかという目標を定めて議論することは、これは間違つております。国も地方も削れるところをしっかりと削らなければいけない、そうしないと後世に負担が残るわけでありまして、そのための汗は流さなきゃいけないと思います。その結果として交付税が減るんだらうならば、それは大いに結構である。

一方で、地方が自立できるようにするために、これは不交付団体が増えるということとは私はこれはいいことだと思ひます。しかし、そうなるためには、やはりその地方税が税源として確保されていなければいけないわけで、それは当然の言わば認識として私としては改革に取り組んでまいりたいと思ひます。

○長谷川憲正君　国民新党の長谷川憲正でございます。

今日は、地方税法改正案、地方交付税法改正案に關しまして御質問をさせていただきますが、私が最終登板者であります。私が関心を持つておりましたようなことはおおむね委員の皆様がお触れになりましたので、重複するところも多いかもしれませんが、かつ、私、地方自治は全くの素人でございます。的外れのところもあるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思います。

私、朝来この委員会の各委員の先生方、そして大臣始め政府の皆さんとのやり取りをお聞きしておりまして強く持ちました印象は、今の大臣

のお話じゃありませんけれども、これは地方は大変だということでございます。しかも、地方といつても平均じゃない、東京だけが、東京だけじゃないのかもしれないが、もうとにかく東京とその周辺が調子が良くて、あとは非常に大きな格差の中であつていふと。言つてみれば、水にぶかぶか浮いている水山みたいなものでありまして、水面に出ている東京はびかびかが光つておりまして、水の下にはもう巨大な部分が、地方の巨大な部分があつていふと。一番底の方なかどうするんですか、本当に。

私は、たまたま前職が大使、外国に駐在した大使でございまして、フィンランドという小さな国で駐在をしておつたわけですが、その国のやり方なんか見えていますと、もう地域、地域、明けても暮れても地域なんですよ。物すごく地域が大事なんです。もちろん、国、国家としてそのEUの中でどうするかとか国防とかつてやりますけれども、あとは何をやっていふかという、自分のそのあつちの地域、こつちの地域、どうやって活性化するかということを物すごく一生懸命やつております。それは、結局、国家というのは地方じゃないかと、地方が健全で夢があつてこそ国家も健全で夢がある、同じものじゃないかということだと思ふんですよ。

そういう意味で、今、又市委員の御質問に対して大臣お答えになりましたけれども、私、そういう決意を大いにこれからも表に出していろんなところで御活躍をいただきたいと思ひますし、総務省の皆さんにも頑張つていただきたい。

私は、何か親に見放された子供が、子供というよりはむしろお年寄りかもしれないが、地方なのか、だんだん食べるものも少なくなつてきて、ようやく何かあてがいがあつて、あれに使え、これに使えと言われていたものが、自由に使える金になると思つてもらつてみたら、まあ額が小さい、トータルとしてやつぱり足りない。そういう中で、とにかく総務省が苦勞なすつて地方交付税という形で薬代けると、栄養剤買つてみたり

痛いところ、こう薬張つてみたりするんだけれども、やはりなかなか無理があるというのが状況なのかなと。

私は、大臣が言われるように、国も借金が大きい、地方も借金が多いのですから、これを改善しなければならぬのは当然だと思います。みんなが苦勞しなきゃならぬのも当然だと思いますが、苦勞しているばかりじゃやはり元氣が出ない、みんなが元氣を出して前向きな取組をしてもらわれないことにはいい結果が付いてこないというふうに基本的に思うわけでございます。そういう意味で、幾つかお尋ねをさせていただきたいんですけれども。

この地域間格差、何でこんなに大きな地域の格差が出てしまったんだろうか。私も最近地方をよく歩かしていただきましたけれども、本当に火の消えたような、昔来たときには立派な町だったのに、何でこんなになっちゃったんだろうというところに幾つもぶつかります。見方によつては、やっぱり今の政府の経済政策、競争、競争と言つてやつてこられているわけですが、人によつては競争至上主義という批判をする人もおります。その結果ではないのかという見方もあるわけがあります。

今日の早い時間の御質問の中でも大臣お答えになりました、それは機会の平等ですとか、再挑戦が認められることとか、そして最後はセーフティーネットだと、そういうことなんだというふうにおっしゃいましたけれども、セーフティーネットと一口に言いますけれども、まあサーカスでブランコからおちても助かるというような意味の安全網ということでしょうけれども、やはりその競争の部分が非常に強くて、そして、しかも地域のその場所を選ばない日本全体的な競争が行われる。そうすると、地方の弱いところに大きな企業なんかがついてきて、地元の企業がもう太刀打ちできなくなる。そして、大企業ですから、自分で思っていたような利益が出なくなればばつと撤収していなくなる。その後はもう火の消

えたような商店街の跡地だけが残るみたいなことが起きているんじゃないかという気がするわけでございます。これは総務大臣にお伺いするのが適切かどうか分かりませんが、私は経済政策という意味で大臣の所見をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) まあ競争至上主義というお言葉も出たわけでありまして、私は朝も御答弁させていただきましてけれども、小泉内閣の経済政策というのは健全なルールの下で競争はしていただくこと、競争することがやはり消費者の利便を高めると、そういう思いはあります。一方、必要な規制とルール、そしてセーフティーネットはしっかりと強化していこうと、そのように私たちはやつてきたつもりでございます。それをもちもつとやらなきゃいけないところがあるということも承知しております。したがって、競争至上主義という御指摘はまあさすがに当たらないだろうというふうに思っているわけですが、

実は、今、長谷川委員が御指摘されたことで、一つ前から私非常に強く印象に残っていることがあるんですが、これはある財界の本当にトップの方の御指摘なんです、こういうことを、趣旨のことを言われました。

先進工業国、つまり成熟した市民社会と発展途上国で非常に大きな違いがあると思つていて、それは、成熟した社会、先進国というのは地方が豊かだと、発展途上国というのは実は都市は比較的豊かだけれども地方が非常に貧しく感じられる、この御指摘はなかなか私たちにショッキングでございまして。つまり、委員言われたように、日本は実はそういう都市と地方の構造から見るとどうも途上国型になっているのではないのかと。これはまあ財界のトップの方がそういう趣旨のことを言われて、そこは私はやっぱり一つ鋭い御指摘だというふうに感じました。

どうして本当にそういうことになっているのかという点に対して、やはりこれはもう社会全体

の知恵を絞つて問題を解決していかなければいけないと思つています。

その意味では、例えばアメリカもそうですね、フィンランドなんか特にそうだと思いますし、ヨーロッパ、大陸だけじゃなくてイギリスもそうです。そういう意味では、多分アメリカのように競争しているところでもそういう社会ができるわけですね。イギリスのように競争している社会でもそういうところができるわけでありまして、そこはやっぱり私たち、本当に根本的な仕組みを地道につくっていく努力が必要なんだろうと思つております。

総務大臣を拜命して改めてその問題意識を強く持つて、これはやはり一つ今議論している中で、地方の資源の賦存状況違ふわけですね。これは、東京にはやっぱり資源があります。人的な資源もあればお金もあるし、ネットワークもあると。和歌山にはありません。そういうことを踏まえて、和歌山、N.T.T.はちゃんとしたネットワークをつくってくれているんですけど、総じていろいろない。そういう問題を直視して、国と地方の在り方をどう考えていくのかという議論をしたい。三位一体の改革というのは、その意味では一つの重要なキックオフであつたと思つております。

しかし、まだ問題があるということもここで御議論いただいたとおりだと思つて、承知をしております。そういう問題には是非私なりに、時間も限られておりますが、正面から取り組みたいと考えております。

○長谷川憲正君 和歌山の話が出ましたけれども、何と云つたつて誇り高き紀州藩ですから、そうした立派な文化も伝統も残つておられるわけ、立派にまた花が咲くことを期待をしているわけでありまして。

そういう意味で、この地域間の格差を是正するというところで地方交付税というのは極めて重要だと。これはもう私は、郵便の世界でよくユニバーサルサービスという言葉を使いますけれども、やっぱり地域で皆さん住んでいらつしやる方が一

定の行政サービスを受けられるという意味での最後の救い主、ユニバーサル基金みたいなものが交付税なのかなという気もするわけでございまして、大臣の所信を拝見しますと、この三位一体改革のところ、これはもうほかの方の御指摘もありましたけれども、補助金の削減と税源の移譲と、そして地方交付税の削減、三つ合わせて成果だということに書いてあるわけでありまして。これは正に三つ一揃りでできたところがある成果だ、という御趣旨だと思いますが、読みようによつては、やっぱり地方の人が読むと五・一兆円の地方交付税減らしたことも成果なのかと。

本當に一生懸命応援をしているんだよという気持ちが伝わるように、やっぱりこういうところも書いていただきたいなと。これはもう減らさざるを得なかつたけれども、一方で財源の移譲もやつたんだと、今までできなかったようなこともやつたんだということを言われるのは確かに結構だと思ふんですけども、細かなところに私は氣を遣つて、そして地方の人に元氣出せよ、元氣出せよと、自分たちも応援しているんだぞという気持ちをお伝えになるべきではないのかと。

そういう意味で、この全体としての三位一体、今度の改革、いろんなアンケートなんかもありまして、見てみると、どうも地方団体、必ずしも評価をしていない。残念なことだと私は思うわけでありまして、この点についてもちょっと大臣の御所見を承りたいと思つています。

○国務大臣(竹中平蔵君) 所信の書き方についての御注意といたしますが、御意見もございましたが、私はむしろ、一部にですけれども、今回補助金を削減して税源移譲をしたけれども交付税は何も改革していないじゃないかと、交付税についてもとと抜本的に見直せという、そういう財政的な観点からの御批判があるというふうにも認識をしております。そういう批判に対しては、いや交付税においてスリム化できることはすいすいスリム化して、そして効率的な形で地方の財政需要を支えるような努力をしたんだと、そのことはやはり

しっかりと情報発信したいという思いがござい
ます。それがそういう書き方になったというふう
に、そこは御理解いただきたいと思ひます。

しっかりと応援しているというメッセージを送
れということでございます。そこは、総務省の重
要な役割だと思ひます。

ただ、先ほど成熟した市民社会と、ほかの国と
比べて、日本はやっばり途上国型になっているん
じやないかというのを考えるときに一つ思いま
すのは、今まで一生涯懸命に地方が、そして総務省も
頑張つて、そしてこの総務委員会の皆さんも頑
張つて、地方が更に貧しくなるのを食い止めるた
めに、食い止めるために交付税を準備しようとい
うような思いがあつたんだと思ひます。ただ、
そこはそこで、私は大変重要だと思ひますが、地
方が更に豊かになるような仕組みというのは、こ
れは交付税だけではできません。より総合的な政
策が必要なのでございしますが、そういうものが
やっばり欠如しているのではないかと。何が欠如し
ているかと言われると難しいわけですが、もつと
もつと工夫をする余地があるのではないかとこの
思いがございします。

その意味では、決して受け身で、交付税がこれ
以上減らされるのを止めるという受け身の姿勢だ
けではこれはもう駄目なわけで、更に進んで地方
をもつと豊かにする方策の根本策、その中で考え
てみると、実は交付税ないしは財政的な仕組みと
いうのはかなり重要な役割を果たせるはずだと
思ひております。そういう改革を是非実現した
い。これはなかなか息の長い改革になるわけでご
ざいしますが、その取っ掛かりを是非つくりたいと
思ひております。

○長谷川憲正君 大臣おっしゃるとおりだと思ひ
ます。私も、交付税の話というのはやっばり地方
自治全体のごく一部の話でありまして、これを議
論しているからといって地方自治全体が健全にな
るとはそれはとても思ひません。やはり景気を良く
し、そしてみんなが前向きな取組ができるような
仕組みをつくらにやいかぬ、そう思ひます。

今日は、ここは適切な場ではまだないでしょう
から、本格的な議論は別途またやりたいと思ひま
すけど、やっばり先ほど来御指摘のある国と地方
の在り方といひますけれども、私は国の在り方が
問題だと思ひます。途上国型だという指摘
がありましたが、全くとおりだと思ひ
ます。日本の仕組みというのは途上国そのものだ
と思ひます。こんな一億二千万七百万人という
ような大きな国が全くの中央集権で、すべて東京
で決めていると思ひられるような弱い地方自治の姿
というものが、やはり私は異常だと思ひます。

アメリカだつて五十の国に分かれていてるわけ
です。ヨーロッパの国々を見ても連邦国家が非常
に多い、日本のような大きな国は一つもないけれ
ども、ヨーロッパには、それでも、国の中が幾つ
もに分かれてそれぞれが権限を持っているから、
それぞれの地域に中心となる町があつて、しっか
り榮えているということだと私は思ひます。ありま
す。そういう意味で、道州制の議論というのを、
県を上げていくというイメージで先ほど大臣お話
がございしましたけれども、私は国のサイズとい
うのを、極端なことを言ひますが、国のサイズとい
うことを考えてもいいんじゃないかという気さえ
するわけでありまして。

二年ほど前に、私、北海道道経連の皆さんにお
呼びをいたひたひてお話をさせていただいたことが
ありますが、北海道の抜本的な活性化策として私
が申し上げたことは、日本から独立したらどうか
ということだと思ひました。自分たちの地域のこ
とは自分たちで全部考えろ。いや、それはと
おっしゃいました。もう北海道だけではとても
やっていけないとおっしゃいましたけれども、北
海道五百六十万人、私があつたフィンランドは五
百二十万人であります。それであれですよ、EU
の一員で、ちゃんと軍隊も持つて、大統領がいて、
競争力世界一だとかなんとか言ひわれている。や
ればできるわけでありまして、やっばり国として
の適切な範囲といひますか、やはり大き過ぎるこ
とに一つの問題点があるのかな。それと、極めて

優秀な官僚の人たちがおりますから、なかなかで
き上がった一つの家というのをがらつと崩すとい
うのは難しい、そういうことなんだろうと思ひま
す。

話が横道にそれておりますけれども、細かなこ
とで幾つか気に掛かっていることがありますの
で、御質問をさせていただきたいと思ひます。

退職手当償のことなんですけれども、先ほど御
質問がありましたように、これから先、団塊の世
代が退職をされまして、その退職手当が十分でな
いと。退職手当償も、今度は定年退職にも出せる
ようにしようということのようでありまして、こ
れ正に将来の償還計画ですね。先ほど来お話があ
りますけど、もう一度お聞きをしたいんですけ
ど、これ大丈夫なんですか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 今回、退職手当につ
いて退職手当償で対応したいということをお願い
をしておるわけでございますが、その財源につ
いてどうか、こういうことでございします。

その財源は当然、地方税なり地方交付税など一
般財源で確保すると、これが基本であるわけでご
ざいしますけれども、今回は急激に退職手当が増え
ていくという中で、今後十年間の特例措置として
いうことでございしますが、その際、地方団体から
は今後の定員なり総人件費の適正化について計画
を出していただくということを考えてございまし
て、その中で償還財源については確保できる。そ
の確保できる範囲内での許可を行つていくとい
ふふうに考えているところでございますので、我々
としては、その償還財源について十分対応できる
のではないかとこのように考えております。

○長谷川憲正君 丁寧に御答弁はいただいたん
ですけど、どうもイメージがわかないんですよ。
これから地方もどんどんどんどんお年寄りが増
えたりして若い人もいなくなつて、企業もなかな
か地方には出てこなくて、どうやって返すのかな
と。やっばりその抜本的な対策がないと、これは
今のようなことを続けていたのではこれはどうに

もならないかと印象を強く持ちますので、また、
そこはむしろ国会の中で議論しなきゃいけないこ
となのかもしれないけれども、非常に心配でござ
います。

それから、別の件でございしますけれども、今回、
国庫補助金、負担金の改革ということで補助金を
減らす。これは当然のことながら、中央政府の仕
事がその分だけ減るわけでございますので、難し
いのかもしませんが、国の組織がある程度縮減
をされるということになるのか、あるいは各省の
定員が減ることになるのか、その辺をちよつとお
聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(藤井昭夫君) 私どもも、従来から
三位一体改革に伴つて、やはり国の事務事業が減
るんだから、国の方の体制を見直しすべきではな
いかというように御指摘はいただいていたところ
でございます。また私どもとしても、三位一体
改革というのは国、地方を通じてやっばり簡素で
効率的な行政体制の中で進められるべきだとい
う考え方から立つておるところでございます。それ
で、関係各省に対しての事務体制の見直し等を求
めていたところでございします。

具体的には、私ども、毎年の査定時期に減量・
効率化方針というものを立てて、この中には例え
ば三位一体改革の関連だけじゃなしに、民間委託
の推進とかIT化とか、そういったことでも必要な
合理化措置を講じてくださいという基本的な考え
方を示して、それぞれの関係各省から具体的など
ういうことをしますというように言うことを言つて
いただいて、それで見直しを進めるといふことを
やっているんですが、その中にやっばり三位一体
改革に伴う事務事業の見直しとか組織体制の見直
しというものを求めて推進してきたところでござ
います。具体的には、十七年度には二十七人の、
二十七人です。の定員合理化、それから十八年度
には、これからなんですけれども、少なくとも二十
人以上の合理化をするという具体的な措置の方
針をいただいているところでございします。
ちよつと長くなるかもしれないんですけど、関係各

省のいろいろな御意見を承つてみますと、やっぱり各省の側からすれば、例えば補助金等を縮減するとか、あるいは補助率を低減するとか、あるいは補助金を交付金化するというのがなされても事務量としてはそんなに大幅に減るものではないとか、あるいは担当者がいろいろなセクシヨンの業務の中で、多様な業務の業務の中でなされていて、目に見えた合理化するというものは出せるものじゃないというような実情はあるようでございますが、ただ、私どもとしては、やっぱり三位一体改革というのは単に補助率どうのこうのとか補助金を下げるとか、そういうことだけじゃなしに、国の関与の在り方自体も問われているわけでございます。それはそういう意味では、事務事業の在り方あるいは事務処理体制の見直し、そういったものもやっぱり併せて検討してくださいというふうなことで、いろいろ議論して精査した結果が先ほど申し上げた数字になっているということでございます。

十九年度以降はどうかということなんです、私どもとしては、やっぱりそういう三位一体改革に伴う事務事業の仕方とかあるいは体制の在り方、これはやっぱり引き続き各省に対して検討をしてもらい必要があると考えておりますので、引き続き推進させていただきたいと、このように考えている次第でございます。

○長谷川憲正君 それなりの成果は上がっているというお話でございます、心強く思います。それは一つ一つは小さくても、やっぱりこういう努力を積み重ねること、地方の側もこれから仕事も減らしていくにやならぬわけですから、元氣出ますよね。どうぞ引き続き頑張つてやっていただきたいと思います。

最後の質問にしたいと思います。一つは、定率減税の廃止のことでございます。

先ほど吉川委員からお話がありました。私、吉川先生とは思想、信条違いますが、ただ、やっぱりこれ、少なくともこの時期にやるべきことなのかなという気がしてなりません。景気も少し

上昇に向かいつつあるというときに、これ本当に地方を歩いていて、住民税がどかんと増えてびっくりしたとかという話を最近よく聞くわけですよ。これ来年、さらに全廃になりますよね。それはいろんな意味で地方の元気をそぐのではないだろうかというふうに思うわけです。

そして加えて、税源移譲、住民税の方に行きますよね。それはトータルで見たら別に増やしているんじゃないよというのが皆さんの御説明なんだろうと思いますけれども、住民税がばつと、納税通知書みたいなものを見た人はやっぱりびっくりするわけです。その辺はよほどやはり政府としても上手にPRをなさらないと、このショックみたいなものがいろんなところに出てくるんじゃないだろうかと。一つは、もう正に地方の元気を抑えてしまうということになるかもしれませんし、来年はいろんな選挙ありますよね。そういうところにも、私が心配するのは余計なお世話かもしれませんが、出てくると私は思うんです。

もし皆さん方がこれ自信があつておられるのであれば、しっかりとやっぱり御説明をなさつて、そして分かりやすく、分かりやすくPRをなさるべきだと思ふんですが、景気に与える影響等も含めて、大臣、最後に御答弁いただければ有り難いと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今日も本当に定率減税と景気の関係について、非常に幅広い御議論をいただいたと思つております。政府としての景気認識につきましては、何度か申し上げましたように、景気は回復していると。そして、民需そして内需、外需、バランスの取れた回復過程にあるというふうな認識をしております。

もう御承知のように、この政府経済見通しを作るに当たつて、この制度改正による負担、給付の増減を、これ給付もありますので、増減が両方あります。それをしっかりと見込んだ上で政府経済見通しを作っているわけですが、そこにおいて、そうした効果を見込んでも景気の回復は続くであろうと。政府経済見通し、実質で十八年度

一・九%の増加を見込んでいるというのが状況でございます。もちろん一方で、この点については機動的、弾力的な対応が必要だということもこれは十分認識されておりまして、与党の税制改正大綱でもそのことは、弾力的に対応する必要があるということは明示をされておるところでございます。

もう一つ、住民税ですね。トータルでは変わらないにしても、住民税が増えると身近なところでの納税が増えると、それは住民はびっくりするのではないかと。その点に対して、選挙もこれあり、しっかりと周知しろという御指摘については、これはもう本当にそのとおりであろうかと思ひます。

我々としても、いろんな地方団体に対してよく説明すると、総務省として直接できるところとしてはですね。さらには、ホームページ等々で紹介する等々もう既にやっておりますけれども、これは総務省だけではなくて政府全体としてしっかりと広報に努めなければいけない問題でございますので、諮問会議等々でも問題の提起を引き続きしていきたいというふうに思つております。

○長谷川憲正君 終わります。

○委員長(世耕弘成君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

第二部

総務委員会会議録第五号

平成十八年三月十六日

【参議院】

平成十八年三月二十八日印刷

平成十八年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局